

令和元年度 包括外部監査結果報告書

子育て支援の充実に関する施策の
財務事務の執行について

令和2年2月
八戸市包括外部監査人
公認会計士 荒谷 祐介

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として八戸市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、八戸市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは、国又は他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3. 凡例

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

地方自治法	⇒	自治法
地方自治法施行令	⇒	自治令
八戸市財務規則	⇒	財務規則

4. 用語について

施設等の名称に付されている「八戸」、「八戸市」、「八戸市立」、「八戸市営」という用語については、文中での判別が困難になる場合などを除いて、原則として記載しないこととする。また、報告書中「市」と記載している場合は、原則として「八戸市」をいう。

第1章 監査の概要

1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由	1
4. 監査の対象期間	1
5. 監査の実施期間	1
6. 監査従事者の資格及び氏名	2
7. 利害関係	2

第2章 八戸市の現状及び子育てを取り巻く環境

1. 八戸市の人口推移、将来推計	3
2. 少子化の進行	4
3. 世帯人員の減少	5
4. 女性の就労状況	6

第3章 子育て支援の充実に関する八戸市の取組み

1. 取組みの概要	7
2. 第2期八戸市次世代育成支援行動計画の概要	7
3. 第6次八戸市総合計画の概要	13

第4章 監査の方針及び監査対象の決定

1. 監査の基本的な方針	16
2. 監査要点	16
(1) 法令等への準拠性	16
(2) 事業の有効性	17
(3) 事業の経済性、効率性	17
3. 監査手続	17
(1) 監査対象事業の概要把握	17
(2) 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問	18
(3) 現地視察	18
4. 監査対象事業の選定について	18
5. 監査対象事業	19

第5章 外部監査の結果及び意見（総論）

1. 監査の結果及び意見の総括	21
2. 監査の結果及び意見の概要	22
(1) 事業の事務執行上の誤りについて	22
(2) 事業の経済性、効率性、有効性について	24
(3) 委託契約について	26
(4) 指定管理者の管理運営について	27
(5) 在庫管理、債権管理について	28
(6) その他の監査の結果及び意見	29

第6章 外部監査の結果及び意見（各論）

I こども未来課

No. 1	時間外（延長）保育事業	32
No. 2	一時預かり事業	37
No. 3	病児・病後児保育事業	45
No. 4	認可外保育施設助成事業	51
No. 5	幼稚園就園奨励事業	54
No. 6	子育てサロン事業	57
No. 7	児童福祉施設等産休等代替職員設置事業	60
No. 8	保育研修事業	63
No. 9	保育士修学資金貸付金事業	65
No. 10	保育補助者雇上強化事業	69
No. 11	施設型等給付費支給事業	72

II 子育て支援課

No. 12	子育て短期支援事業（ショートステイ）	76
No. 13	放課後子ども教室推進事業	78
No. 14	虐待等に対する関係機関の連携、家庭相談員による相談体制の充実、児童虐待防止の啓発活動	81
No. 15	母子家庭等自立支援教育訓練助成事業	84
No. 16	ひとり親家庭への経済的支援	87
No. 16-1	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	87
No. 16-2	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	95
No. 16-3	ひとり親家庭等日常生活支援事業	98
No. 16-4	ひとり親家庭等医療費助成事業	100
No. 17	ファミリー・サポート・センター事業	105
No. 18	児童館運営事業	107
No. 19	児童手当	114
No. 20	子育て情報整備事業	117
No. 21	読み聞かせキッズブック事業	120
No. 22	児童扶養手当支給事業	124
No. 23	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	129

III 障がい福祉課

No. 24	障がい児及びその家庭への適切な支援	134
--------	-------------------	-----

IV 総合保健センター推進室

No. 25	休日・夜間の救急医療体制の確保	141
--------	-----------------	-----

V 健康づくり推進課

No. 26	妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発・相談支援の充実	146
No. 27	不妊治療費助成事業	150
No. 28	女性健康支援センター事業	153
No. 29	子育て世代包括支援センター	155
No. 30	不妊専門相談センター事業	159

VI 保健予防課

No. 31	各種予防接種事業	161
--------	----------	-----

VII	学校教育課	
	No. 32 幼稚園補助事業	167
VIII	社会教育課	
	No. 33 家庭の教育力充実事業	170
IX	こども支援センター	
	No. 34 心身の発達支援を必要とする子ども及びその家庭への総合的な支援 ..	175
X	図書館	
	No. 35 親子の心ふれあう機会の提供	180

第 1 章 監査の概要

1. 監査の種類

自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

子育て支援の充実に関する施策の財務事務の執行について

3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

八戸市の総人口、年少人口は減少傾向にあり、八戸市の総人口に占める年少人口の割合も減少を続けている。また、核家族や単身世帯の増加により 1 世帯当たりの人数も減少している中、子育て世代の女性の労働力率は上昇しており、共働き世帯も増加傾向にある。そのような状況下において、子育て支援は欠かせないものであり、八戸市では「第 2 期八戸市次世代育成支援行動計画」（以下、「行動計画」という。）における事業、取組みや、「第 6 次八戸市総合計画」（以下、「総合計画」という。）の分野別施策において、子育て支援の充実に向けた具体的な取組みを推進してきた。以上のことから、子育て支援の充実に関する施策の財務事務の執行について監査する意義があると判断し、令和元年度の八戸市包括外部監査における特定の事件（テーマ）として選定した。

4. 監査の対象期間

原則として平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）。ただし、必要に応じて平成 29 年度以前及び令和元年度の執行分を含む。

5. 監査の実施期間

令和元年 6 月 10 日から令和 2 年 2 月 17 日まで

6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	荒谷 祐介
監査補助者	公認会計士	渡邊 雅章
	公認会計士	鳩 健二
	公認会計士	森田 清人
	公認会計士	鈴木 崇大
	公認会計士	今 孝彰

7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

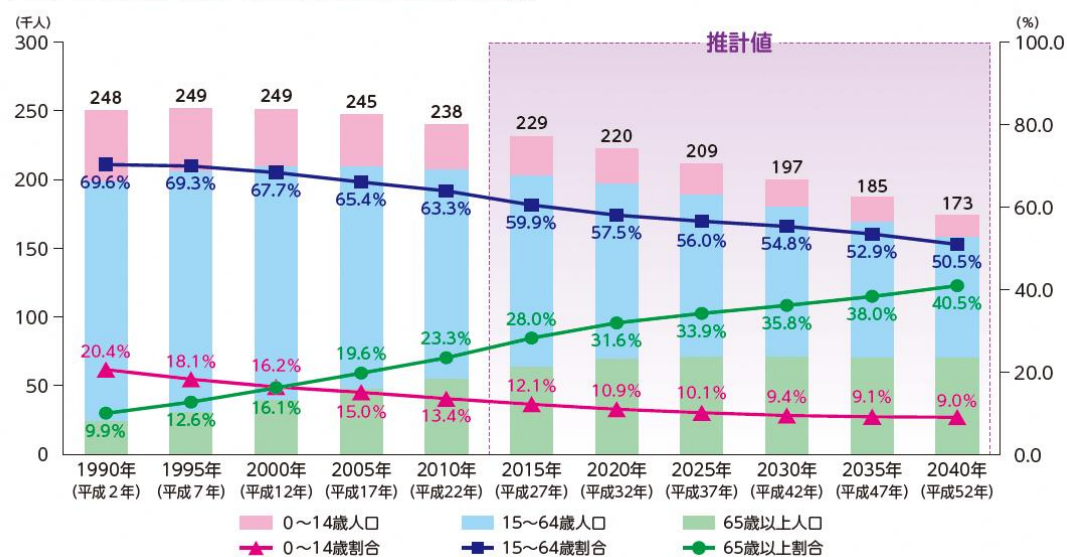
第2章 八戸市の現状及び子育てを取り巻く環境

1. 八戸市の人口推移、将来推計

八戸市の人口は、平成7年(1995年)の249,358人をピークに減少傾向が続いており、平成17年(2005年)には244,700人、平成22年(2010年)には237,615人となっており、この5年間で7,085人の減少(2.8%の減少)となっている。

また、国立社会保障・人口問題研究所によれば、平成27年(2015年)から令和7年(2025年)の10年間で、市の人口が約2万人減少するものと推計されている。自然動態(出生数と死亡数の差)は、平成19年(2007年)以降、死亡数が出生数を上回り、マイナス幅が年々拡大傾向にあること、社会動態(転入数と転出数の差)もこの20年間一貫して転出超過によるマイナスとなっていることなどから、人口の減少傾向は今後も続いていき、その中でも、子どもの人口、生産年齢人口(15歳～64歳の人口)が減り続けていく傾向にあることが読み取れる。

○八戸市の総人口及び年齢3区分別人口の推移と推計



※平成2年～平成12年は旧八戸市＋旧南郷村

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

(出所：総合計画)

○八戸市の人口増減数の推移



資料:八戸市

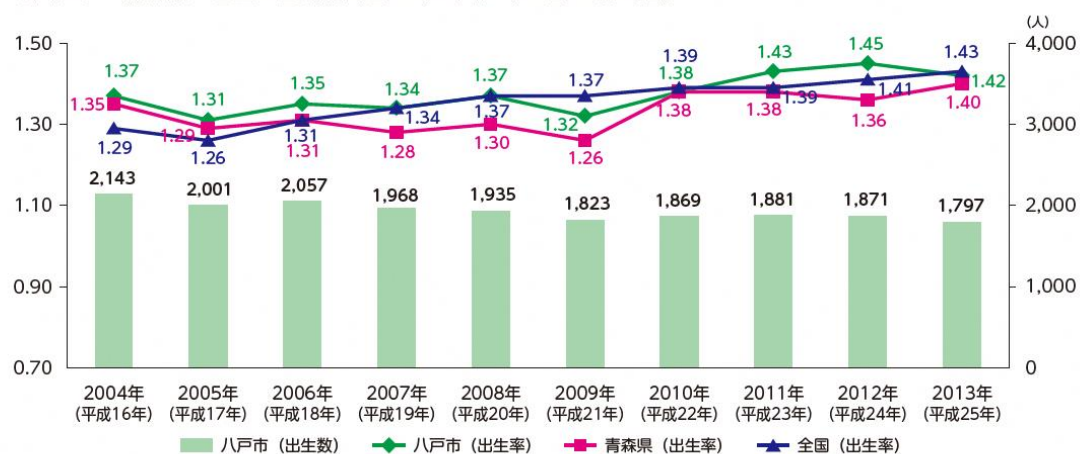
(出所:総合計画)

2. 少子化の進行

市の合計特殊出生率は平成17年(2005年)に過去最低の1.31を記録したものの、その後は回復傾向にあり、平成25年(2013年)には1.42まで上昇している。これは、全国平均と比較してもほぼ同水準にあるが、人口維持に必要とされる水準である2.07には届いていない。

また、出生数についても平成16年(2004年)から平成25年(2013年)にかけて、減少傾向が続いており、国立社会保障・人口問題研究所による市の平成27年(2015年)以降の出生数の推計も引き続き減少傾向を示している。

○八戸市・青森県・全国の合計特殊出生率と八戸市の出生数の推移



資料:厚生労働省、青森県、八戸市

(出所:総合計画)

○八戸市の出生数の推計

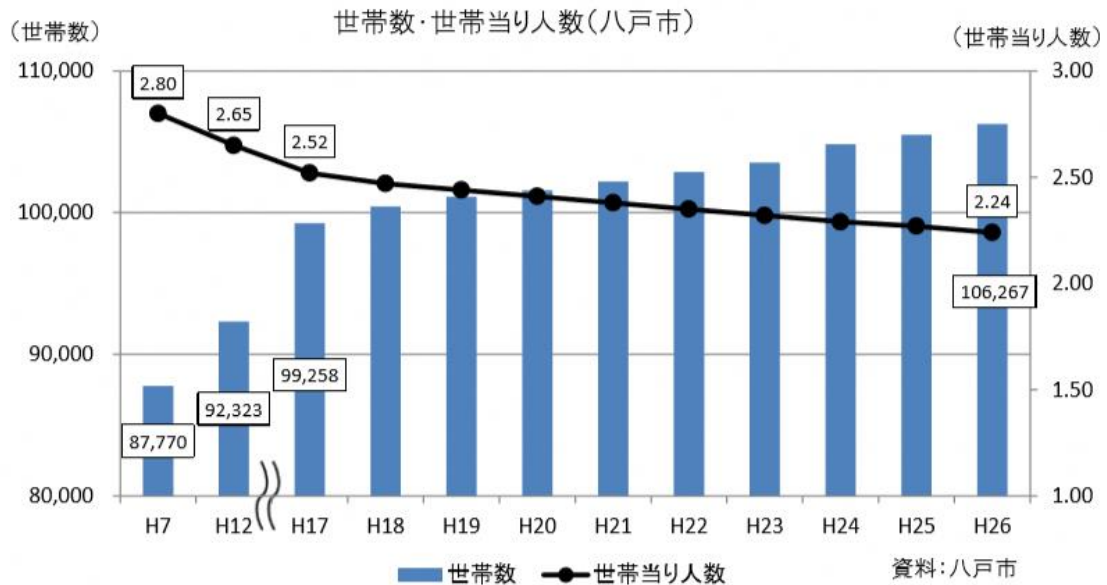


資料: 国立社会保障・人口問題研究所

(出所: 総合計画)

3. 世帯人員の減少

市の世帯数は年々増加しているが、1世帯当たり人数は平成7年(1995年)の2.80人から平成26年(2014年)の2.24人へ大きく減少している。このことから、核家族や単身世帯の増加が進行していることがうかがえる。

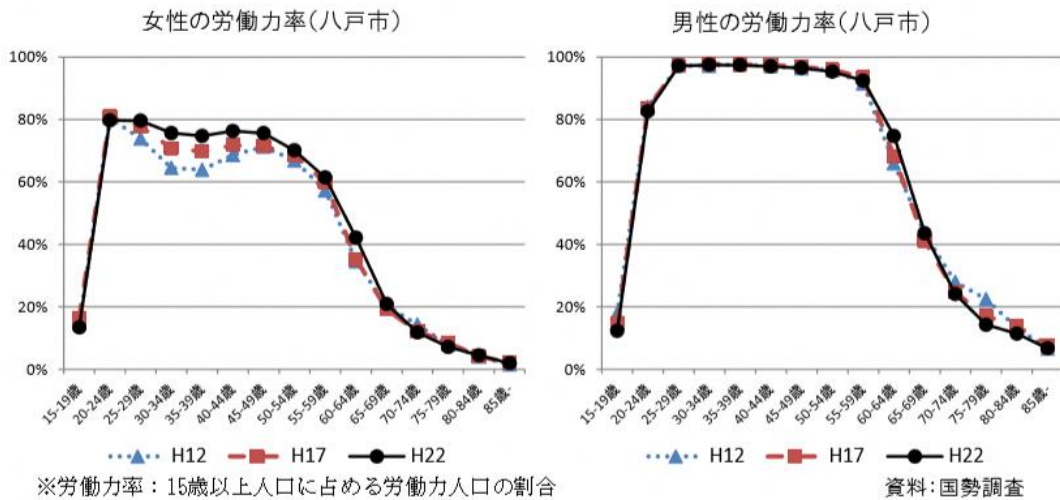


資料: 八戸市

(出所: 行動計画)

4. 女性の就労状況

女性就業者は、結婚や出産により退職し、子育てが一段落してから再び就労する傾向にある。そのため、子育てが一段落するまでの期間として 30～40 歳代の女性就業者数の減少が顕著となっていることから、年齢別の女性労働力率は「M 字カーブ」を描いている。平成 22 年（2010 年）の市の女性の労働力率は平成 12 年（2000 年）と比較して、M 字の底が上がり、台形に近づいており、30～40 歳代の女性就業率が高まっていることが見て取れる。このことから、仕事と子育ての両立支援をより充実させることが求められるだろう。



(出所:行動計画)

第3章 子育て支援の充実に関する八戸市の取組み

1. 取組みの概要

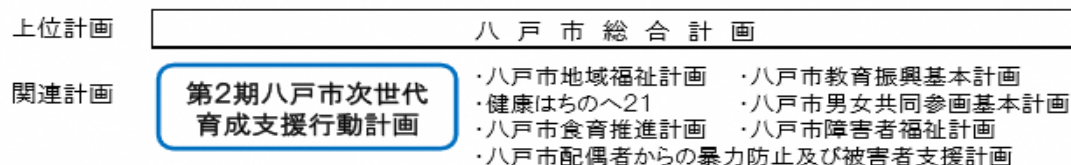
国は、平成 11 年に中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として「少子化対策推進基本方針」を策定し、以後、「新エンゼルプラン」、「待機児童ゼロ作戦」等により、子育てと仕事の両立支援を中心として、子どもを生みたい人が生み育てやすいようにするための環境整備に力点を置いて、様々な対策を実施してきた。しかし、平成 14 年に発表された「日本の将来推計人口」によれば、従来、少子化の主たる要因であった晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象が見られ、現状のままでは、少子化は今後一層進行すると予想され、この急速な少子化の進行は、今後我が国の社会経済全体に深刻な影響を与えると想定された。そこで、この少子化の流れを変え、従来の取組みに加えてもう一段の対策を進めるため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成 17 年度からの 10 年間において、地方自治体に次世代育成支援のための行動計画の策定が義務付けられた。これに伴い、市では、平成 17 年に「八戸市次世代育成支援行動計画」を策定し、未来の八戸市の担い手となる一人一人の子どもが健やかに育つことができる環境づくりを進めてきた。

平成 24 年には、全ての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とした「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、全国の市町村に、子ども・子育てに関する事業の利用状況や利用見込みを把握し、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられた。

市では、平成 27 年に「第 2 期八戸市次世代育成支援行動計画」を策定した。この計画は、これまで取組みを進めてきた「八戸市次世代育成支援行動計画」を継承し、次世代育成支援対策推進法に基づく計画として位置付けるとともに、「子ども・子育て支援事業計画」の内容を盛り込み、子ども・子育て支援法に基づく計画としても位置付けることにより、市の子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な実施を目指しているところである。

2. 第 2 期八戸市次世代育成支援行動計画の概要

行動計画は平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間の計画となっており、平成 27 年度から令和元年度までの 5 か年を前期計画期間、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年を後期計画期間としている。計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援施策に関連する市の各分野の計画と整合性を図り、計画の推進においては、各計画との連携を考慮しながら、状況の変化に応じて事業の見直しや新たな事業の具体化など、適切な運用が図られている。



(出所:行動計画)

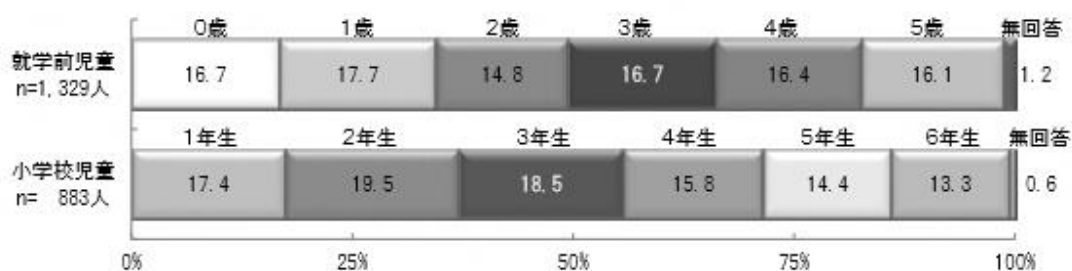
当計画策定にあたっては、市の現状と今後の課題を整理することを目的として、乳幼児及び小学校児童の保育や教育、子育て支援などに関するニーズの把握・分析を行っている。ニーズ調査の実施方法・回答状況は以下のとおりである。

【図表 ニーズ調査の実施方法】

実施時期	平成 25 年 11 月 1 日～平成 25 年 11 月 16 日
調査対象	就学前児童の保護者 3,000 人 小学校児童の保護者 2,000 人
調査方法	住民基本台帳の中から一定条件のもとで無作為に抽出した児童の保護者に対し、郵送により調査票を配布・回収

(出所:行動計画)

【図表 ニーズ調査の回答状況】

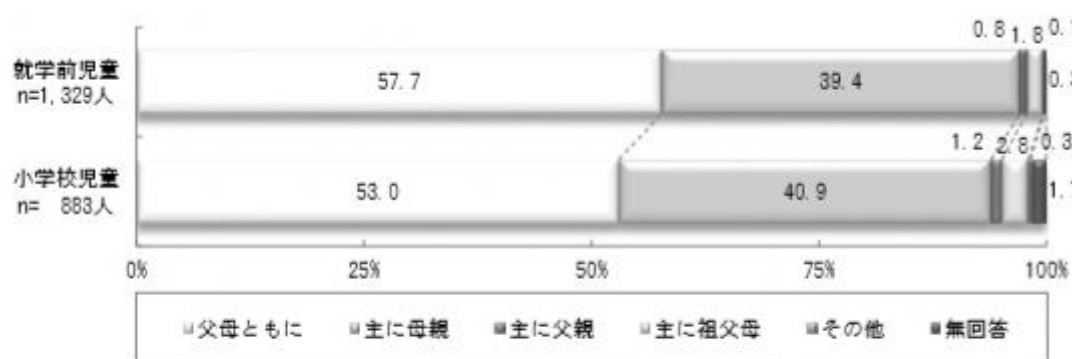


(出所:行動計画)

ニーズ調査の回答により、今後対応すべき課題が浮かび上がってきている。例えば、家庭内の保育者の状況については、就学前児童では「父母ともに」が 57.7%、「主に母親」が 39.4%と大半を占めている状況にあり、家庭内の保育は主として母親が担っていることがうかがえ、小学校児童でも同様の傾向となっている。また、母親の就労状況については、就学前児童では 6 割以上、小学校児童では 7 割以上の人が就労しており、母親の帰宅時間は 18～19 時台が最も多く、約4割を占めている状況にある。核家族化が進む中で、家庭内の保育は主として母親が担っている状況下において、保育の需要は高いものと推察される。また、ニ

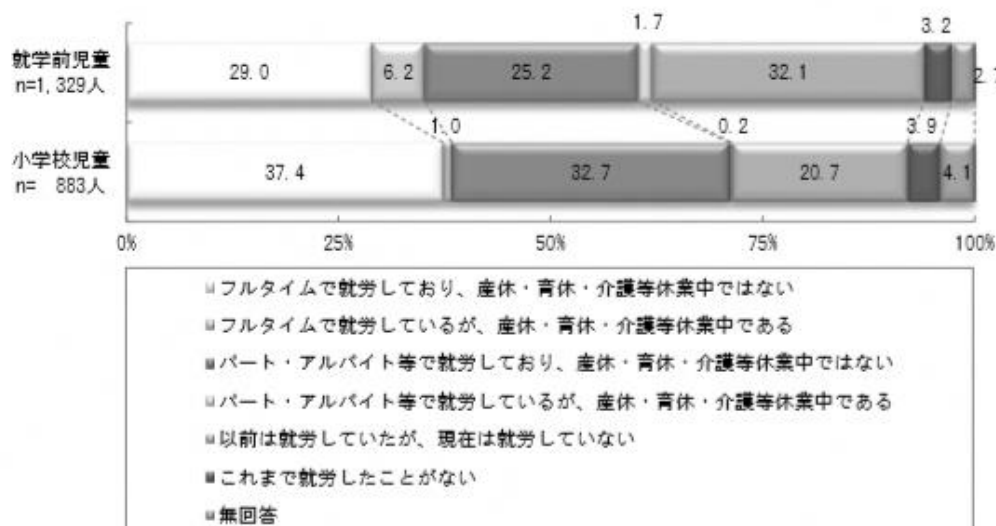
ズ調査の回答には記載はされていないものの、母親の帰宅時間が 18～19 時台より遅い日もあるだろうし、ひとり親家庭で周囲に頼れる親族がいないケースもあるだろう。この調査の回答内容からも、子どもの良質な生育環境を確保するためには、母親の就労状況に配慮した教育・保育事業の運営が必要であることがうかがえる。また、幼児期の教育・保育事業等について、平日定期的に利用している教育・保育事業と今後の利用希望をみると、幼稚園、保育所、認定こども園など、主に施設型の教育・保育の利用を希望する人が多いとの回答結果であった。やはり、安心して子どもを預けられる場所として施設型の教育・保育の利用希望が多いのであろう。

【図表 主な保育者の状況】



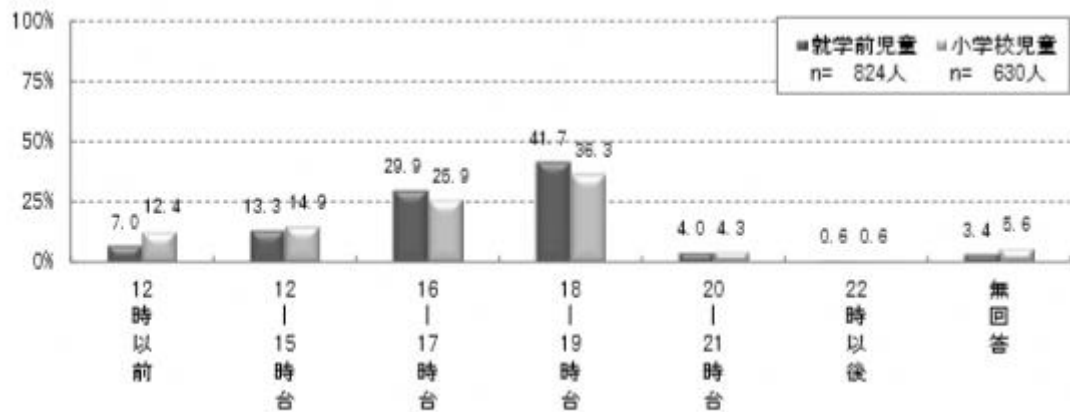
(出所:八戸市子ども・子育て支援ニーズ調査報告 平成 26 年 3 月)

【図表 母親の就労状況】



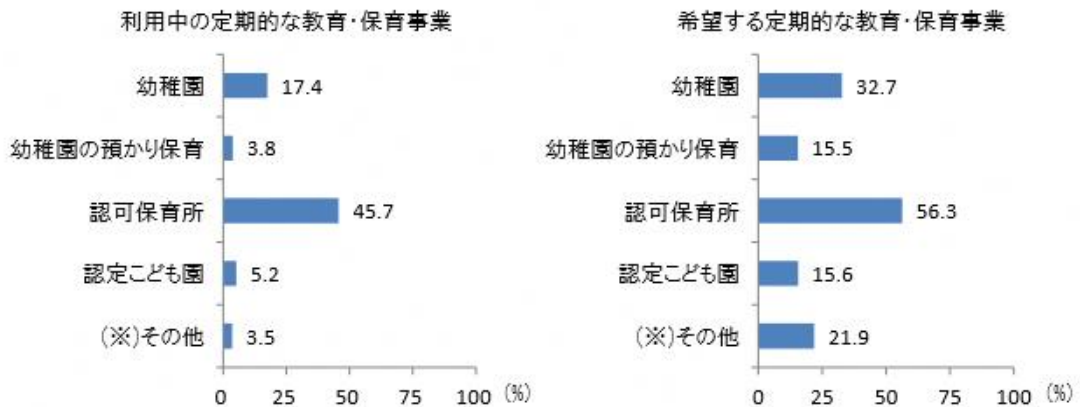
(出所:八戸市子ども・子育て支援ニーズ調査報告 平成 26 年 3 月)

【図表 母親の帰宅時間】



(出所:八戸市子ども・子育て支援ニーズ調査報告 平成26年3月)

【図表 利用中の定期的な教育・保育事業、希望する定期的な教育・保育事業】



(※)その他…認可外保育施設、事業所内保育施設、ファミリー・サポート・センター等

(出所:行動計画)

そして、このニーズ調査の回答結果を踏まえつつ、当計画は、「未来を担う子どもを育てるまちづくり」を基本理念に掲げ、環境や地域文化に恵まれた八戸市で、安心して子どもを産み育てることができ、未来の八戸市を担う一人一人の子どもが健やかに成長し、さらに子育て家庭のみならず、地域の人々がともに子育ての楽しさや喜びを実感できるまちづくりを目指し、5つの基本目標のもとで具体的施策を展開している。

【図表 ライフステージに応じた基本目標と具体的施策】

ライフ ステージ	基本目標	具体的施策
妊娠期 ↓ 乳幼児期 ↓ 学童期 ↓ 青少年期	1 子どもと親の確かな健康づくり	(1) 子どもと親の健康の確保・増進 (2) 食育・保健対策の充実
	2 乳幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援	(1) 多様な保育サービスの提供 (2) 幼児教育の充実
	3 心身の健やかな成長に資する教育・生活環境づくり	(1) 学校・家庭・地域の教育力の向上 (2) 放課後児童の居場所づくり (3) 生きる力を育てる機会の充実
共通	4 支援が必要な子ども・家庭へのきめ細かな取組の推進	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進 (3) 障がい児施策の充実
	5 地域で子どもを見守り子育て家庭を支援するまちづくり	(1) 安全・安心なまちづくり (2) 地域における子育て支援の充実

(出所:行動計画)

当計画の推進体制は行動計画において、以下のとおり掲げられている。

計画の推進体制

○計画の点検及び評価

- ・計画の実現に向けては、毎年度、計画の実施状況について点検・評価し、必要に応じて問題点や課題の検討を行い、改善や見直しなど必要な措置を講じていきます。
- ・計画の実施状況や評価については、八戸市子ども・子育て会議条例による附属機関として設置した「八戸市子ども・子育て会議」で審議を行います。
- ・会議の委員は、学識経験者、子育て支援に関する事業従事者、子どもの保護者等で構

成されています。

○実施状況の公表

・実施状況の点検及び評価の結果については、市ホームページなどを活用して公表し、市民及び関係機関等への周知を図ります。

○関係機関等との連携

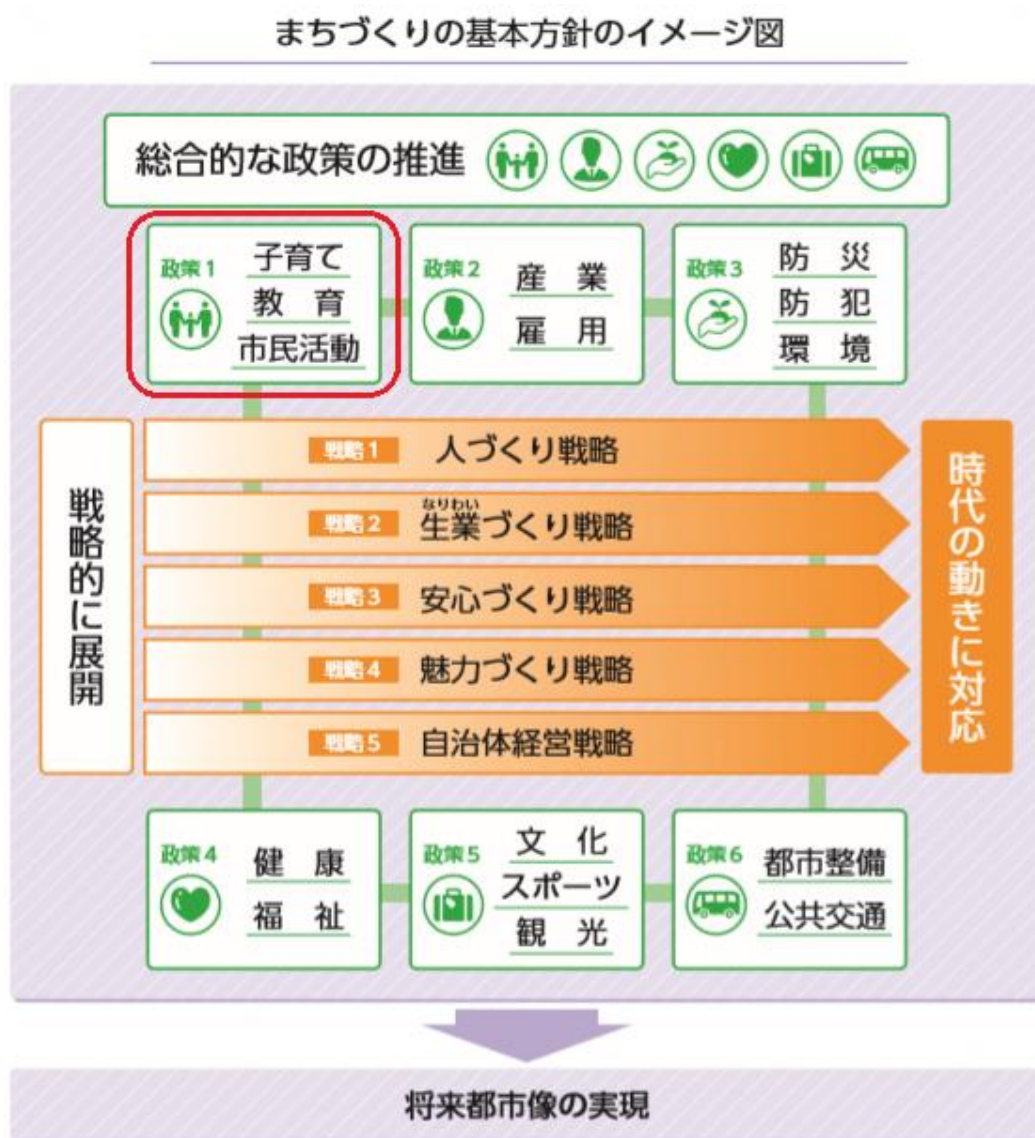
・計画の基本理念の実現には、家庭、教育・保育施設、地域、企業、行政など、それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組んでいきます。

・八戸市健康福祉審議会と相互に情報提供等を行い、他の健康福祉施策との一体的な推進を図ります。

(出所:行動計画)

3. 第6次八戸市総合計画の概要

市は総合計画において、将来都市像として「ひと・産業・文化が輝く北の創造都市」を掲げ、将来都市像の実現のために、6つの政策分野において各種施策を総合的かつ計画的に展開している。



(出所:総合計画)

その6つの政策分野のうちの一つである「子育て・教育・市民活動」の大施策として「子育て支援の充実」を掲げている。

【図表 「政策1 子育て・教育・市民活動」の施策の体系図】



(出所:総合計画)

子育て支援の充実を図るための施策立案にあたって、総合計画では、「現状と課題」と「施策の方向性」を次のように整理している。

【現状と課題】

当市では、平成 25 年(2013 年)の合計特殊出生率が平成 17 年(2005 年)の 1.31 から 1.42 となり回復傾向にありますが、出生数は減少傾向にあり、その要因としては、女性の社会進出による晩婚化や世帯構成の変化、個人の価値観の多様化などがあげられます。

このようななか、都市化の進展、生活様式や就労形態の多様化などを背景とした地域住民の結びつきの希薄化により、地域における子育て機能が低下しており、地域における子育て支援活動の促進が求められています。

また、育児に対する心理的・経済的な負担感も出生数減少の要因であることから、子育てに関する不安の解消に向けて、子育て家庭を支援する取組が必要です。

さらに、依然として「子育ては母親(女性)の仕事」という性別による固定的な役割分担意識が一部に残っており、社会全体における子育て支援意識の醸成が求められています。

【施策の方向性】

(1) 子育て環境の充実

子育て環境の充実を図るため、様々なニーズに対応した保育サービスの充実に取り組むとともに、子育て家庭が孤立することのないよう、地域での子育て支援活動の促進を図ります。

(2) 子育て家庭への支援

子どもを安心して産み育てることができるよう、子育て家庭への経済的支援や相談体制の充実を図ります。

(3) 子育て支援意識の醸成

男女がともに仕事と家庭の調和をとりながら子育てに参画することができる社会を形成するため、社会全体における子育て支援意識の醸成を図ります。

(出所:総合計画)

第4章 監査の方針及び監査対象の決定

1. 監査の基本的な方針

地方公共団体の包括外部監査は、一部の地方公共団体で官官接待やカラ出張などの不適切な予算執行があったことを受けて、平成9年6月に自治法が改正され、事務事業に対するチェック機能の強化を図るために導入された。そのため、包括外部監査人は、財務に関する事務の執行が予算や法令等に従って適正に行われているかどうかを、主として合規性の観点から、独立した第三者として監査することとされている。また、一方で監査を行うに当たっては、当該事務の執行の経済性、効率性、有効性の視点から意見を提出することができるとされている。

したがって、監査においては法令その他規則への合規性監査に重点を置くが、コストを抑えつつより大きな効果をあげるよう努めているか、より効率的な方法が取られているか、といった視点も重要事項ととらえ、監査を実施した。

2. 監査要点

令和元年度包括外部監査における主要な監査要点を以下のとおり設定した。

(1) 法令等への準拠性

- ・ 予算、決算数値は正しいか。
- ・ 事業目的と関連しない予算執行はないか。
- ・ 国や県への報告事務に誤りはないか。
- ・ 契約は財務規則に沿って行われているか。
- ・ 契約相手先選定についての基準は明確か。
- ・ 備品や公有財産の管理は財務規則に沿って適切に行われているか。
- ・ 現金管理は適切に行われているか。
- ・ 補助金等の交付にかかる事務手続が法律、条例、諸規則及び補助金交付要綱などに準拠しているか。
- ・ 補助金等が補助対象外の事業または経費に充当されていないか。
- ・ 補助金等の交付を受ける団体の組織、財政状態、活動内容等は補助対象として適当か。
- また、特定の団体や個人に対する優遇措置となっていないか。
- ・ 指定管理者の選定は妥当か。
- ・ 指定管理者の実施する業務は協定書・仕様書等に照らし適切か。
- ・ 指定管理者に対する市のモニタリングは適切か。
- ・ 結果的に特定の地域や業界の利益のみが優先され、他の地域や業界との間に著しい不公平が生じていないか。
- ・ その他、事業に係る事務の実行は関連法令等に準拠しているか。

(2) 事業の有効性

- ・ 事業の目的、目標は上位計画等と整合し、明確になっているか。
- ・ 事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
- ・ 事業の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。また、その結果は次年度以降の事業に有効活用されているか。
- ・ 事業の実施において収集された情報は、担当部局以外の関連部署と適切に共有される仕組みとなっているか。
- ・ 長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
- ・ 所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
- ・ 財源に国または県の支出金等がある事業(もしくはあった事業)についても、市として有効性等を勘案し主体的に事業を実施しているか。

(3) 事業の経済性、効率性

- ・ 事業費の積算見積は適切に行われているか。
- ・ 経済的かつ効率的な事務を追求しているか。
- ・ 本来市が負担すべきではない、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。
- ・ 契約事務において複数の見積を徴すなど契約金額の低減努力がなされているか。
- ・ 事業の実施方法として、市の直営か民間事業者への委託又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
- ・ 他の事業との重複や無理な細分化はないか。
- ・ 年度末に不必要な予算消化をしていないか。
- ・ 費用対効果を勘案のうえ事業を実施しているか。
- ・ 手当、助成金等の過払金の管理は適切に行われているか。

3. 監査手続

前述『**2. 監査要点**』に記載した監査要点を検証するために実施した監査手続は以下のとおりである。

(1) 監査対象事業の概要把握

- ① 関連する部課の組織の状況、実施事務の内容を把握した。

- ② 市が策定した行動計画、総合計画等を閲覧し、市の子育て支援の充実に関する方針・課題・重点事業等を把握した。
- ③ 監査対象事業についての事業説明資料等を閲覧した。また、これらの資料について、事業を所管する部署から意見聴取を行い事業の概要を把握した。

（２）関連資料の閲覧と所管部署に対する質問

- ① 支出に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令等への整合性・合规性、及び、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。
- ② 法令等を実施根拠がある事業について、法令等に関する情報を入手し、事業実施内容の合规性を検証した。
- ③ 事業実施結果の概要、各種事業実施報告書、委員会議事録及び復命書等の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業実績の検証を実施した。
- ④ 担当者への質問、関連書類の閲覧により、事業の成果指標の有無、達成状況および改善施策を検証した。
- ⑤ 市が実施する事務手続が、ルールに従って適切に行われているか、誤謬が事前に防止されるような内部統制が構築されているかという視点から、資料の閲覧、担当者への質問を実施した。
- ⑥ 委託業務の契約相手先、補助金等の交付相手先、指定管理者の会計記録・業務実施報告書等を適時閲覧・精査し、委託契約書、補助金要綱、協定書等との整合性を確認した。

（３）現地視察

監査対象事業によっては、必要に応じて実地に出向き、事業の状況を視察した。また、現場担当者に事業の概況について意見を聴取した。

４．監査対象事業の選定について

行動計画に掲げられている事業、取組み、及び、総合計画の分野別施策に掲げられている子育て支援の充実に関する事業から監査対象事業の選定を行った。限られた時間の中で深度ある監査を効率的に実施するためには、監査範囲を限定しなければならない。そこで、両計画に掲げられている事業、取組みの内容についてヒアリングを行い、以下の点を考慮して監査対象事業の絞り込みを行った。

まず、それぞれの計画において同じ事業が重複して掲げられているものについては、一つの事業として扱うこととした。そして、子育ての時期も長期にわたるため、就学前の子育て支援を中心に事業選定を行った。次に、監査テーマの「子育て支援の充実」への直接的な適合性を考慮した。すなわち、掲げられている事業の中には、子育て支援の充実との関連性が乏しい事業も含まれているため、事業目的の大部分が子育て支援の充実との関連性が乏しいと判

断した事業については、今般の監査では監査対象事業から除くこととした。また、過去の包括外部監査で監査対象事業となっている事業についても考慮した。例えば、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は当初予算が 268 百万円と金額的には重要性が高いが、平成 28 年度の包括外部監査で監査対象になっていたため、今般の監査では監査対象事業から除いている。

5. 監査対象事業

本章『4. 監査対象事業の選定について』に記載した選定基準により抽出された事業・取組みは下表のとおりであり、これを監査対象事業とした。なお、行動計画、総合計画、それぞれの計画で重複して掲げられている事業については、行動計画に記載されている事業・取組名を記載している。

【図表 監査対象事業一覧】

所管部	所管課	事業・取組名
総合政策部	市民連携推進課	仕事と家庭の両立に関する啓発事業
	市民連携推進課	男女共同参画社会を考える情報誌 WITH YOU 発行事業
福祉部	こども未来課	時間外(延長)保育事業
	こども未来課	一時預かり事業
	こども未来課	病児・病後児保育事業
	こども未来課	休日保育の実施
	こども未来課	認可外保育施設助成事業
	こども未来課	第3子以降の保育料軽減
	こども未来課	幼稚園就園奨励事業
	こども未来課	軽・中程度障がい児保育事業
	こども未来課	子育てサロン事業
	こども未来課	児童福祉施設等産休等代替職員設置事業
	こども未来課	保育研修事業
	こども未来課	保育士資格等取得支援事業
	こども未来課	保育士修学資金貸付金事業
	こども未来課	保育施設等整備事業
	こども未来課	保育補助者雇上強化事業
	こども未来課	施設型等給付費支給事業
	こども未来課	未婚のひとり親家庭保育料軽減事業
	子育て支援課	子育て短期支援事業(ショートステイ)
	子育て支援課	放課後子ども教室推進事業

所管部	所管課	事業・取組名
	子育て支援課	放課後子ども総合プランの推進
	子育て支援課	虐待等に対する関係機関の連携
	子育て支援課	家庭相談員による相談体制の充実
	子育て支援課	児童虐待防止の啓発活動
	子育て支援課	女性相談員及び母子・父子自立支援員による相談体制の充実
	子育て支援課	母子家庭等自立支援教育訓練助成事業
	子育て支援課	高等職業訓練促進費助成事業
	子育て支援課	ひとり親家庭への経済的支援
	子育て支援課	遺児等援護対策事業
	子育て支援課	ファミリー・サポート・センター事業
	子育て支援課	児童館運営事業
	子育て支援課	児童館母親クラブ活動
	子育て支援課	乳幼児等医療費の助成
	子育て支援課	児童手当
	子育て支援課	子育て情報整備事業
	子育て支援課	読み聞かせキッズブック事業
	子育て支援課	児童扶養手当支給事業
	子育て支援課	母子父子寡婦福祉資金貸付事業
	障がい福祉課	障がい児及びその家庭への適切な支援
健康部	総合保健センター 推進室	休日・夜間の救急医療体制の確保
	健康づくり推進課	乳児全戸訪問事業
	健康づくり推進課	妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発・相談支援の充実
	健康づくり推進課	不妊治療費助成事業
	健康づくり推進課	女性健康支援センター事業
	健康づくり推進課	子育て世代包括支援センター
	健康づくり推進課	不妊専門相談センター事業
	保健予防課	各種予防接種事業
教育 委員会	学校教育課	幼稚園補助事業
	社会教育課	家庭の教育力充実事業
	こども支援センター	心身の発達支援を必要とする子ども及びその家庭への総合的な支援
	図書館	親子の心ふれあう機会の提供

第5章 外部監査の結果及び意見（総論）

1. 監査の結果及び意見の総括

令和元年度八戸市包括外部監査における特定の事件（監査テーマ）は、「子育て支援の充実に関する施策の財務事務の執行について」とした。包括外部監査人は、この特定の事件について、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。監査の結果及び意見の総括は下表のとおりであり、結果が 36 項目、意見が 47 項目あり、合わせて 83 項目である。

【図表 監査の結果及び意見の総括】

項目	監査の結果	意見
(1) 事業の事務執行上の誤りについて	16	3
(2) 事業の経済性、有効性、効率性について	2	21
(3) 委託契約について	5	4
(4) 指定管理者の管理運営について	3	4
(5) 在庫管理、債権管理について	3	4
(6) その他の結果及び意見	7	11
合計	36	47

本章『2. 監査の結果及び意見の概要』にて、上記項目ごとの監査の結果及び意見について一覧形式でまとめ、代表的な監査の結果及び意見について概要を述べるとともに、続く『第6章 外部監査の結果及び意見（各論）』において、事業ごとの監査の結果及び意見の詳細な内容を記載している。

※【監査の結果】

【監査の結果】は、今後、市において措置することが必要であると判断した事項である。主に合規性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【監査の結果】として記載している。

※【意見】

【意見】は【監査の結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。

2. 監査の結果及び意見の概要

(1) 事業の事務執行上の誤りについて

今般の監査では、『時間外（延長）保育事業』、『一時預かり事業』、『病児・病後児保育事業』と、主に保育事業に関する実績報告に関して、集計誤り、記入漏れ等が多数見られた。このような問題が発生する要因として、実績報告等について膨大な作業量があり、その作業の大部分が各施設の手作業によるところが大きく、誤りが発生する可能性が高いこと、さらには、その実績報告の確認のために所管課担当でも十分な作業量が必要となるが、年度末の実績報告の国への提出期限が4月下旬、その取りまとめが必要となる県への提出期限が4月10日となっており、実績報告の確認のための十分な作業時間を確保することができないことがあげられる。人的リソースが限られている中で、しかも、提出期限に余裕がない状況であれば、ヒューマンエラーの発生可能性は高まるであろう。これに対応するためには、人的リソースや時間を確保できるのであれば、担当者とは別な者によるチェックや、経験豊かなものによる総括的なレビューを行う仕組みを取り入れることもできるかもしれないが、今回の事例のように人的リソースも時間も確保が難しいのであれば、システム化が可能な部分についてはシステム化により対応すべきであろうし、また、年度末だけでなく、年度末以外の時期に業務処理が可能な部分については、他の業務の繁忙を勘案しながら対応する、すなわち、業務の分散化を検討してもよいであろう。私は会計士であるが、会計士の会計監査業務においても、監査報告書の意見を形成するうえで、全ての監査手続を決算期末に行っているわけではなく、事前に監査計画を立案し、年度末以外の時期に対応可能な監査手続については、必要に応じて決算期末以外の時期に監査手続を行い、決算時に過度に監査業務が集中しないように対応するのが通常である。

また、『児童福祉施設等産休等代替職員設置事業』では、補助対象日数について、市の確認が不十分であったことにより、補助金の過払いが生じていた。補助金交付に関する諸事項の確認は厳格に行われるべきであり、過払いとなった補助金については返還を求めることが必要であるが、今後確認漏れが発生しないよう対策を講じる必要がある【結果9】。

事業・取組名	結果 意見	監査の結果または意見	頁
時間外(延長)保育事業	結果1	短時間認定在籍児童数に関する施設からの毎月の実績報告人数の誤りについて	34
時間外(延長)保育事業	結果2	短時間認定在籍児童数に関する施設からの毎月の実績報告人数の記入漏れについて	35
時間外(延長)保育事業	結果3	標準時間延長保育の実績報告誤りについて	35

事業・取組名	結果 意見	監査の結果または意見	頁
時間外(延長)保育事業	意見 1	時間外(延長)保育事業に係るシステム導入について	36
一時預かり事業	結果 4	一時預かり事業(一般型)の実績調書の利用児童数について	40
一時預かり事業	結果 5	一時預かり事業(一般型)の国・県への事業実績報告書の利用児童数の誤りについて	41
一時預かり事業	結果 6	一時預かり事業(幼稚園型)の市外在住児童の利用者数の誤りについて	41
一時預かり事業	結果 7	一時預かり事業報告書(幼稚園型)の重複入力について	43
一時預かり事業	意見 2	一時預かり事業に係るシステム導入について	44
病児・病後児保育事業	結果 8	病児・病後児保育事業の利用児童数の誤りについて	49
病児・病後児保育事業	意見 3	月次管理表における管理徹底について	50
児童福祉施設等産休等代替職員設置事業	結果 9	補助金の過払いについて	62
児童福祉施設等産休等代替職員設置事業	結果 10	補助要件の確認について	62
保育補助者雇上強化事業	結果 12	補助要件の確認の厳格化について	71
虐待等に対する関係機関の連携、 家庭相談員による相談体制の充 実、児童虐待防止の啓発活動	結果 15	国庫補助金実績報告の記載誤りについて	82
ファミリー・サポート・センター事業	結果 26	交付金の実績報告書に記載する対象経費 の実支出額の誤りについて	106
障がい児及びその家庭への適切 な支援	結果 33	障害児入所給付費等国庫負担金及び障害 児入所医療費等国庫負担金の実績報告の 誤りについて	138
障がい児及びその家庭への適切 な支援	結果 34	青森県軽度・中等度難聴児補聴器購入費 等助成事業費補助金精算額調書の申請件 数等の区分項目の報告誤りについて	140

事業・取組名	結果 意見	監査の結果または意見	頁
心身の発達支援を必要とする子ども及びその家庭への総合的な支援	結果 35	職員の社会保険料等の算定誤りについて	178

(2) 事業の経済性、効率性、有効性について

今般の監査において、事業で用いられている指標について再考を要するものが散見された。例えば、『子育てサロン事業』では、当事業の評価指標である「子育てサロン参加児童数」に、市全体で実施するイベントの参加児童数も含めて測定されている。市全体で実施するイベントは、子育てサロンへの登録や参加実績の有無を問わず参加可能であるため、子育てサロン参加児童数に市全体で実施するイベントの参加者を含めることは、指標の集計範囲が適切ではないことにより、事業の継続、改善に関して誤った判断をしてしまう、すなわち、事業評価を誤る可能性があり、子育てサロン参加児童数に市全体で実施するイベント参加者を含めることの是非について再考する必要があるだろう【意見 6】。

『読み聞かせキッズブック事業』では、ブッククーポンの利用率を一定の指標としているが、具体的な達成すべき目標は定めていない。あるべき事業手順として、達成すべき目標値を明確に定め、そのための計画を策定、実施し、事業実施後に評価を行い、未達の場合はその原因を分析し、次年度以降にフィードバックしていくこと(PDCA サイクル)が求められている。市では当事業の類似事業を行っており、その事業でもクーポン利用率が測定されている。PDCA サイクルの Check、Action の実行可能性を高めるためにも、類似事業の指標を参考に等により、目標値を定めて事業実施することが求められよう【意見 29】。

『女性健康支援センター事業』では、定期相談を設けているものの相談実績がゼロである【意見 40】、『子育て世代包括支援センター』では、利用実績が芳しくない【意見 41】、『不妊専門相談センター事業』では、月1回相談日を設定し相談の予約を受け付けているが、12か月中7回は予約がなかった【意見 42】、という事例があった。そもそも、ニーズがあると想定されて事業が行われていると思われるが、事業を実施した結果、利用実績がゼロ、若しくは、低調であるということは、ニーズの汲み上げが不十分である、事業の周知の仕方が足りない、利用者からすると使い勝手の悪い事業である等、事業の進め方に何らかの問題があるのではないだろうか。このように、指標の数値が著しく低調なものについては、早急に措置を講ずることが必要であろう。

事業の周知についても改善の検討の余地がある事例が見られた。例えば、『保育士修学資金貸付金事業』における事業の周知は大学にチラシを掲示すること、市内の高校にパンフレットの配布すること、『放課後子ども教室推進事業』における事業の周知は小学校で紙媒体のチラシの配布を行っている等、紙媒体の周知にとどまっていた。紙媒体以外の周知の他に、市のホームページを活用する、保育士修学資金貸付金事業のように、事業の内容によっては市の担当職員が大学・高校の生徒に直接制度を説明する等の周知を検討しても良いのでは

ないだろうか【意見 9, 17】。『母子家庭等自立支援教育訓練助成事業』や、『ひとり親家庭への経済的支援』では、市のホームページで情報提供しているにもかかわらず、リンクが切れていて閲覧できない事例もあった。リンクが切れた原因を把握するとともに、リンク切れが今後発生しないための対策を講じる必要がある(このリンク切れについては監査実施中に修正されたことを確認している)【結果 17, 23】。

事業・取組名	結果 意見	監査の結果または意見	頁
子育てサロン事業	意見 6	市全体イベント参加人数を子育てサロン参加人数に加える運用について	59
保育士修学資金貸付金事業	意見 9	制度の周知拡大について	68
施設型等給付費支給事業	意見 11	施設型等給付費支給事務のマニュアル化の推進について	74
施設型等給付費支給事業	意見 12	施設における防災備品調達の経済性確保について	74
施設型等給付費支給事業	意見 13	施設型等給付に不必要な資料の徴収について	75
放課後子ども教室推進事業	意見 16	評価指標について	80
放課後子ども教室推進事業	意見 17	事業の周知について	80
母子家庭等自立支援教育訓練助成事業	結果 17	HP からのリンク切れについて	86
ひとり親家庭への経済的支援	意見 20	実施に至らなかった事業について	94
ひとり親家庭への経済的支援	結果 23	HP からのリンク切れについて	96
ひとり親家庭への経済的支援	意見 22	潜在的な利用者に対する周知努力について	96
ファミリー・サポート・センター事業	意見 25	成果指標の設定と実際に把握している指標の整合性について	106
子育て情報整備事業	意見 27	メールマガジン配信事業の所管課の変更に ついて	119

事業・取組名	結果 意見	監査の結果または意見	頁
読み聞かせキッズブック事業	意見 28	ブッククーポンの配付方法について	121
読み聞かせキッズブック事業	意見 29	具体的な KPI の設定について	122
読み聞かせキッズブック事業	意見 30	利用率向上のための施策について	122
妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発・相談支援の充実	意見 38	成果指標について	149
不妊治療費助成事業	意見 39	事業の周知について	152
女性健康支援センター事業	意見 40	定期相談実績 0 件について	154
子育て世代包括支援センター	意見 41	産後ケア事業の利用実績が低い件について	158
不妊専門相談センター事業	意見 42	相談日の設定について	160
幼稚園補助事業	意見 44	補助金関係綴について	168
家庭の教育力充実事業	意見 46	家庭教育研修会のアンケートの活用について	174

(3) 委託契約について

委託契約については、特に『ひとり親家庭への経済的支援』において、公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会（以下、「県母連」という。）との間の委託契約（一者随意契約）について、多数の結果及び意見が見られた。

通常、委託契約においては、委託先を選定し、どのような内容の業務を委託するか仕様書で明記し、委託料の積算を行ったうえで契約締結し、委託業務の完了時には実績報告書や成果物等により、仕様書のとおり委託業務が行われたか検査を行い、検査が完了の後に、委託料の支払いが行われる。しかし、県母連との委託契約について、委託先の選定にあたり複数の事業者から見積を徴取する等も含め競争性の確保が足りない、委託料の積算や実績報告の検証が不十分である、といった事例が認められた。例えば、委託料の積算について、当初積算した事業費（見積）の内訳には計上されていないものが、実績報告において計上されているといった事例があった。事業に必要なものということで事業費として認められていたが、

そうした場合、委託料の積算が十分に行われていたかという視点については、再考の余地があるだろう【結果 18】。また、競争性の確保について、業務の特殊性や地理的要因を鑑みれば、受託可能な事業者が一者しかない場合もあるだろうが、客観的に見て受託可能性のある事業者が複数ある状況であれば、公募を行ってみる必要があるだろう【意見 19, 23】。

事業・取組名	結果 意見	監査の結果または意見	頁
保育研修事業	結果 11	事業実績報告の精査について	64
子育て短期支援事業(ショートステイ)	意見 14	随意契約の理由の記載について	77
ひとり親家庭への経済的支援	結果 18	県母連への委託料積算について	90
ひとり親家庭への経済的支援	結果 21	実績報告とセンター仕様書等の整合性について	92
ひとり親家庭への経済的支援	結果 22	実績報告の検証について	92
ひとり親家庭への経済的支援	意見 19 意見 23	県母連への業務委託(随意契約)について	93 99
ひとり親家庭への経済的支援	意見 21	県母連に対する業務委託料の負担について	94
ひとり親家庭への経済的支援	結果 25	事業実績報告について	99

(4) 指定管理者の管理運営について

指定管理者の管理運営についても是正すべき事項が認められた。例えば、『**児童館運営事業**』において、児童館の施設、設備、備品の修繕をする場合に、市の事前承認を得る必要があるにもかかわらず、市の事前承認を受けずに修繕が行われていた事例や、指定管理者が市に届け出を行わずに業務を再委託している事例が認められた【結果 27, 29】。修繕の事前承認については、市が行う実地検査でも問題点として指摘がなされていない状況であった。いずれも基準書や協定書に市の承認、届け出が必要な旨を定めており、市としては事前の承認等の仕組みを整備しているのであるが、結果として適切な運用がされていない状況にあった。市としては、事前の承認等について適切な運用がされるよう、指定管理者に対して、基準書や協定書の遵守について適宜指導することが必要である。

『**休日・夜間の救急医療体制の確保**』においては、指定管理者により休日夜間診療所の管

理運営が行われており、管理運営方法として指定管理料と利用料金制の併用制が採用されている。現状の併用制では、指定管理者が赤字になることもあり得るが、市における救急医療体制を確実に担うためには、指定管理者には安定的な施設管理運営が求められており、外部要因による赤字の損失リスクは市が本来的に被るべきものであろう。そう考えると、利用料金制を採用するメリットは少ないと思料され、利用料金制の取り止めや委託方式への変更を検討する余地もあるだろう【意見 34】。

また、指定管理者において医師への追加の期末手当支給が行われていたが、この事実について市の担当者は把握しておらず、市と指定管理者で提携した協定書等にも一切の記載がなかった。今後は、市と指定管理者の間で、期末手当の水準を含め医師が受け取る報酬額・計算方法について、年度協定書等で事前合意しておくべきであろう【意見 35】。

事業・取組名	結果 意見	監査の結果または意見	頁
児童館運営事業	結果 27	施設、設備、備品の修繕にかかる市の事前承認の漏れについて	110
児童館運営事業	結果 28	苦情発生時の市への報告漏れについて	111
児童館運営事業	結果 29	再委託の申請及び承認の漏れについて	111
休日・夜間の救急医療体制の確保	意見 34	休日夜間診療所の管理運営方法について	143
休日・夜間の救急医療体制の確保	意見 35	医師への期末手当支給の必要性および事前合意について	144
休日・夜間の救急医療体制の確保	意見 36	指定管理者の会計処理科目について	145
休日・夜間の救急医療体制の確保	意見 37	アンケート原本の保存について	145

（５）在庫管理、債権管理について

在庫管理、債権管理については、そもそも在庫管理が行われていない事例、財務規則で定められている債権管理票による債権管理が行われていない事例等が認められた。

『親子の心ふれあう機会の提供』においては、購入した絵本の配布を行っているが、絵本の購入数量と配付数量の把握は行っているものの、購入数量と配付数量の差として計算されるあるべき絵本の数量と絵本の実在庫数の一致確認、すなわち、在庫管理が行われていなかった【結果 36】。このような状況下では、紛失、盗難、横領により実在庫数が減ったとしても、

そもそも在庫管理を行っていないので、紛失、盗難、横領の事実になかなか気づかないであろう。このような管理状況は、いつ紛失、盗難、横領が発生してもおかしくない状況であり、速やかに措置を講ずることが必要であろう。

また、『**児童手当**』においては、児童手当の過払、すなわち、返還金について、財務規則で債権管理票による管理を定めているにもかかわらず、債権管理票が作成されていなかった【**結果 30**】。

在庫管理にしても、債権管理にしても、一般の事業会社ではごく当たり前に行われていることであり、在庫管理、債権管理が適切に行われなかったことにより発生した損失は企業経営に大きな悪影響を与える。組織形態は異なったとしても、公金による物品の購入、手当等の支給をしているのであるから、在庫管理、債権管理は適切に行うことが必要である。

事業・取組名	結果 意見	監査の結果または意見	頁
ひとり親家庭への経済的支援	意見 24	返還金にかかる収納未済について	102
児童手当	結果 30	児童手当の返還金の債権管理について	116
児童扶養手当支給事業	意見 31	児童扶養手当の返還金の回収事務について	127
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	結果 32	違約金請求事務について	131
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	意見 32	違約金不徴収とする判断基準について	132
各種予防接種事業	意見 43	ワクチン残高の差異分析について	164
親子の心ふれあう機会の提供	結果 36	絵本の在庫管理について	181

（６）その他の監査の結果及び意見

その他の監査の結果及び意見について感じたこととして、例外的な取り扱いをする場合は合理的な理由があると考えるが、その理由に関する文書化が不足している点である。例えば、『**ひとり親家庭への経済的支援**』において、県母連との委託契約に関して、県母連が委託業務をきちんとやり終えたかを確認してから完了払とするのが本来の姿であるが、委託料は概算払で支払われており、概算払をしなければ事業の遂行に支障があるためということであるが、そのことを具体的に検討した文書は残されていなかった【**結果 19, 24**】。

また、指定管理者による管理運営が行われている『**児童館運営事業**』においても、収入支出の管理に関して、本来的には指定管理専用口座により管理を行うべきであるが、指定管理専用口座による管理は行われておらず、その合理的な理由は今般の監査において説明を受けたが、何ら文書化されていなかった。やはり、例外的な取り扱いをする場合には、その理由を起案文書に明記するべきである【意見 26】。

事業・取組名	結果 意見	監査の結果または意見	頁
認可外保育施設助成事業	意見 4	保育材料購入経費の明確化について	52
幼稚園就園奨励事業	意見 5	国外収入がある保護者の所得割課税額相当額算定業務について	55
保育士修学資金貸付金事業	意見 7	返還免除要件(勤務形態等)の明確化について	66
保育士修学資金貸付金事業	意見 8	対象者選定に関する市の関与について	67
保育補助者雇上強化事業	意見 10	要綱の見直しについて	71
放課後子ども教室推進事業	結果 13	事業実施要綱と実施報告書の様式の整備について	79
放課後子ども教室推進事業	結果 14	謝礼支給単価の根拠の明確化について	79
放課後子ども教室推進事業	意見 15	実施報告書の提出期限の順守について	80
母子家庭等自立支援教育訓練助成事業	結果 16	支援員の記録について	86
母子家庭等自立支援教育訓練助成事業	意見 18	給付金支給要件の確認記録について	86
ひとり親家庭への経済的支援	結果 19 結果 24	委託料の支払い方法について	91 99
ひとり親家庭への経済的支援	結果 20	未実施に終わった事業に係る確認記録について	91
児童館運営事業	意見 26	指定管理専用口座を用いない判断の文書化について	112

事業・取組名	結果 意見	監査の結果または意見	頁
児童扶養手当支給事業	結果 31	児童扶養手当債権管理票の更新について	126
障がい児及びその家庭への適切な支援	意見 33	県との緊密な連絡・協議の必要性について	140
幼稚園補助事業	意見 45	実績報告書に添付される決算書について	169
家庭の教育力充実事業	意見 47	家庭教育支援基盤形成事業の今後の在り方検討について	174

第6章 外部監査の結果及び意見（各論）

I こども未来課

No.1 時間外（延長）保育事業

1. 事業の概要

（1）事業の目的

認定を受けた児童が、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

（2）事業の内容

保護者の就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応し、開所時間及び短時間保育時間を超えた保育を行うものであり、延長保育事業に必要な経費を補助する。事業の内容は以下のとおりである。

① 短時間延長

保育施設の 11 時間の開所時間内において、短時間認定児の延長保育を実施するものである。短時間認定児が、各施設の設定した短時間認定児の保育を行う時間を超えて利用した場合に、8 時間を超える時間が補助金交付の対象となる。設定時間により、前後で延長保育を実施している施設もある。

延長時間毎の 1 人あたり年額単価×在籍する短時間認定児童数が補助基準額となる。

ア. 保育所及び認定こども園

延長時間区分	単価
1 時間	18,300 円
2 時間	36,600 円
3 時間	54,900 円

イ. 小規模保育事業

延長時間区分	A 型・B 型	C 型
1 時間	10,200 円	12,900 円
2 時間	20,400 円	25,800 円
3 時間	30,600 円	38,700 円

（出所：平成 30 年度八戸市子ども・子育て支援事業補助金交付要領）

② 標準時間延長

保育施設の 11 時間の開所時間の前後の時間において、さらに 30 分以上の延長保育を実施する施設に対して、補助金を交付するものである。

ア. 保育所及び認定こども園

延長時間区分	単価
30 分	300,000 円
1 時間	1,342,000 円
2 時間以上	2,190,000 円

イ. 小規模保育事業

	延長時間区分	A 型	B 型	C 型
自園調理等	30 分	300,000 円	300,000 円	300,000 円
	1 時間	1,045,000 円	1,034,000 円	944,000 円
	2 時間以上	1,315,000 円	1,287,000 円	1,197,000 円
その他	30 分	300,000 円	300,000 円	300,000 円
	1 時間	999,000 円	988,000 円	898,000 円
	2 時間以上	1,166,000 円	1,138,000 円	1,048,000 円

(出所:平成 30 年度八戸市子ども・子育て支援事業補助金交付要領)

2. 事業の形態

国庫補助事業であり、財源の内訳は国が子ども・子育て交付金、県は青森県地域子ども・子育て支援事業費補助金として、国・県・市がそれぞれ 3 分の 1 を負担している。

3. 指標の推移

行動計画において利用者数を指標としており、実施施設数と延利用児童数の推移は以下のとおりである。

【図表 実施施設数と延利用児童数の推移】

種別		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
短時間延長	実施施設数	32 施設	43 施設	46 施設
	延利用児童数	30,360 人	46,367 人	48,623 人
標準時間延長	実施施設数	73 施設	73 施設	76 施設
	延利用児童数	97,610 人	87,071 人	89,350 人

(出所:こども未来課まとめ)

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	100,011	100,000	108,000	
実績	75,324	80,674	86,103	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	86,103	延長保育事業補助金
合計	86,103	

5. 監査の結果及び意見

【結果 1】短時間認定在籍児童数に関する施設からの毎月の実績報告人数の誤りについて

時間外(延長)保育事業の短時間延長保育に関する補助基準額の算定は、「延長時間毎の1人あたり年額単価×在籍する短時間認定児童数」で算定されるため、短時間認定児童数に誤りがあると補助基準額の算定も誤ることになる。

短時間認定在籍児童数について、所管課では市内在住の認定児童数しか把握することができず、市外在住の認定児童数を含めた各施設の短時間認定在籍児童数は各施設からの報告に依拠することになる。補助基準額算定に用いられる短時間認定在籍児童数は毎月月初の在籍児童数であり、各施設から毎月、報告されている。

この報告された毎月月初の短時間認定在籍児童数に基づいて、平均人数を再計算し、年間の実績報告書の短時間認定在籍児童数と比較したところ、以下のとおり、不一致の施設が発見された。

【図表 毎月の報告と年間報告の児童数の比較】

	毎月の報告の 平均児童人数(A)	年間の実績報告 の児童数(B)	(A) - (B)
A 施設	11 人	13 人	△2 人
B 施設	9 人	10 人	△1 人
C 施設	24 人	22 人	+2 人
D 施設	14 人	13 人	+1 人
E 施設	21 人	19 人	+2 人

(出所:市提出資料より監査人作成)

毎月の報告の平均児童数が、年間の実績報告書の児童数よりも多い場合(C 施設、D 施設、E 施設)は、年度中の交付申請書により、補助交付金額から増額されることはなく、補助確定額に影響(減額)しない場合には、差替え(修正)の提出依頼をしていないためである。当事業に関する年度末の実績報告の国への提出期限が4月26日であり、その取りまとめが必要となる県への提出期限は4月10日となっており、年度末から提出期限までの期間が非常に短い。補助確定額に影響がない場合まで、差替え(修正)の提出依頼を行っているとは提出期限に間に合わなくなるため、これはやむを得ないものとする。

一方、毎月の報告の平均児童数が、年間の実績報告書の児童数よりも少ない場合(A 施設、B 施設)は、施設担当者が「毎月の報告人数には市外在住の児童を含めずに報告していたため」とのことだった。

以上のように、所管課では各施設の市外在住の児童数を含めた短時間認定在籍児童数を把握ができなく、各施設からの報告人数が誤っていた場合、それらの正誤を判断することができない。各施設からの報告が誤ると補助基準額にも影響が生じるため、各施設からの各項目の報告内容について、周知を徹底し、毎月の報告でも確認を徹底し、報告誤りをなくすべきである。

【結果 2】短時間認定在籍児童数に関する施設からの毎月の実績報告人数の記入漏れについて

F 施設からの毎月の実績報告において、短時間認定在籍児童数を確認したところ、5・6 月の月初の短時間認定在籍児童の記入漏れがあった。**【結果 1】**でも述べたとおり、短時間認定在籍児童数に関する施設からの毎月の実績報告人数に誤りが生じると補助基準額の算定にも影響が生じる可能性があり、記入漏れがあると所管課でも在籍する短時間認定児童数の平均人数を把握することができなくなる。

単なる記入漏れではあるが、補助基準額に影響する可能性もあり、所管課でも年度の実績報告の確認時にも影響が出てくることになるため、毎月の報告でも確認を徹底し、報告漏れをなくすべきである。

【結果 3】標準時間延長保育の実績報告誤りについて

市内には標準延長保育を実施している施設のうち、0 時を超えて実施している施設が 2 か所存在している。所管課から施設に配付している表計算ソフトで作成したファイルは「延長時間【標準】」と各児童の降園時間を入力すると、各日の利用時間及び利用人数を自動集計されることになっている。しかし 0 時を超えた降園時間を入力すると集計に含まれず、0 時を超えた標準時間延長保育を実施している施設は、各日の利用時間及び利用人数を手集計して毎月報告を行っている。

この 0 時を超えて実施している施設について、各日の利用時間及び利用人数を確認したと

ころ、「延長時間が 1 時間の場合にあつては、30 分を超える時間」「延長時間が 2 時間以上の場合にあつては、1 時間 30 分を超える時間」と子ども・子育て支援事業補助金交付要領 別表で定められているが、その集計方法も徹底されてなく、集計に誤りが生じていた。そのうち、補助基準額に影響が生じるおそれのある施設について、所管課担当者より確認してもらったところ、平成 30 年度から担当者が変わっており、毎月の延長保育実施報告書の内容に誤りがあったとのことであった。補助基準額に影響が生じるおそれがあったため、再度、当該施設の登園・降園システムに基づいて、集計してもらったところ、補助基準額に影響が生じることがない実績であった。

しかし、各施設からの各日の利用時間及び利用人数の集計を誤ると補助基準額にも影響が生じるため、特に手集計が必要となる標準時間延長保育が 0 時を超えて実施している施設からの各項目の集計方法について、周知を徹底し、毎月の報告でも確認を徹底し、報告誤りをなくすべきである。

【意見 1】時間外（延長）保育事業に係るシステム導入について

上述のとおり、時間外(延長)保育事業の帳票作成、実績報告等には、膨大な作業量があり、施設の事務負担となっている。その大部分が各施設の手作業によるところが大きい。ため、帳票や実績報告には、誤りが発生する可能性が高くなっており、実際に入力誤りが発生している。その実績報告の確認のため、所管課担当でも十分な作業量が必要となるが、年度末の実績報告の国への提出期限が 4 月 26 日であり、その取りまとめが必要となる県への提出期限は 4 月 10 日となっており、実績報告の確認のための十分な作業時間が確保することができない。

現状、施設型給付金の運営費申請に係るシステムを導入しており、当システムには延長保育事業に対応する機能を有している。

システム導入をすれば、施設の月次・年次報告に関する事務も軽減することができ、所管課でも適時に月次・年次報告の確認ができるようになるため、時間外(延長)保育事業についても、システム導入を検討すべきである。

No. 2 一時預かり事業

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園等その他の場所において、一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 事業の内容

保育の実施の対象とならない就学時前児童であって、保護者の傷病、入院、災害、事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童を保育所で保育するものである。また、幼稚園等で通常就園時間を延長して在園児を預かるものである。事業の内容は以下のとおりである。

① 一般型

ア. 実施場所

保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など、一定数の利用児童が見込まれている場所。

イ. 対象児童

主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児。

ウ. 補助基準額

年間延べ利用児童数	単価
300 人未満(※)	1,524,000 円
300 人以上 900 人未満	1,680,000 円
900 人以上 1,500 人未満	3,020,000 円
1,500 人以上 2,100 人未満	4,370,000 円
2,100 人以上 2,700 人未満	5,710,000 円
2,700 人以上 3,300 人未満	7,060,000 円
3,300 人以上 3,900 人未満	8,400,000 円
3,900 人以上	9,740,000 円

(出所:平成 30 年度八戸市子ども・子育て支援事業補助金交付要領)

※平成 29 年度まで「25 人以上 300 人未満」と市独自の人数の下限を設定していたが、平成 30 年度より人数の下限を撤廃し、国基準に合わせて制定した。

② 幼稚園型

ア. 実施場所

幼稚園又は認定こども園

イ. 対象児童

主として、幼稚園等に在籍する満 3 歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保育を受ける者。

ウ. 補助基準額

・在籍園児分(児童 1 人当たり日額)

		年間延べ利用児童数 2,000 人超の施設	年間延べ利用児童数 2,000 人以下の施設
基本分	平日	400 円	(1,600,000 円 ÷ 年間延べ利用児童数) - 400 円 (10 円未満切り捨て)
	長期休業日 (8 時間未満)	400 円	400 円
	長期休業日 (8 時間以上)	800 円	800 円
休日分		800 円	
長時間加算	超えた利用時間	平日(4 時間(又は教育時間との合計が 8 時間))、 長期休業日(8 時間以上)・休日(8 時間)を超えた利用の場合	長期休業日(8 時間未満)(4 時間)超えた利用の場合
	1 時間以上 2 時間未満	150 円	100 円
	2 時間以上 3 時間未満	300 円	200 円
	3 時間以上	450 円	300 円

(出所:平成 30 年度八戸市子ども・子育て支援事業補助金交付要領)

・在籍園児以外の児童分(児童 1 人当たり日額)

基本分		800 円
長時間加算 (8 時間を 超えた利用)	超えた利用時間が 1 時間以上 2 時間未満	150 円
	超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満	300 円
	超えた利用時間が 3 時間以上	450 円

(出所:平成 30 年度八戸市子ども・子育て支援事業補助金交付要領)

2. 事業の形態

国庫補助事業であり、財源の内訳は国が子ども・子育て交付金、県は青森県地域子ども・子育て支援事業費補助金として、国・県・市がそれぞれ 3 分の 1 負担している。

3. 指標の推移

行動計画において利用日数を指標としており、実施施設数と延利用児童数の推移は以下のとおりである。

事業類型		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一般型	実施施設数	28 施設	25 施設	25 施設
	延利用児童数	11,732 人	9,974 人	9,849 人
幼稚園型	実施施設数	23 施設	29 施設	31 施設
	延利用児童数	67,785 人	84,675 人	88,655 人

(出所:こども未来課まとめ)

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	127,041	100,000	105,000	
実績	72,517	83,393	82,041	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	82,041	一時預かり事業補助金
合計	82,041	

5. 監査の結果及び意見

【結果 4】一時預かり事業（一般型）の実績調書の利用児童数について

一時預かり事業（一般型）を実施している施設は、毎月、一時預かり事業実施報告書（一般型）を提出しており、その実績に基づいて、年度末には補助金実績調書を提出し、補助金精算金額を確定している。そこで、いくつかの施設について、毎月の一時預かり事業実施報告書（一般型）と補助金実績調書を突合したところ、毎月の一時預かり事業実施報告書（一般型）の利用児童数と補助金実績調書の利用児童数に差異が生じている施設が発見された。

【図表 毎月の報告と年間報告の利用児童数の比較】

施設名	確認箇所	一時預かり事業 実施報告書 （一般型） 月毎報告書	平成 30 年度八戸 市子ども・子育て 支援事業補助金 実績調書 （一般型）	正しい 利用児童数
A 施設	利用児童数	1,617 人	1,573 人	1,617 人
B 施設	利用児童数	399 人	395 人	405 人
C 施設	利用児童数	191 人	182 人	191 人

(出所:市提出資料より監査人作成)

差異が生じている理由は、以前、当事業において、一般型の一時預かり事業の利用時間が「4 時間未満の利用児童数は 2 人で 1 人」として算定していた経緯があり、以前の算定方法のまま施設が集計し、その人数により補助金実績調書を作成していたためである。

一時預かり事業（一般型）は年間延べ利用児童数により、補助基準額が変わるため、年間延べ利用児童数の実績報告が誤ると、誤った補助額を支出する可能性が生じる。

平成 30 年度において、補助基準額の算定に当たり、年間延べ利用児童数の範囲区分を超える施設はなく、補助額に影響はなかったものの、事業の実績を合理的に検証することができる文書であるため、適切に補助金実績調書を作成・提出してもらう必要がある。

その補助金実績調書の確認のため、所管課担当でも十分な作業量が必要となるが、年度末の実績報告の国への提出期限が 4 月 26 日であり、その取りまとめが必要となる県への提出

期限は 4 月 10 日となっており、各施設から提出された補助金実績調書全てを突合することは時間的にも人員的にも非常に厳しい。そのため、事業年度を通して、各施設に対して、集計方法について、周知を徹底し、所管課担当者においても確認すべきである。

【結果 5】一時預かり事業（一般型）の国・県への事業実績報告書の利用児童数の誤りについて

年度の実績報告書の国への提出期限が 4 月 26 日であり、その取りまとめが必要となる県への提出期限は 4 月 10 日となっていたが、一時預かり事業（一般型）の国・県への事業実績報告書において、一施設について、年間延べ利用児童数の記載誤りが発見された。所管課に確認すると当該施設の補助金実績調書では 186 人と提出されていたが、国県への事業実績報告書では 190 人と記載した転記誤りであったとのことである。年間延べ利用児童数は「300 人未満」の区分で変わらないため、補助基準額に影響を与える誤りではなかったが、年間延べ利用児童数の記載を誤ると補助基準額にも影響する可能性がある。事業の実績を合理的に跡付ける文書であり、適切に事業実績報告書を作成・提出すべきである。

【結果 6】一時預かり事業（幼稚園型）の市外在住児童の利用者数の誤りについて

一時預かり事業（幼稚園型）の補助基準額の算定にあたっては、在籍園児は、基本分、休日分、長期加算分の単価があり、在籍園児以外の児童分は、基本分、長期加算分の単価がある。さらに在籍園児分基本分については①平日、②長期休業日（8 時間未満）、③長期休業日（8 時間以上）に分かれており、①平日については、年間延べ利用児童数により、単価も変わる。また長期加算分も超過時間により、単価が設定されており、補助基準額の算定方法は非常に煩雑となっている。そのため、所管課では毎月の実施報告書について、各利用児童の利用時間と在籍園児以外の場合の入力を行うことにより、自動集計されるように表計算ソフトで実施報告書様式を作成し、各施設の事務負担の軽減を図っている。しかし、市外在住の利用児童数については、当様式では自動集計されないため、年度の補助金実績調書作成の際に、各施設が集計した上で補助金実績調書を提出している。

そこで、いくつかの施設について、毎月の一時預かり事業報告書（幼稚園型）と補助金実績調書を突合したところ、毎月の一時預かり事業報告書（幼稚園型）の市外利用児童数と補助金実績調書の市外利用児童数に差異が生じている施設が発見された。差異が生じているのは、当該施設の集計誤りによるものである。

一時預かり事業（幼稚園型）の市外在住の利用児童については、それぞれの他市町村に対して申請が必要となり、市の補助基準額から除かれることになり、補助基準額が変わる。そのため、市外在住の利用児童数の実績報告が誤ると、誤った補助額を支出する可能性がある。

平成 30 年度において、市外在住の利用児童数が誤っていた施設については、補助対象基準額よりも補助対象経費の方が大きく下回っていたため、補助金額に影響はないものの、事業の実績を合理的に検証することができる文書であるため、適切に実績調書を作成・提出

してもらう必要がある。

一時預かり事業(幼稚園型)では、「一時預かり事業(幼稚園型)に係る事務負担の軽減について」(平成 30 年 4 月 25 日付け事務連絡)において、事務負担の軽減が求められており、各施設の事務負担の軽減に留意することが必要であるが、所管課担当においても、事業年度を通して、2 月までの集計を事前に実施し、事業実績報告書提出の際、確認が容易となるように準備すべきである。

【図表 毎月の報告と年間報告の市外利用児童数の比較】

施設名	確認箇所	一時預かり事業 実施報告書 月毎報告書	平成 30 年度 八戸市子ども・子 育て支援事業 補助金実績調書	正しい 市外利用児童数
D 施設	市外利用児童数 合計	224 人	200 人	224 人
E 施設	市外利用児童数 合計	112 人	87 人	112 人
F 施設	市外利用児童数 合計	287 人	727 人	287 人

(出所:市提出資料より監査人作成)

○事務連絡(抜粋)

平成 30 年 4 月 25 日

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

一時預かり事業(幼稚園型)に係る事務負担の軽減について

一時預かり事業(幼稚園型)については、他市町村に居住する子供を受け入れている幼稚園においては複数の市区町村に対する委託費・補助の申請が必要となることから、市区町村ごとに申請様式が様々で、個々の子供ごとの利用状況の詳細を証明する資料を求められる場合もあるなど、事務負担が過重となっているとの指摘が多くなされています。

幼稚園における預かり保育は待機児童対策としても重要なものであり、事業の更なる円滑実施が求められることから、今般、国として、事務負担の軽減に資する留意点について、下記の通りまとめられました。

1. 申請様式の簡素化・統一化

(1)国として、別添のとおり、簡素な申請様式のひな型(以下、「統一様式」という。)を作成したため、市区町村においては、可能な限り統一様式を使用すること(なお、既に同程度の簡素化が行われており、円滑に事務処理がなされている場合は、この限りでない)。

※統一様式については、実績を基に申請を行うことを前提として作成したが、概算払いを

行うことを妨げるものではない。ただし、実績提出の際には、可能な限り統一様式を使用すること。

(3) 特別な事情により統一様式の使用が困難な場合でも、既に自治体向け FAQ で示している下記の内容等に留意し、各園に求める情報は最低限のものとすること。

- ・市区町村への補助申請の際には、補助金の支払時期に応じて、各施設から、補助に必要な項目を確認できる簡潔な書類の提出を求めることにより確認することが基本であり、必ずしも、各月・各日ごとの利用実績や、個々の児童ごとの利用状況の詳細まで確認する必要はないこと。

(4) 当然ながら、指導監査等の機会に、申請の根拠となる帳簿等の提示・提出を求めることを妨げるものではないこと。

3. その他

上記のほか、対象児童数を事前に把握された利用予定児童数に基づき算定することを可能とするなど、既に自治体向け FAQ で示している内容を踏まえ、より一層の事務負担軽減に取り組んでいただきたいこと。

【結果 7】 一時預かり事業報告書（幼稚園型）の重複入力について

毎月の一時預かり事業報告書（幼稚園型）を確認したところ、D 施設について、8 月 10 日の欄に、「【平日】児童数」「【休日（土曜・日曜・祝日）】」に利用児童数が「9」人の入力となっていた。

所管課では毎月の実施報告書について、各利用児童の利用時間と在籍園児以外の場合の入力を行うことにより、自動集計されるように表計算ソフトで実施報告書様式を作成し、各施設の事務負担の軽減を図っているが、施設により行事等の関係から施設の振替休日扱いとする場合がある。その場合、各施設で表計算ソフトの集計用の数式を解除して集計してもらい、「【平日】児童数」や「【休日（土曜・日曜・祝日）】」等の適切な欄に集計・入力をしてもらっているため、「【平日】児童数」や「【休日（土曜・日曜・祝日）】」の重複入力が発生したものである。

平日と休日では補助単価が異なり、さらに利用児童数について、平日と休日に重複して集計しているため、当項目の集計を誤ると補助基準額が変わることになり、平日と休日の利用児童数の実績報告が誤ると、誤った補助額を支出する可能性がある。

今回の D 施設では、平成 30 年度において、補助基準額よりも補助対象経費の方が大きく下回っていたため、補助金額に影響はないものの、事業の実績を合理的に検証することができる文書であるため、適切に補助金実績調書を作成・提出してもらう必要がある。

一時預かり事業（幼稚園型）では、各施設の事務負担の軽減に留意することが必要であるが、所管課担当においても、事業年度を通して、2 月までの集計を事前に実施し、事業実績報告書提出の際、確認が容易となるように準備すべきである。

【意見 2】 一時預かり事業に係るシステム導入について

上述のとおり、一時預かり事業の帳票作成、実績報告等には、膨大な作業量があり、施設の事務負担となっている。その大部分が各施設の手作業によるところが大きいと、帳票や実績報告には、誤りが発生する可能性が高くなっており、実際に入力誤りが発生している。その実績報告の確認のため、所管課担当でも十分な作業量が必要となるが、年度末の実績報告の国への提出期限が4月26日であり、その取りまとめが必要となる県への提出期限は4月10日となっており、実績報告の確認のための十分な作業時間が確保することができない。

現状、施設型給付金の運営費申請に係るシステムを導入しており、当システムには一時預かり事業に対応する機能も有している。システム導入をすれば、文部科学省の事務連絡「一時預かり事業(幼稚園型)に係る事務負担の軽減について」が要請する施設の月次・年次報告に関する事務負担も軽減することができ、所管課でも適時に月次・年次報告の確認ができるようになるため、一時預かり事業についても、システム導入を検討すべきである。

No. 3 病児・病後児保育事業

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であつて、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、保育を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 事業の内容

当面病状の急変が認められないが、病気の回復期に至っていない児童及び病気の回復期にある児童で、集団保育が困難な期間、病院または保育所等で一時的に預かる病児保育事業に必要な経費を補助する。

事業の内容は以下のとおりである。

① 病児対応型

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

ア. 対象児童

当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難であつて、市が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童。

イ. 実施場所

病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であつて、保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること、調理室を有すること、事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすることの基準を満たし、市が適当と認めたものとする。

ウ. 補助基準額

- ・基本分 1 か所当たり年額 4,894,000 円(うち改善分 2,447,000 円)
- ・加算分(年間延べ利用児童数に応じた加算)

年間延べ利用児童数	基準額	年間延べ利用児童数	基準額
10人以上 50人未満	510,000 円	1,000人以上 1,050人未満	11,982,000 円
50人以上 100人未満	2,550,000 円	1,050人以上 1,100人未満	12,491,800 円
100人以上 150人未満	3,144,700 円	1,100人以上 1,150人未満	13,001,500 円
150人以上 200人未満	3,739,300 円	1,150人以上 1,200人未満	13,511,300 円
200人以上 250人未満	4,334,000 円	1,200人以上 1,250人未満	14,021,000 円
250人以上 300人未満	4,843,800 円	1,250人以上 1,300人未満	14,530,800 円
300人以上 350人未満	5,353,500 円	1,300人以上 1,350人未満	15,040,500 円
350人以上 400人未満	5,863,300 円	1,350人以上 1,400人未満	15,550,300 円
400人以上 450人未満	6,373,000 円	1,400人以上 1,450人未満	16,060,000 円
450人以上 500人未満	6,755,300 円	1,450人以上 1,500人未満	16,569,800 円
500人以上 550人未満	7,137,500 円	1,500人以上 1,550人未満	17,079,500 円
550人以上 600人未満	7,519,800 円	1,550人以上 1,600人未満	17,589,300 円
600人以上 650人未満	7,902,000 円	1,600人以上 1,650人未満	18,099,000 円
650人以上 700人未満	8,412,000 円	1,650人以上 1,700人未満	18,609,000 円
700人以上 750人未満	8,922,000 円	1,700人以上 1,750人未満	19,119,000 円
750人以上 800人未満	9,432,000 円	1,750人以上 1,800人未満	19,629,000 円
800人以上 850人未満	9,942,000 円	1,800人以上 1,850人未満	20,139,000 円
850人以上 900人未満	10,452,000 円	1,850人以上 1,900人未満	20,649,000 円
900人以上 950人未満	10,962,000 円	1,900人以上 1,950人未満	21,159,000 円
950人以上 1,000人未満	11,472,000 円	1,950人以上 2,000人未満	21,669,000 円
		2,000人以上	22,179,000 円

(出所:平成 30 年度八戸市子ども・子育て支援事業補助金交付要領)

・低所得者減免分加算

対象	1 日当たりの 利用料	補助基準額
生活保護法による 被保護者世帯	5,000 円未満	1 日当たりの利用料×年間延べ利用人員
	5,000 円以上	5,000 円×年間延べ利用人員
市区町村民税 非課税世帯	2,500 円未満	1 日当たりの利用料×年間延べ利用人員
	2,500 円以上	2,500 円×年間延べ利用人員

(出所:平成 30 年度八戸市子ども・子育て支援事業補助金交付要領)

② 病後児対応型

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

ア. 対象児童

病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童。

イ. 実施場所

病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること、調理室を有すること、事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすることの基準を満たし、市が適当と認めたものとする。

ウ. 補助基準額

- ・基本分 1か所当たり年額 4,068,000 円(うち改善分 2,034,000 円)
- ・加算分(年間延べ利用児童数に応じた加算)

年間延べ利用児童数	基準額	年間延べ利用児童数	基準額
10人以上 50人未満	406,000 円	1,000人以上 1,050人未満	10,771,000 円
50人以上 100人未満	2,236,000 円	1,050人以上 1,100人未満	11,253,800 円
100人以上 150人未満	2,540,300 円	1,100人以上 1,150人未満	11,736,500 円
150人以上 200人未満	2,844,700 円	1,150人以上 1,200人未満	12,219,300 円
200人以上 250人未満	3,149,000 円	1,200人以上 1,250人未満	12,702,000 円
250人以上 300人未満	3,631,800 円	1,250人以上 1,300人未満	13,184,300 円
300人以上 350人未満	4,114,500 円	1,300人以上 1,350人未満	13,666,500 円
350人以上 400人未満	4,597,300 円	1,350人以上 1,400人未満	14,148,800 円
400人以上 450人未満	5,080,000 円	1,400人以上 1,450人未満	14,631,000 円
450人以上 500人未満	5,537,000 円	1,450人以上 1,500人未満	15,113,800 円
500人以上 550人未満	5,994,000 円	1,500人以上 1,550人未満	15,596,500 円
550人以上 600人未満	6,451,000 円	1,550人以上 1,600人未満	16,079,300 円
600人以上 650人未満	6,908,000 円	1,600人以上 1,650人未満	16,562,000 円
650人以上 700人未満	7,391,000 円	1,650人以上 1,700人未満	17,044,800 円
700人以上 750人未満	7,874,000 円	1,700人以上 1,750人未満	17,527,500 円
750人以上 800人未満	8,357,000 円	1,750人以上 1,800人未満	18,010,300 円

年間延べ利用児童数	基準額	年間延べ利用児童数	基準額
800 人以上 850 人未満	8,840,000 円	1,800 人以上 1,850 人未満	18,493,000 円
850 人以上 900 人未満	9,322,800 円	1,850 人以上 1,900 人未満	18,975,300 円
900 人以上 950 人未満	9,805,500 円	1,900 人以上 1,950 人未満	19,457,500 円
950 人以上 1,000 人未満	10,288,300 円	1,950 人以上 2,000 人未満	19,939,800 円
		2,000 人以上	20,422,000 円

(出所:平成 30 年度八戸市子ども・子育て支援事業補助金交付要領)

・低所得者減免分加算

対象	1 日当たりの 利用料	補助基準額
生活保護法による 被保護者世帯	5,000 円未満	1 日当たりの利用料×年間延べ利用人員
	5,000 円以上	5,000 円×年間延べ利用人員
市区町村民税 非課税世帯	2,500 円未満	1 日当たりの利用料×年間延べ利用人員
	2,500 円以上	2,500 円×年間延べ利用人員

(出所:平成 30 年度八戸市子ども・子育て支援事業補助金交付要領)

2. 事業の形態

国庫補助事業であり、財源の内訳は国が子ども・子育て交付金、県は青森県地域子ども・子育て支援事業費補助金として、国・県・市がそれぞれ 3 分の 1 を負担している(一部市単独負担分あり)。

3. 指標の推移

行動計画において実施個所数を指標としており、実施施設数と延利用児童数は以下のとおりである。

【図表 実施施設数と延利用児童数の推移】

事業類型		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
病児対応型	実施施設数	2 施設	2 施設	2 施設
	延利用児童数	1,661 人	1,677 人	1,648 人
病後児対応型	実施施設数	3 施設	3 施設	3 施設
	延利用児童数	489 人	585 人	522 人

(出所:こども未来課まとめ)

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	52,364	53,551	57,734	
実績	43,842	49,010	50,256	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	50,256	病児・病後児保育事業補助金
合計	50,256	

5. 監査の結果及び意見

【結果 8】病児・病後児保育事業の利用児童数の誤りについて

病児・病後児保育事業を実施している施設は、毎月「病児保育室利用台帳」又は「病後児保育室利用台帳」(以下、「利用台帳」という。)を提出しており、その実績に基づいて、年度末には補助金実績調書を提出し、補助金精算金額を確定している。

そこで、いくつかの施設について、利用台帳と補助金実績調書を突合したところ、利用台帳の利用児童数と補助金実績調書の利用児童数に以下のとおり、差異が生じている施設が発見された。

【図表 毎月の報告と年間報告の利用児童数等の比較】

施設名	突合箇所	平成 30 年度 病児病後児 保育事業 月毎報告書	平成 30 年度 八戸市子ども・子 育て支援事業 補助金実績調書	正しい 利用児童数
A 施設	利用延児童数	1,335 人	1,339 人	1,337 人
	生活保護世帯・ 非課税世帯合計	157 人	165 人	169 人
B 施設	生活保護世帯・ 非課税世帯合計	11 人	18 人	18 人
C 施設	利用延児童数	369 人	377 人	370 人

(出所:市提出資料より監査人作成)

差異が生じている理由として、病児・病後児保育の利用時には、生活保護世帯及び非課税

世帯が確認できず、実施施設が利用料を受け取ったが、後日、生活保護世帯又は非課税世帯ということが判明した場合には、利用料の返還が行われることもあるとのことであり、利用台帳の修正実施後、再提出することがないこと等が挙げられる。

病児・病後児保育の低所得者減免分加算は「1 日当たりの利用料×生活保護世帯及び非課税世帯の年間延利用児童数」により、補助基準額が算定されるため、生活保護世帯及び非課税世帯の年間延利用児童数は、補助基準額の金額に影響するものである。

平成 30 年度において、実際の生活保護世帯・非課税世帯合計の利用児童数は、補助金実績調書の利用児童数を上回っているため、補助額に影響はないものの、適切に実績調書を作成・提出してもらう必要がある。

病児・病後児保育事業は、年度末の実績報告の国への提出期限は 4 月 26 日であり、その取りまとめが必要となる県への提出期限は 4 月 10 日となっており、事業年度を通して、施設に対しての集計方法の周知を徹底し、所管課の担当者においても確認すべきである。

【意見 3】 月次管理表における管理徹底について

病児・病後児保育事業は、年度末の実績報告の国への提出期限が 4 月 26 日であり、その取りまとめが必要となる県への提出期限は 4 月 10 日となっているが、病児保育の実施施設が 2 か所、病後児保育の実施施設が 3 か所であるため、毎月、実施施設から提出される利用台帳に基づいた月次の管理を実施していれば、年度末の実績報告の確認作業の負担も重くなく、システム導入までは必要ないと考える。現状、所管課担当者は月次管理表を作成しているが、生活保護世帯及び非課税世帯の月次推移までは管理表に入力していないとのことである。

病児・病後児保育の低所得者減免分加算は「1 日当たりの利用料×生活保護世帯及び非課税世帯の年間延利用児童数」により、補助基準額が算定されるため、生活保護世帯及び非課税世帯の年間延利用児童数は、補助基準額の金額に影響するものである。

月次管理表では、利用児童数だけでなく、その内数である生活保護世帯及び非課税世帯の利用児童数も管理表に入力し、9 月頃に提出される補助金交付申請書や年度の実績報告書の提出時に月次管理表と突合し、差異が生じている場合には、施設に確認を行うべきである。また病児・病後児保育の利用時に、生活保護世帯及び非課税世帯の有無を確認できず、実施施設が利用料を受領したが、後日、生活保護世帯又は非課税世帯ということが判明した場合には、利用料の返還が行われることもあるとのことである。その場合も利用台帳を修正した上で、再度、提出してもらうことを周知徹底すべきである。

No. 4 認可外保育施設助成事業

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

認可外保育施設が行う入所児童の健康診断経費及び保育材料等の購入経費の一部を助成することにより福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 事業の内容

事業の内容は以下のとおりである。

① 入所児童健康診断事業

認可外保育施設が行う入所児童(乳幼児に限る。)の内科・歯科健康診断に要する経費の一部を助成するものである。

補助対象経費	入所児童(乳幼児に限る。)の健康診断に要する経費<内科・歯科につき年2回>
補助基準額	受診児童数×2,940 円 ただし、60 人分、176,400 円を上限とする
補助金額	補助対象経費の実支出額又は補助基準額のいずれか低い額の 2 分の 1 に相当する額以内の額

(出所:平成 30 年度八戸市認可外保育施設児童対策事業費補助金交付要綱)

② 保育材料費助成事業

認可外保育施設の保育材料等の購入に要する経費の一部を助成するものである。

補助対象経費	入所児童(乳幼児に限る。)の保育材料(文具、画用紙、折り紙、絵本、粘土、遊具、楽器等であって、一品の購入価格が 2 万円以内(図書類は 1 万円未満)のもの。)の購入に要する経費	
補助基準額	1 か所当たり年額 (表1)補助基準額表	
	(単位:円)	
	区分	補助基準額
	10～20 人	162,000
	21～30 人	270,000
	31～45 人	410,400
	46～60 人	572,400
	61～90 人	810,000
	91 人以上	982,800

	※基準額表の入所児童数の区分は基準日(毎年6月1日現在)の児童数による。
補助金額	補助対象経費の実支出額又は補助基準額のいずれか低い額の4分の3に相当する額以内の額

(出所:平成30年度八戸市認可外保育施設児童対策事業費補助金交付要綱)

2. 事業の形態

平成29年1月の中核市移行に伴い、県補助金の対象外となり、市単独事業となった。

3. 指標の推移

行動計画において助成施設数を指標としており、推移は以下のとおりである。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
助成施設数	7施設	6施設	4施設

(出所:こども未来課まとめ)

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考
当初予算	2,458	1,851	1,851	
実績	1,645	1,380	1,066	

(2) 平成30年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成30年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	1,066	認可外保育施設が入所児童の健康診断及び保育材料等の購入に要する経費の一部助成
合計	1,066	

5. 監査の結果及び意見

【意見4】保育材料購入経費の明確化について

平成30年度に交付申請された保育施設は4施設であり、そのうち、2施設において、図書

として保育本を申請していたが、保育本は保育士に対する補助教材であり、児童に対する図書というものではなく、保育材料費として認められなかった。

八戸市認可外保育施設児童対策事業費補助金交付要綱では、保育材料費の補助対象として「認可外保育施設に入所している児童の処遇向上のために保育材料(文具、画用紙、折り紙、絵本、粘土、遊具、楽器等であって、一品の購入価格が2万円以内(図書類は1冊につき1万円未満)のもの。)を購入するもの。」とあり、保育本が補助対象外の図書ということが明確ではない。交付申請に係る提出書類及び注意事項においても「一品の購入価格が2万円(絵本などの図書類は1万円)を超えるものは補助対象外です。また、テレビ・ストーブ等の購入、児童移送費(タクシー・遠足のバス代)、入館料、会場使用料、講師謝礼(英会話等)、給食費、飲食代等(ただし、保育の一環としての食育等のため必要な経費を除く。)など」保育材料に直接結びつかないものは補助対象外です。」とあり、保育本が補助対象外の図書ということが明確ではない。

交付申請された4保育施設中、半分の2施設が保育本を保育材料の図書類として、申請されている状況を勘案すると、「交付申請に係る提出書類及び注意事項」で、保育材料に直接結びつかない図書類として、保育本等が対象外であることを明確にすべきである。

○八戸市認可外保育施設児童対策事業費補助金交付要綱(抜粋)

(補助対象事業)

第3

(2)保育材料費助成事業

認可外保育施設に入所している児童の処遇向上のために保育材料(文具、画用紙、折り紙、絵本、粘土、遊具、楽器等であって、一品の購入価格が2万円以内(図書類は1冊につき1万円未満)のもの。)を購入するもの。

○交付申請に係る提出書類及び注意事項(抜粋)

3. その他

▼一品の購入価格が2万円(絵本などの図書類は1万円)を超えるものは補助対象外です。また、テレビ・ストーブ等の購入、児童移送費(タクシー・遠足のバス代)、入館料、会場使用料、講師謝礼(英会話等)、給食費、飲食代等(ただし、保育の一環としての食育等のため必要な経費を除く。)など」保育材料に直接結びつかないものは補助対象外です。

No. 5 幼稚園就園奨励事業

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

家庭の所得状況に応じて私立幼稚園に在園する園児の保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の振興を図ることを目的としている。これにより幼児期の発達に応じた教育・保育が行われ、子どもが円滑に小学校へ入学できるよう幼児教育の充実が図られることが期待される。

(2) 事業の内容

私立幼稚園設置者が、園児の保護者に対し当該世帯の所得状況等に応じた保育料等の減免を行う場合に、当該私立幼稚園設置者に対して八戸市私立幼稚園就園奨励費補助金を交付する。補助金の交付を受けるには、私立幼稚園設置者が、私立幼稚園補助金交付申請書に必要書類を添付して市に申請する。補助金は、支援対象となる児童の保護者が減免を受ける入園料及び保育料等を限度とする。

補助金の概要は下記のとおり。

八戸市私立幼稚園就園奨励費補助金概要

根拠条例等	平成 30 年度八戸市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 八戸市補助金等の交付に関する規則
対象となる保護者	八戸市に住民登録があり、私立幼稚園に在園している園児(満 3 歳児以上)の保護者で、入園料及び保育料の納付義務を負う者。
対象となる幼稚園	市内外の認可された私立幼稚園(子ども子育て支援新制度に移行した園、認定こども園を除く)
補助の内容	就園奨励費 一人当たり 0～308,000 円/年 金額は市町村民税所得割額と当該園児の兄姉の状況による。
交付の方法	年 2 回、私立幼稚園設置者の指定口座への振込による。

(出所:市資料より監査人作成)

2. 事業の形態

市の一般財源の他、国及び青森県からの補助金を財源とする事業である。国からの補助金名は幼稚園就園奨励費補助金であり、補助率は 1/3 である。県からの補助金は被災児童生徒就学支援等事業交付金であり、東日本大震災の被災児童に対する補助金交付について交付される。なお県からの交付金について、平成 30 年度は対象児童がいなかったため、交付は

なかった。

3. 指標の推移

補助対象園児数を指標としている。補助金の対象となる新支援制度に移行していない私立幼稚園が減少していることから、補助対象となる園児は減少している。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
交付先(園)	13	8	6
補助対象園児数(人)	861	617	433
(うち被災者)	(2)	(2)	(0)
交付額(千円)	112,676	79,329	59,619
(うち被災幼児就園支援事業費)	(247)	(370)	(0)
国庫補助金(千円)	34,458	25,096	19,873

(出所:市提出資料より監査人作成)

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	134,875	83,733	60,393	
実績	112,675	79,329	59,619	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	59,619	補助金の交付
合計	59,619	

5. 監査の結果及び意見

【意見 5】 国外収入がある保護者の所得割課税額相当額算定業務について

補助対象となる園児の保護者に、前年度において国外収入がある場合、国内での収入額に国外での収入額を合計した金額を基に算出した市民税所得割額相当額に基づき、補助金の階層区分を決定する。所管課の担当者は提出された所得証明書等の資料を基に市民税所得割額相当額を算出しているが、平成 29 年度において国外収入があった保護者について、市民税所得割額相当額を計算、検討した過程が確認できる資料が、事業担当者の手元に保

管されており、書類審査に提出される他の書類とは別にファイリングされていた。また国外収入がある場合の計算シートや作業マニュアル等も整備されていなかった。

上記のような検討資料は要綱等により作成や保管が義務付けられている書類ではなく、合規性の観点からは問題はない。しかし国外収入の合算による市民税所得割相当額の算定は煩雑な作業である。担当者は一定の期間で異動することが想定されるため、効率的な業務の引継ぎや書類審査の有効性確保等の観点から、国外収入がある場合の計算シートや作業マニュアル等を整備し、検討資料は収入を証明する資料に添付し保管することが望ましい。

No. 6 子育てサロン事業

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

孤立した子育て環境とならないよう、地域の親子が気兼ねなく集まり、子育て相談や交流ができる場を「子育てサロン」として市民に提供することにより、地域の子育て環境の充実、地域のつながりを深めることを目的とする事業である。

(2) 事業の内容

① 子育てサロンの概要

子育てサロンは市内 20 カ所の地域(平成 30 年度)における各地区公民館、児童館で概ね月一回のペースで開催されており、その具体的な活動内容は、様々な行事の実施やスタッフによる子育てに関する相談等である。参考として、以下に八戸市ホームページにおける子育てサロンの紹介記事を添付する。

【子育てサロン 紹介記事】

【子育てサロン紹介】

小学校入学前のお子さんと、その保護者の方であれば、どなたでも利用できます。絵本の読み聞かせや、親子遊び、季節の行事、おやつタイムなど、お子さんにぴったりの遊びがいっぱい。楽しいふれあいで、ママ・パパもリフレッシュしましょう！

参加した方から、「遠地から引っ越してきたけど、サロンでお友達ができました」という声も聞かれます。「うちもそうなのよ！」「それやってみようかな？」そんな会話から、育児がもっと楽しくなる方法がどんどん見つかるかもしれません。お子さんにとっても、同じ年頃の子どもと遊ぶ良い機会に。初めてのお友達に興味津々、仲良くしたり、おもちゃを取り合ったり・・・時にはけんかするのも、心の大事な栄養です。

スタッフは、子育てを応援する地域のボランティア。新米ママ・パパの気持ちに寄り添い見守ってくれます。子育てのちょっと困ったこと、心配なことを気軽に相談してみてください。

(出所:市ホームページより)

② 子育てサロン利用実績推移

子育てサロンの利用実績数推移は以下のとおりであり、各年度概ね 11,000 人前後の利用がある。

【図表 子育てサロン利用実績】

項目	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
実施回数	220 回	220 回	219 回	234 回	224 回	219 回
利用児童数	6,609 人	5,908 人	6,059 人	5,740 人	5,926 人	5,809 人
利用保護者数	5,919 人	5,060 人	5,157 人	5,573 人	5,520 人	5,590 人
利用者数合計	12,528 人	10,968 人	11,216 人	11,313 人	11,446 人	11,399 人

(出所:担当課提出資料)

2. 事業の形態

子育てサロン運営等は、市が社会福祉法人八戸市社会福祉協議会(以下、八戸市社協とする)へ委託し、八戸市社協が各地区の社会福祉協議会(以下、各地区社協とする)に再委託する形式により行われている。その他、子育ての経験を生かしたベテラン世代を中心とするボランティアの協力も得たうえで、地域一体で子育てサロンは運営されている。

事業の予算財源は、こども未来基金繰入金 600 千円の他は、一般財源となる。

3. 指標の推移

子育てサロンの利用実績は、前述「1.(2)②子育てサロン利用実績推移」に記載したとおりである。

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	1,824	2,194	2,055	
実績	1,823	2,127	2,050	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
委託費	2,050	子育てサロン運営委託費
合計	2,050	

5. 監査の結果及び意見

【意見 6】市全体イベント参加人数を子育てサロン参加人数に加える運用について

市が各地区社協へ支払うサロン運営費は、契約書上、各子育てサロンへの参加児童人数に基づき支給されている。

【契約書 抜粋】

※ 運営費

1 地区につき下表の額とする。ただし、総額 1,230,000 円を限度とする。

参加児童数(年間)	金 額
100 人未満	40,000 円
100 人以上 200 人未満	50,000 円
200 人以上 300 人未満	60,000 円
300 人以上	70,000 円

(支払時期)

(1) 業務実施計画書の承認後

第 6 条に規定される業務実施計画書の承認後、請求書に基づき支払う。

(2) 業務終了後

実績報告(各地区の参加児童数)に基づく、差額を支払う。

この参加児童人数は、年間を通して子育てサロンへ参加した児童数に、年に数回市全体で実施するイベント(キッズフェスティバル、こどもはっち夏祭り等、以下、「市全体イベント」とする。)へ参加した児童数も加算し測定されている。市全体イベントの参加児童数のカウント方法は、市全体イベントへ参加した子育てサロン登録児童をカウントしているわけではなく、市全体イベントへの総参加児童数を、市全体イベントへ運営スタッフとして参加した者がいる各地区社協数の頭割りで配賦を行っている(例えば、市全体イベントへの総参加児童 900 人、子育てサロン A が 1 名、B が 2 名、C が 3 名のスタッフを出した場合に、総参加児童数 900 人 ÷ スタッフ参加サロン数 3 カ所 = 300 人が各サロンの参加児童数に配賦される)。

市全体イベントは、子育てサロンへの登録や参加実績の有無を問わず参加可能である。これより、当事業の評価指標である「子育てサロン参加児童数」に市全体イベントの参加者を含めることは、事業評価を誤るリスクが認められる。今後、子育てサロン参加児童数に市全体イベント参加者を含めることの是非について再考を求めたい。

一方で、当運用を、スタッフを派遣した子育てサロンへの運営費の加算優遇措置と捉えると一定の合理性が認められるものと解されるが、その場合には、社協単位の頭割りではなく、参加したスタッフの人数別の配賦を行うべきであるし、少なくとも委託契約書にて「参加児童数」の基準(市全イベントへの参加人数も含めること、その配賦基準)を明示すべきである。

No. 7 児童福祉施設等産休等代替職員設置事業

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

児童福祉施設等の職員が産休又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合に、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員を当該児童福祉施設等の長が臨時的に任用するために必要な経費を補助することにより、職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、児童福祉施設等における児童等の処遇を確保することを目的とする。

(2) 事業の内容

この事業の対象となる施設、職員、経費、日数は以下のとおりである。

① 補助支払施設

- ア. 子ども・子育て支援新制度に移行した特定教育・保育施設
- イ. 児童養護施設
- ウ. 母子生活支援施設
- エ. 養護老人ホーム
- オ. 軽費老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設を除く。)

② 対象職員

- ア. 保育士
- イ. 幼稚園教諭
- ウ. 保育教諭
- エ. 看護師
- オ. 准看護師(保育所、認定こども園及び養護老人ホームに限る。)
- カ. 支援員
- キ. 指導員(児童指導員、職業指導員等)
- ク. 生活相談員
- ケ. 介護職員
- コ. 介助員
- サ. 栄養士
- シ. 調理員

③ 補助対象経費

産休等代替職員に支払う賃金又は給与を対象とし、5,904 円×勤務日数で算出される金額と実支出額を比較して少ない額が補助金の額となる。

④ 補助対象日数

ア. 産休の場合

出産予定日の 8 週間前(多胎妊娠の場合は 14 週間)以前の日から、出産日の翌日から 8 週間を経過するまでの期間内で、産休代替職員が勤務した日数

イ. 病休の場合

休暇を開始した日から起算して 30 日を経過した日から、その日から起算して 60 日を経過する日までの期間内で病休代替職員が勤務した日数

交付実績は以下のとおり。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
任用件数	1 件	3 件	4 件
任用回数	1 回	4 回	5 回
任用日数	54 日	186 日	403.25 日

(出所:市提出資料より監査人作成)

2. 事業の形態

市の単独事業である。市が中核市に移行したことに伴い、平成 29 年 1 月から開始された事業である。

3. 指標の推移

指標は設定されていない。

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	—	3,666	2,520	
実績	300	1,065	2,374	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
補助金	2,374	
合計	2,374	

5. 監査の結果及び意見

【結果 9】 補助金の過払いについて

この補助金は、出産予定日の 8 週間前(多胎妊娠の場合は 14 週間)以前の日から、出産日の翌日から 8 週間を経過するまでの期間内で、産休代替職員が勤務した日数が対象であるが、出産日の翌日から 8 週間を過ぎた日数に対しても補助金が交付されていた先が 1 件あった。これは補助金申請先が 8 週間を 2 か月と勘違いし申請を行ったことに対し、市の確認が不十分であったことが原因である。この結果、11,808 円補助金の過払いが発生した。

過払いとなった補助金については返還を求める必要があるが、今後確認漏れが発生しないよう対策を講じる必要がある。

【結果 10】 補助要件の確認について

平成 30 年度八戸市児童福祉施設等産休等代替職員設置費補助金交付要綱(以下この項で「交付要綱」という。)第 3 条第 2 項において、補助金の申請を行う場合には八戸市児童福祉施設等産休代替職員設置費補助金交付申請書に以下の書類を添付して提出するよう定めている。

- ア. 産休の場合は、出産日が確認できるもの(出産証明書、戸籍抄本、住民票等)
- イ. 産休等代替職員の雇用契約書等の写し

これに対し、出産日が確認できる書類として「健康保険出産手当金支給申請書(以下この項で「出産手当申請書」という。)」を添付している申請者が 1 名あった。交付要綱では、添付書類の例として「出産証明書、戸籍抄本、住民票」を挙げている。「等」という記載はあるが、公的補助金を受給するためのものであるから、証明書類は公的、少なくとも第 3 者が発行するものとするべきである。出産手当申請書は申請者が自ら作成したものであって、第 3 者からの証明にはならないのであり添付書類としては適していない。市は適切な添付書類の提出を求める必要があった。

No. 8 保育研修事業

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、保育の質の向上を図るため研修等の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

(2) 事業の内容

この事業は八戸市保育連合会(以下この項で「連合会」という。)への委託事業であり、以下の内容の研修を年に各1回以上実施するものである。

- ① 園長の研修(保育園及び認定こども園の経営及び運営管理に関わる研修)
- ② 保育士、保育教諭の研修(保育内容の充実向上に関わる研修)
- ③ 調理員等の研修(給食内容や食の安全等の充実向上に関わる研修)
- ④ その他必要と認められる研修(保育全般に関わる研修)

補助対象経費は、保育の質の向上のための研修等事業に必要な報酬、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金である。研修の実施状況は以下のとおり。

	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数	12 回	12 回
延べ参加者数	1,268 人	1,327 人

(出所:市資料より監査人作成)

2. 事業の形態

国庫補助事業である。子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金(1/2 が国庫負担)の対象事業である。

3. 指標の推移

指標は設定されていない。

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	663	663	663	
実績	662	662	662	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
委託費	662	
合計	662	

5. 監査の結果及び意見

【結果 11】事業実績報告の精査について

連合会は事業実施後、事業実績報告として「保育事業研修委託料支出報告書(以下この項で「実績報告」という。)」を市に提出しており、実績報告には研修の実施状況(研修テーマ、講師名及び所属団体、かかった経費の内容等)が記載されている。ここで、平日に開催された保育士、保育教諭の研修において市の職員が講師を担当しているが、報酬を支払っているものがあつた。この研修の講師には専門的な知識が必要であり、それが故に専門性を有する当該職員に講師の依頼が行われたものであるが、市職員が講師を務めるに当たっての報酬の取扱いについて確認が不足しており、チェック機能も十分でなかったものと思われる。

市は実績報告の確認に際し、支出が適正なものであるかをより注意深く精査する必要がある。

No. 9 保育士修学資金貸付金事業

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

保育士不足による市内施設への入所待ち児童が増加傾向にあり、それを解消するため、中長期的な視野に立ち、保育士として市内の保育所に勤務する意思のあるものに対して奨学資金を貸し付けることにより、保育士の安定的な確保につながる支援策を講じることが当事業の目的である。

(2) 事業の内容

平成 30 年度において、5 名の対象者に対して計 2,400 千円(480 千円×5 名)の奨学金貸付が行われた。奨学金の概要は以下のとおりである。

【奨学金の概要】

項目	内容
制度開始	平成 30 年 4 月 1 日より
奨学金呼称	八戸市未来の保育士応援奨学金
対象者	以下の二要件を満たす者。 ① 将来市内の保育所等において保育士としてその業務に従事しようとする者 ② 市内の養成施設(児童福祉法第 18 条の 6 第 1 号に規定する指定保育士養成施設であり、市内においては八戸学院大学が該当する)に在学する者
貸付金額	① 貸与の額:月額 4 万円 貸与の期間:養成施設を卒業する日の属する月までの間(通算 24 月が上限)とする。
貸付利息	無利息
返還の免除	養成施設を卒業後 1 年以内に、市内の保育所等において保育士としてその業務に就き、引き続き従事した場合には、その従事期間に応じて返還を免除する。ただし、従事期間が修学資金の貸与を受けた期間以上である場合に限る。 (従事期間) (免除額) 1 年以上 2 年未満 貸与した額の 5 分の 1 に相当する額 2 年以上 3 年未満 貸与した額の 5 分の 2 に相当する額

	3 年以上 4 年未満 貸与した額の 5 分の 3 に相当する額 4 年以上 5 年未満 貸与した額の 5 分の 4 に相当する額 5 年以上 貸与した額の全額
返還	返還理由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸与期間の 2 倍に相当する 期間内において月賦又は半年賦の均等払いにより行う。

(出所:八戸市保育士修学資金貸与条例より監査人作成)

2. 事業の形態

平成 30 年度より開始された市単独事業である。予算財源はこども未来基金である。

3. 指標の推移

制度開始初年度の平成 30 年度において、5 名×480 千円の貸付を計画しており、実績も計画同様の 5 名×480 千円となった。

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 30 年度	備考
当初予算	2,400	
実績	2,400	奨学資金貸付

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
貸付金	2,400	奨学資金貸付
合計	2,400	

5. 監査の結果及び意見

【意見 7】返還免除要件（勤務形態等）の明確化について

前掲【奨学金の概要】の「返還の免除」の欄にも記載したとおり、当奨学金は対象者の将来における市内の保育所等の保育士としての勤務期間によっては返還が免除となる。ここで論点となるのは免除要件『保育士としての勤務』の内容である。これについて市では以下囲みのように定めている。

- ・「保育士として勤務」とは、保育士業務に従事することであり、事務など他の業務への従事は該当しません。また、幼保連携型認定こども園において保育教諭として勤務する場合も含まれます。
- ・保育士としての雇用形態(正規雇用、非正規雇用)及び勤務形態(常勤、非常勤)は問いません。

(出所:「八戸市未来の保育士応援奨学金制度の手引き」より)

後段下線部を素直に解釈した場合、例えば、週 1 回勤務等の短時間勤務(非正規雇用かつ非常勤)であっても、5 年間以上勤務した場合には奨学金が全額免除されることとなる。市として、このような極端な短時間の従事は想定していないとのことであるが、現状の制度設計においては週 1 回等の勤務であっても免除の対象ともなり得る点に、問題が認められると料する。

そもそも、市の保育士不足に対応し当制度の趣旨を存分に達するためには、できるだけ奨学金対象者には多くの期間を保育士として従事してもらうことが望ましい。したがって、産休や育休には配慮しつつも、免除要件において一定の定量的な勤務時間等を設けることが必要と考える。他自治体事例を調査したところ、定量的な勤務時間を設けている自治体も多く、具体的には「年間おおむね 1,440 時間以上」、「通年で雇用され、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上」、「週 30 時間以上」等の免除要件に該当する勤務の定めが見られた。これらを参考とされたい。

【意見 8】対象者選定に関する市の関与について

奨学金対象者選定のフローとして、市内の唯一の保育士養成施設である八戸学院大学事務局(以下、大学とする)において公募、受付、選考を実施し、予算枠内 5 名の推薦書を市に提出、市が推薦書を確認・審査し、問題がなければ奨学金の交付を行っている。監査を実施したところ、以下の二点について問題点が発見された。

① 市の選考への関与について

奨学金対象者の選考は大学が実施しているが、市として選考の妥当性の検証等を行っている状況にあつた。大学における選考の基準は、世帯の家計状況、奨学金を必要とする理由、他の奨学金の借入の有無、入学時の成績等であるが、当基準は数値化が難しく、その選考には多分に判断が求められると考えられる。

事業主体であり貸付金の出し手である市として、真に当事業の趣旨に合致している人物が適切に選考されているかについて事後的に検証する等により、選考の妥当性を確認するとともに、選考に積極的に関与する必要がある。

② 選考基準の周知について

前述「① 市の選考への関与について」にて記載した対象者の選考基準は、「八戸市保育士修学資金貸与条例」「八戸市未来の保育士応援奨学金制度の手引き」「募集パンフレット」「ホームページ」等には明示されていない。奨学金を募集し、一定の基準に基づいて選考を行う以上、奨学金利用者への情報提供として、その選考基準を制度説明パンフレット等に事前に明示することが望ましい。

【意見 9】 制度の周知拡大について

当制度は、市の子育て世帯への支援、市の労働力人口の流出防止等の効果が認められるほか、地元で保育士を目指す者にとっては非常に魅力的な制度であるとの感想をもった。市内で保育士を目指すものや、高校生に当制度を漏れなく周知させることは事業効果を一層高める観点から有用であると考え。現状の当制度の周知は、大学にチラシを掲示すること、市内の高校にパンフレットの配布を行っている等にとどまるとのことであるが、今後は、市の担当職員が大学・高校の生徒に直接制度を説明する等の制度周知の拡大が望まれる。

No.10 保育補助者雇上強化事業

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

保育士の勤務環境改善に取り組んでいる保育事業者が、保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者を雇い上げる場合に必要な費用の一部を補助し、保育士の業務の負担軽減と保育人材の確保を図るものである。

(2) 事業の内容

保育士の勤務環境改善に取り組んでいる保育事業者に対し、保育補助者の雇上げに必要な経費の一部を補助するものである。補助支払対象(施設)、補助要件、補助基準額は以下のとおりである。

① 補助支払対象(施設)

- ア. 保育所
- イ. 保育所型認定こども園
- ウ. 幼保連携型認定こども園
- エ. 小規模保育事業を行う者
- オ. 事業所内保育事業を行う者
- カ. 企業主導型保育事業を行う者

② 補助要件

以下に記載する施設の取組要件及び保育補助者の要件を満たす必要がある。

(施設の取組要件)

- ア. 以下を記載した職場環境の改善のための実施計画を市に提出し、これに基づき改善を行うこと。
 - ・当該保育補助者の業務と保育士の業務負担が軽減される内容
 - ・職員の雇用管理や勤務環境改善に関する取組状況
- イ. 保育補助者に対し、保育士資格の取得を促すこと。
- ウ. 当該保育補助者が、施設型給付費、各種加算の給付要件や、一時預かり事業の補助対象となっていないこと。

(保育補助者の要件)

- ア. 平成29年4月1日以降に新たに雇用された者

- イ. 保育士資格を有していない者
- ウ. 勤務時間が週 30 時間以下である者
- エ. 子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者又はこれと同等の知識及び技能があると市長が認める者

③ 補助基準額

以下に掲げる保育補助者の雇上げに要する経費の実支出額

- ア. 報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費
- イ. 役務費、委託料等

ただし、補助金の交付は、施設 1 か所につき 1 人に限られており、月額 109 千円に雇上げ月数を乗じた額を上限とする。

2. 事業の形態

当事業は平成 29 年度から開始された事業であり、国が行う「保育補助者雇上強化事業」により、補助対象経費の 3/4 が国庫補助である。

3. 指標の推移

指標は設定されていない。なお、補助金交付先は、平成 29 年度 2 件、平成 30 年度 4 件であった。

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	—	5,287	26,400	
実績	—	1,500	4,596	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
補助金	4,596	
合計	4,596	

5. 監査の結果及び意見

【結果 12】 補助要件の確認の厳格化について

補助金申請にあたり、申請者は交付申請書上に記載されている要件をセルフチェックし、要件該当を証する書類を添付することになっている。これに対し市では、補助要件を充足するかについて、交付申請書上で申請者がチェックをつけていることや添付書類を確認しているとするものの、必要な書類が全て添付されているか、記載内容が補助要件を満たしているか等について十分な確認が行われていない。

例えば週 30 時間以下の勤務を要件にしているにもかかわらず、添付された勤務表に時間の記載がないもの、記載はあっても明らかに超過しているものが見受けられる。また、「保育補助者に対し、保育士資格の取得を促すこと」も補助要件となっており、取組状況を記載することになっているが、適切な記載になっていないものもある。さらに、補助要件である「子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者又はこれと同等の知識及び技能があると市長が認める者」に関して、交付申請書にはチェックが付されているが、研修の終了証書が添付されていないものもある。

補助金交付の要件を満たすことは、補助金交付に対し欠くべからざる事である。市は、申請書上のセルフチェックの確認や、必要な書類が全て揃っていること、当該書類の記載も補助要件を満たしているものであること等、厳格に確認することが必要である。

【意見 10】 要綱の見直しについて

市の補助要綱には、補助要件として「勤務時間が週 30 時間以下である者」と規定しているが、30 時間を超える週があったとしても常態的なものではない限り認めている。現実的な対応とは思われるが、国の要綱同様「原則として」といった文言を取り入れたほうがよいであろう。

No. 11 施設型等給付費支給事業

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

社会的な課題となっている「少子化」、「子育て家庭の孤立化」、「待機児童」などに対応するため、国や地域をあげて子どもや子育て家庭を支援する新しい環境を整えることを趣旨とした「子ども・子育て支援法(以下、支援法とする)」が平成 24 年に制定された。支援法に基づき平成 27 年度に開始された「子ども・子育て支援新制度」により、幼稚園・保育園・認定こども園に対する共通の財政支援として「施設型給付」、小規模保育等に対する「地域型保育給付」等を支給することで、子ども・子育て支援の充実を図ることが当事業の目的である。

(2) 事業の内容

① 施設型等給付費の給付にかかるフロー

当事業は、国が統一的な基準等を設けて市町村がサービスを行う制度となっており、市町村が実施主体となる。施設型等給付費の給付にかかる業務フローとして、月次で対象施設が自ら給付費を算定、市へ請求し、市がその内容を検証・確認後に施設に対して給付がなされることとなる。

施設型給付費は、保護者に対する個人給付を基礎とするが、確実に教育・保育に要する経費に充てるため、保護者を通さずに、市が直接的に施設へ給付する仕組みとなっている。なお、私立保育所に対しては、市が施設に対して、保育に要する費用を施設型給付ではなく「委託費」として支払っている。

② 施設型等給付費の算定

各施設に支給される施設型等給付の基本構造としては、国が定めた公定価格(内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額)から利用者負担額を控除した額とされており、公定価格については、地域区分別、利用定員別に応じた「基本額」に、職員の配置状況や事業の実施体制に応じた「各種加算等」を加えた金額で構成されている。

$\begin{aligned}\text{施設型給付} &= \text{公定価格} - \text{利用者負担額} \\ \text{公定価格} &= \text{基本額} + \text{各種加算等}\end{aligned}$

「基本額」は、地域区分別、利用定員別(17 区分等)、利用者年齢別、利用者保育必要量別等により単価が定められ、施設毎の職員の配置状況、事業の実施体制等に応じて「各種加算等」が加えられ公定価格が決定する。具体的な「各種加算等」としては、三歳児配置改善加算(3 歳児の配置基準を 15:1 により実施する施設への加算)、休日保育加算(年間を通じて休日保育をする施設への加算)、栄養管理加算(栄養士を活用して給食を実施する施設への加算)

算)、施設機能強化推進費加算(施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う場合の加算)等の様々な加算がある。

③ 施設型等給付費の対象施設・支給実績

八戸市における対象施設の推移は以下のとおりである。また、給付実績額については「4.

(1) 当初予算額と実績額」を参照のこと。

(単位:施設)

類 型		H28 年度	H29 年度	H30 年度
幼稚園		5	8	8
認定こども園	幼稚園型	1	2	2
	幼 保 連 携 型	39	45	50
	保育所型	12	13	12
保育所		26	19	18
小規模保育		0	0	1
広域分		35	49	36
合計		118	136	127

(出所:担当課提出資料より)

2. 事業の形態

当事業の実施主体は市であるが、実施財源として国や県からも一定の交付金・負担金を受けいれている。平成 30 年度決算における国・青森県・八戸市の負担割合は以下のとおりである。

(単位:千円)

区分	H30 年度決算 額	割合	備考
国	3,296,909	42%	子どものための教育・保育給付金
県	1,806,795	23%	子どものための教育・保育給付等県負担金 施設型給付費地方単独費用県負担金
八戸市	2,657,291	34%	—
合計	7,760,996	—	—

(出所:担当課提出資料より)

3. 指標の推移

当事業は、国が統一的な基準等を設けて市町村が給付を行う事業であり、特段目標とすべき指標はない。

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	6,340,000	7,000,000	7,400,000	
実績	6,685,694	7,456,116	7,760,996	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
扶助費	7,760,996	施設型等給付
合計	7,760,996	

5. 監査の結果及び意見

【意見 11】施設型等給付費支給事務のマニュアル化の推進について

施設型等給付の業務フローは、月次で対象施設が自ら給付費を算定し、市へ請求、市が内容を検証・確認後、施設に対し給付がなされる。市が行う施設型等給付の検証・確認事務は、多数かつ例外事項が多く含まれる「基本額」「各種加算等」の検証等が含まれており、注意すべきチェックポイントが多く、各種の関係通達、Q&A、多数の法令等を網羅的に把握・理解し実務に落とし込む必要があることから、専門性が高い業務領域である。一方で、国等から提示される統一的な基準・要綱等もなく、市としてのマニュアルも現状は存在していない。制度開始 4 年目であり、実務も試行錯誤しながら固まりつつあるとのことだが、属人的な担当者の専門知識に依存している状況が見て取れ、人事異動があった場合に実務をミスなく行うための新たな担当者の負担も相当なものだと感じる。今後、チェック項目の明確化、判断を伴う事項の整理等を含め、施設型等給付費支給事務のマニュアル化推進が求められる。

【意見 12】施設における防災備品調達の経済性確保について

施設型等給付の加算項目として、施設機能強化推進費加算(災害対策に必要な備品の購入費を 15 万円まで補助する加算)がある。平成 30 年度において、多くの施設が当加算項目を利用し防災備品(投光器、テント、発電機等)の調達を行っている。監査を実施したところ、防災用テントを定価 155 千円で購入しているが、同備品がインターネット通販にて 89 千円で販売されているなどの本来は低価格で購入できるにも関わらず定価で購入している調達事例が 3 事例存在した。財源が市からの給付である以上、可能な限り経済的な給付費の活用が望まれるし、施設にとっても安価な調達を行った場合に、限度額の 15 万円まで他の備品を購入

できる等のメリットが認められる。

現状、市は施設に対して見積合わせを要求すること等は実施せず、その契約方法を各施設の経理規程に委ねている。確かに、施設型等給付の規定において、見積合わせ実施等にかかる要求はないため規則違反には該当はしない。また、市の財務規則同様に一定の支出（財務規則に併せ 10 万円以上等）に見積合わせを求めてしまうと、対象施設が相当数あることから、施設および市の事務コストが過度に膨らんでしまうことも想定される。

一方で、現に不経済とも捉えかねられない調達事例が見られたことは事実であり、今後は、施設に対して、経済的な調達活動を実施する旨の文書及び口頭での注意喚起を行うこと、事務コストとの比較となるが、場合によっては見積合わせまでを要求する等して、施設型給付のより一層の有効活用を行い得る制度運用を検討すべきである。

【意見 13】施設型等給付に不必要な資料の徴収について

施設から月次で市へ提出される施設型等給付の請求資料として「出席状況報告書」が提出されている。当報告書は、長期休暇している児童の一覧や、年齢毎の園児の出席延べ日数等をカウントしている資料である。当資料は施設型等給付費の請求事務には関連性はなく、特に利用はしていないとのことである。施設の負担軽減の観点から徴収中止を検討されたい。

Ⅱ 子育て支援課

No. 12 子育て短期支援事業（ショートステイ）

1. 事業の概要

（1）事業の目的

保護者の疾病その他の理由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、該当家庭の児童を短期間養育・保護することで、福祉の向上を図ることを目的とする。

（2）事業の内容

保護者が疾病等により子どもの養育が一時的に困難となった場合に、2 歳以上 18 歳未満の児童を委託先の養護施設において、7 日以内の短期間子どもを保護する。児童の保護者には、その所得に応じた利用料を請求する。所得区分に応じた請求額は下記のとおりである。

区分	1 日あたり費用(円)
生活保護世帯	0
市民税非課税世帯	1,790
その他の世帯	3,000

（出所：市提出資料より監査人作成）

2. 事業の形態

国の「子ども・子育て支援交付金」、県の「青森県地域子ども・子育て支援事業費補助金」、市の一般財源及び利用者の利用負担金を財源とする。国及び県の補助率はそれぞれ 3 分の 1 である。

本事業は随意契約による委託事業であり、社会福祉法人八戸市社会福祉事業団に委託している。児童の保護施設は児童養護施設浩浩学園となっている。児童福祉施設であって、24 時間職員が滞在しており、2 歳以上の未就学児から 18 歳未満までの幅広い年齢に対応できる施設を有している法人が市内に 1 法人しかいないため、随意契約に至ったものである。

3. 指標の推移

利用日数を指標としている。指標値の推移は下記のとおりである。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用日数(日)	0	19	7

（出所：市提出資料より監査人作成）

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	231	231	231	@5,500 円×42 日
実績	61	170	77	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
委託料	38	児童福祉施設への委託料 @5,500 円× 7 日
償還金利子及び割引料	39	平成 29 年度分の国庫補助金返還金
合計	77	

5. 監査の結果及び意見

【意見 14】 随意契約の理由の記載について

委託契約締結に係る起案の「6. 随意契約の理由」欄には、随意契約とする理由として、「(略)適切な処遇が確保される施設を有している市内で唯一の法人である。地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定及び八戸市財務規則 131 条の表第 6 号及び八戸市財務規則第 131 条の 3 但し書き後段により随意契約とする。」とある。この記載内容は、適切な処遇が何を指すのか漠然としており、本当に当該法人が「市内唯一の法人」なのか、疑問が残る。この点について所管課の担当者に質問したところ、24 時間体制で、2 歳以上 18 歳未満の児童を保護することができる児童養護施設は、市内で浩々学園しかないため、随意契約に至ったとの回答があった。

契約締結の方法は原則として一般競争入札によるものであるとした自治法第 234 条の趣旨を踏まえれば、随意契約はあくまで例外であり、随意契約とする理由は厳正に判断すべきである。このような観点から随意契約とする理由は重要な情報であり、起案書には随意契約とする理由を具体的に記載すべきである。

No.13 放課後子ども教室推進事業

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

全ての児童に対し、地域住民の参画を得て、学習や様々な体験、交流活動、スポーツ、文化活動等の機会を提供することを目的とする。これにより子どもが放課後を安全に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう、放課後等の子どもの居場所づくりを推進する。

(2) 事業の内容

放課後や週末等に、地域の方々の参画を得ながら、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する。教室は主に地域住民によるボランティアによって運営されており、子どもたちの安全管理面に配慮する教育活動サポーター(安全管理員)と、学習機会を提供する教育活動推進委員(学習アドバイザー)が中心となって実施される。教育活動サポーターに対しては1時間当たり800円、教育活動推進員に対しては1時間当たり850円の謝礼が支給される。

放課後こども教室を実施した場合、市は教育活動サポーターに対し、教室実施後10日以内に実施報告書の提出を求めている。

平成30年度における放課後こども教室の実施状況は下記のとおり。

【図表 平成30年度放課後子ども教室実施状況】

実施地区	東	館	根城	小中野
実施回数(回)	30	89	26	61
参加人数(人)	1,052	1,221	822	1,111

(出所:市資料より監査人作成)

2. 事業の形態

市の一般財源と国からの補助金を財源とする事業である。補助金の名称は学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金であり、補助率は1/3である。

3. 指標の推移

実施地区数を指標としている。指標値の推移は下記のとおり。教育活動サポーターや教育活動推進委員として本事業に参画する市民が限られていることから、実施地区数は横ばいとなっている。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施地区数	5	4	4

(出所:市提出資料より監査人作成)

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	1,529	1,683	1,481	
実績	932	1,013	823	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
報償費	595	放課後子ども教室従事者に対する謝礼
旅費	70	
需用費	111	
役務費	45	
合計	823	

5. 監査の結果及び意見

【結果 13】事業実施要綱と実施報告書の様式の整備について

本事業の実施要綱は、教育委員会が事業を所管していた平成 19 年度に作成された後、更新されていない。また教室の実施報告書に記載すべき役職名や所管課の名称も事業開始時から変更されているが、地区によって変更が一部のみ反映されていたり、全く反映されていなかったりと、様式が統一されていない状況にある。また現状では事業報償費の支払についての根拠規定が曖昧である。事業運営の透明性確保や業務の引継ぎ等の観点から、現状の実態に即した事業実施要綱を整備し、実施報告書の様式を統一すべきである。

【結果 14】謝礼支給単価の根拠の明確化について

本事業では、教育活動サポーターに対しては 1 時間当たり 800 円、教育活動推進員に対しては 1 時間当たり 850 円の謝礼が支給される。しかし支給金額の根拠となる実施要綱等の規定が整備されておらず、起案にも単価の決定過程や根拠となる情報が記載されていなかった。この点について所管課の担当者に確認したところ、単価は市直営の放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員等に対する謝礼の支給単価であり、同一の支給単価を使用していると

の回答を得た。

確かに放課後児童クラブと放課後子ども教室は、いずれも国の放課後子ども総合プランに基づき実施している事業であり、同一の単価を使用することには一定の合理性がある。しかし2つの事業は別事業として実施しており、別々の事業費として決算処理されていることなどから、本事業の単価については別途事業実施要綱を整備するとともに、その設定根拠を明確に文書として残しておくべきである。

【意見 15】 実施報告書の提出期限の順守について

放課後子ども教室を実施した場合、市は教育活動サポーターに対し、教室実施後 10 日以内の実施報告書の提出を求めている。しかし平成 30 年度の実施報告書を閲覧したところ、事業実施後 10 日を過ぎてから提出されている報告書が散見された。

本事業には実施要綱等が整備されておらず、10 日以内に報告書を提出しなかったことが条例等に違反するわけではない。しかし教室の実施報告書は謝礼の支払や国に対する補助金申請の根拠となる書類であり、提出に漏れがあった場合、本来支払うべき謝礼が支払われず、国からの補助金の交付額が減るなどの問題が生じる。また特定の提出者について提出の遅延を許容することは、不公平である。提出期限を定めるのであれば、すべての教室実施者に対して期限内報告の順守を指導していくことが望ましい。もし 10 日以内という提出期限が不合理なのであれば、実情に合わせた、合理的な提出期限に改めるべきであろう。

【意見 16】 評価指標について

市は放課後子ども教室の実施地区数を本事業の評価指標としている。確かに実施地区数の増加は、教室の実施回数や参加人数の増加につながるため、事業の成果を測る指標として一定の合理性がある。しかし、実施地区数を評価指標とした場合、すでに教室を実施している地区における活動状況の変化が評価に反映されないため、事業の業績を評価する指標としては不十分な側面もある。そのため、例えば教室の実施回数等、過去から継続して放課後子ども教室を実施している地区も含めた実施状況が反映される評価指標を設定することが望ましい。

【意見 17】 事業の周知について

本事業の周知方法としては実施地区の小学校で紙媒体のチラシを配布するのみで、市のホームページ等、他の媒体での情報発信は行われていない。確かに教室の実施状況は地区や実施主体によって大きく異なり、教室の開催も不定期であるため、一律の情報発信は困難である。しかし現状では、現在放課後子ども教室を実施していない地区の市民は本事業の存在を知る機会すら無いと考えられる。例えば事業の概要と実施地区、所管課の連絡先を市のホームページで公開することを検討してもよいのではないだろうか。

No. 14 虐待等に対する関係機関の連携、家庭相談員による相談体制の充実、児童虐待防止の啓発活動

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

相談者の家庭における人間関係、児童養育の健全化等家庭児童の福祉向上を図る。

(2) 事業の内容

① 虐待等に対する関係機関の連携

児童虐待や家庭問題等に対し、要保護児童対策地域協議会実務者会議(毎月1回開催)等により関係機関で情報交換を行うとともに、横断的な連携を図り早期発見・早期対応を行う。(児童福祉法第25条の2)

② 家庭相談員による相談体制の充実

子どもの心身発達、子育ての不安、家族関係、集団生活等に関し、保護者や関係機関からの相談に応じる。

③ 児童虐待防止の啓発活動

児童虐待防止の啓発活動を行い、特に11月の「児童虐待防止推進月間」において重点的に実施する。

①～③は家庭相談事業という名称で1つの事業として行われている。

2. 事業の形態

一部が国の補助事業である。

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金(国:1/2)

3. 指標の推移

要保護児童対策ケース検討実績【行動計画】

	H28年度	H29年度	H30年度
延件数(件)	145	259	191

家庭相談員による相談実績【行動計画】

	H28年度	H29年度	H30年度
延件数(件)	82	54	85

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	2,647	2,519	2,648	
実績	2,249	2,246	2,406	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
報酬	1,703	②家庭相談員報酬
共済費	474	②非常勤職員共済費
謝礼	44	①委員に対する謝礼
旅費	87	②家庭相談員通勤費・出張旅費出張旅費
需用費	86	①食糧費 2 千円 ②消耗品費 36 千円等 ③普及活動用ポケットティッシュ 47 千円
役務費	10	②通信運搬費 3 千円、手数料 7 千円
合計	2,406	

①～③:1. 事業の概要(2) 事業の内容の各番号に対応

5. 監査の結果及び意見

【結果 15】国庫補助金実績報告の記載誤りについて

市が国に提出している児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金実績報告に記載誤りがあった。市が国に提出した実績報告書における記載は下表のとおりである。

文書名	記載項目	記載金額(円)
別表2-1「児童虐待防止対策支援事業」	「算定基準額による算定額」	8,590,000
別表3「1-1児童虐待防止対策支援事業実施状況」	「(11)児童の安全確認等のための体制強化事業」の「基準額」	8,542,000
別表3「1-1児童虐待防止対策支援事業実施状況」	「(11)児童の安全確認等のための体制強化事業」の「算定基準額による算定額」	8,542,000

(出所:市資料より監査人作成)

国の「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」別表によれば「児童虐待防止対策支援事業」の「児童の安全確認等のための体制強化事業」の基準額は8,950,000円であり、上記の表の記載金額はいずれも8,950,000円であるべきであった。なお、対象経費の実支出額は「算定基準額による算定額」を下回っており、「算定基準額による算定額」が国庫補助所要額の計算に用いられることはなかったため、補助所要額への影響はなかった。記載誤りを防止するため、市においては実績報告の作成者とは別な者がチェックするなど、確認体制を強化することが必要である。

No. 15 母子家庭等自立支援教育訓練助成事業

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

ひとり親家庭のより良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用や自立に向けた経済的な支援等を目的とする。

(2) 事業の内容

母子家庭の母又は父子家庭の父の雇用安定と就職の促進を図るため、指定の職業能力開発講座の受講を修了した際に受講費用の一部を助成するもの。

助成対象者は、八戸市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要綱(以下この項で「支給要綱」という。)において定められている。支給要綱により、母子・父子自立支援員(以下この項で「支援員」という。)に事前相談を行っている母子家庭の母又は父子家庭の父で現に児童(20歳に満たない者)を扶養しているものであって、以下の要件を全て満たすことが必要である。

- ① 児童扶養手当の支給を受けている者又は当該手当の支給要件と同等の所得水準にある者
- ② 給付対象講座と同一講座で当該年度におけるフロンティア八戸職業訓練助成金を支給されたことがない者
- ③ その者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況等から、教育訓練に関する講座を受講することが適職に就くために必要であると認められる者
- ④ 過去に給付金を支給されたことのない者

対象となる講座は次の講座である。

- ① 雇用保険法による一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座である講座
- ② ①の他、地域の実情に応じ、これらの講座に準ずると市長が認める講座

支給額は以下のとおりである。

- ① 受講開始日現在において雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けることができない対象者
対象講座の受講のために、対象者が支払った費用(対象者が自らの希望により特別に行われる訓練又は特別に提供される教材等に要する費用を除く)の額の100分の60。ただし、200千円を上限とし、12千円を超えない場合の支給は行われ

ない。

② 受講開始日現在において①以外の受給資格者

上記①に定める額から同法第 60 条の 2 第 4 項の規定により対象者が支給を受けることができる一般教育訓練給付金の額を差し引いた額

2. 事業の形態

国庫補助事業である。母子家庭等対策総合支援事業費補助金(3/4 が国庫負担)の対象事業である。

3. 指標の推移

助成件数を指標としており、その推移は以下のとおり。なお、市では、当該指標について前年度比増を目標としており具体的な数値目標は設定していない。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
助成件数	2 件	5 件	14 件

(出所:市提出資料より監査人作成)

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	68	1,600	1,100	
実績	106	191	528	

平成 29 年度の当初予算と実績に大きな乖離が発生しているのは、当初の申請が 12 件であったのに対し、支給が 5 件となったことによる。

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
補助金	528	
合計	528	

5. 監査の結果及び意見

【結果 16】 支援員の記録について

この助成をうけるためには、支援員に事前相談を行っていることが必要である。市には支援員が 2 名おり、受けた相談内容は「相談受付・申込票」「インテーク・アセスメントシート」等に記録、保管されているが、実際に誰が相談を受けたかの記録が殆ど行われていない。市は、この給付金に関する相談について、2 名のうち特定の 1 名のみが担当することになっているため、担当者名の記載は特に意識していないとのことであるが、事前相談は助成を得るための必須の条件であること、当該記録は事後も残るものであること、職員の異動もあること等を勘案すれば、相談を受けた担当者名も記録しておくべきである。

【結果 17】 HP からのリンク切れについて

市の HP の支給対象者の要件が記載されている個所において、「同等の所得水準」「フロンティア八戸職業訓練助成金」(以下この項で「同等の所得水準等」という。)に対しリンクが貼られており、具体的な内容が市民によく判るように設計されているが、監査実施時においてこのリンクが切れている状態にあった。「同等の所得水準等」は、この制度を利用しようとする市民にとって重要な情報であり、そのために市も HP 上リンクを貼って情報提供を行っているのだから、HP を有効に利用できる状態にしておく必要がある。リンクが切れた原因を把握するとともに、リンク切れが今後発生しないための対策を講じる必要がある。

なお、このリンク切れは監査実施中に修正されたことを確認している。

【意見 18】 給付金支給要件の確認記録について

児童扶養手当の受給者が給付金の支給を受けようとする場合には、支給要綱は児童扶養手当証書(以下この項で「手当証書」という。)の添付を求めている(支給要綱第 5 条第 2 項第 1 号)。しかし、期限切れの手当証書のコピーが添付され「新しい手当証書は審査中のため支給申請の時に提出してもらおう」旨の記録が残されているが、新しい手当証書を確認したことに関する記録が残されていないものがあつた。これについて市は、支給要綱では「公簿等によって確認できる場合は、これを省略することができる。」旨の定めもあり(支給要綱第 5 条第 2 項ただし書き)、児童扶養手当担当者への確認を行ったため添付を省略したとのことである。本件について、公簿等によって確認した場合でも、その旨の記録(確認日、確認者、確認方法等)は残しておくべきものであろう。でなければ、確認したのかについてもわからなくなるからである。特に、申請時書類に後日提出してもらおう旨記載がある場合は、確認を行った旨の記録を残すべきであると思われる。

No. 16 ひとり親家庭への経済的支援

当取組に係る事業として、ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭等医療費助成事業の4つである。そこで、事業ごとに監査を行った内容を、以下記載する。

No. 16-1 ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(以下この項で「センター事業」という。)は、ひとり親家庭のより良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用や自立に向けた経済的な支援等を目的とする。

(2) 事業の内容

事業の内容は以下のとおりである。

① 就業支援事業

母子家庭の母及び父子家庭の父ならびに寡婦(以下この項で「母子家庭の母等」という。)及びひとり親家庭の親又は児童並びに寡婦(以下この項で「ひとり親家庭等」という。)の児童の就業相談に応じ、家庭の状況、職業の適正、職業訓練の必要性、就業への意欲形成、求人等の情報提供、事業を経営する上での問題等に対し、適切な助言を行うものである。相談件数は以下のとおりである。

	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数	20 件	24 件

(出所:市より聴取)

② 就業支援講習会等事業

地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会(以下この項で「講習会」という。)や、就業準備や離転職、起業家支援に関するセミナーを開催するものであり、実施状況は以下のとおりである。なお、セミナーや講習会を開催する際には、受講を容易にするため、児童を預かる託児サービスも実施している。また、この事業は平成 29 年度から公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会(以下この項で「県母連」という。)に業務委託を行っている。実施状況は以下のとおりである。

	平成 29 年度		平成 30 年度	
講演会:	延時間	受講者数	延時間	受講者数
パソコン講習個別指導	34 時間	5 人	34 時間	8 人
講習による資格取得者数	—	4 人	—	4 人
日商簿記(3 級)	66 時間	2 人	—	—
講習による資格取得者数		0 人	—	—
調剤薬局事務	—	—	23 時間	8 人
講習による資格取得者数	—	—	—	8 人
調理師試験準備講習会	14 時間	1 人	14 時間	—
就業支援セミナー:	回数等	受講者数	回数等	受講者数
個人面接指導	通年実施	1 人	通年実施	1 人
就活応援セミナー	2 回	7 人	2 回	16 人

(出所: 県母連の実績報告より監査人作成)

③ 就業情報提供事業

講習会修了者等の求職活動を支援するため、母子家庭の母等及び母子家庭等の児童の希望する雇用条件等に応じた求人情報を提供するものである。平成 30 年度から県母連に業務委託を行っている。

この事業は年を通じて行われている。平成 30 年度において県母連は、新規就職や転職を希望する母子家庭の母等及び母子家庭等の児童に対し、その希望する雇用条件等を登録し、ハローワークの求人オンラインや独自に開拓した求人情報等から希望に応じた求人情報の提供を行っている。

④ 在宅就業推進事業

在宅就業希望者等に対して、在宅就業コーディネーターを通じて、自営型の在宅就業や企業での雇用への移行を支援するものであり、平成 30 年度から県母連に業務委託を行っている。具体的には以下の方法による。

- ア. 在宅就業希望者が県母連の運営する「就業支援バンク」に登録する。
- イ. 県母連では、関係機関(行政や青森県民福祉プラザ内の団体等)に業務発注を依頼する。
- ウ. 連携しているNPO法人「あおもり就職キャリア支援センター(以下この項で「キャリアセンター」という。)」を通じて、在宅就業希望者に業務を提供する。

エ. キャリアセンターが業務の成果物を検収して業務発注先に納品する。

オ. キャリアセンターが業務発注先に賃金の請求を行い、業務を行った者に支払う。

この他、在宅での就業を希望する者、在宅就業において必要とされるスキルアップを希望する者等を対象としたセミナーの開催、在宅で就業する者同士の情報提供に資するためのサロン事業、在宅就業者として就業を開始して間もない時期において、仕事の受注、検品、納品等に関する基本的なノウハウを提供・コーディネートする業務も行っている。実施状況は以下のとおりである。

	平成 29 年度	平成 30 年度
就業支援バンク登録者	9 人	11 人
業務件数	38 件	33 件
稼働者平均賃金／月	10,868 円	11,849 円

(出所:市より聴取、県母連の実績報告より監査人作成)

⑤ ひとり親家庭等地域生活支援事業

就業を継続することが困難な母子家庭等及び母子家庭等の児童に対し、就業に係る相談のほか、生活に密着した問題に係る相談を受けるものである。具体的には女性弁護士による無料法律相談を行っており、実施状況は以下のとおりである。

	平成 29 年度	平成 30 年度
法律相談開催回数	2 回	3 回
参加者数(延人数)	6 人	7 人

(出所:市資料より監査人作成)

2. 事業の形態

国庫補助事業である。母子家庭等対策総合支援事業費補助金(1/2 が国庫負担)の対象事業である。

3. 指標の推移

センター事業は「ひとり親家庭への経済的支援事業(以下この項で「経済的支援事業」という。)」を構成する一つの事業である。経済的支援事業としての指標は「支給人数」「資格者数」が設けられており、この事業に該当する指標は就業支援講習会等事業における「資格者数」と

いうことになる。市では、当該指標について前年度比増を目標としており具体的な数値目標は設定していない。資格取得者(合格者)数は平成 29 年度 4 人に対し、平成 30 年度は 12 人に増えている。

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	—	2,626	4,295	
実績	—	2,568	4,295	

この事業は、市が平成 29 年 1 月に中核市に移行したことに伴い青森県から事業が移管された事業であるが、平成 28 年度には謝礼、委託料等経費の発生はない。平成 30 年度において、県母連に対する委託業務拡大により委託料が予算、決算とも増加している。

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
謝礼	174	弁護士への相談業務謝礼
委託料	4,121	県母連への委託料
合計	4,295	

5. 監査の結果及び意見

【結果 18】 県母連への委託料積算について

随意契約を行っている県母連への委託料の積算について、市は県母連から見積書の提出を受け、これを精査したうえで委託料を決定しているが、提出された見積書に記載された業務内容の一部と実際に行われた業務に違いがある。具体的には、市に提出された見積書では簿記講習会(60 時間)を行うこととされているが、実際には調剤薬局講習会(23 時間)が行われている。財務規則第 131 条の 3 にも規定されているように、随意契約を締結するにあたっては見積書の徴取が必要である。そして見積書は通常、業務の具体的な内容に基づいて作成される。なお、市はこの契約を結ぶにあたり、八戸市ひとり親家庭等就業・支援センター事業委託業務仕様書(以下この項で「センター仕様書」という。)を県母連に提示しているが、この仕様書には「講習会の実施」という項目はあるが、具体的な講習会の内容の記載はない。

この見積書は平成 29 年 10 月 13 日に市に提出されたものであり、県母連はこの時点では

平成 30 年度の委託業務の内容が未定であったため、前年度に行った講習会のテーマを想定して見積を行ったとのことである。講習会のテーマについては、できるだけ多くの申し込みがあるように、直近までに県内で行われた講習会のテーマや就業にすぐに役立つテーマ等について年度末まで情報収集、検討を行い決定している。このため、年度中間に委託料を積算するにあたってはこの方法によらざるを得ないようである。

講習会の内容によって要する経費も変わることから、市では見積書のテーマから内容を変更するに当たり県母連と連絡を密にし、委託料がテーマ変更後も適切であるかについて検討を行っているとのことである。ただし、変更前後で事業費（人件費以外の経費）の内訳項目に差はあるものの、事業費、人件費及びこれらの合計額はほぼ同額であるが、テーマが異なるにもかかわらず同額に至った経緯について十分な検討を行った証跡が残されていない。また、光熱水費については、テーマ変更前後の見積（積算）にはともに計上されていないが、実績報告に記載されている。市は水道光熱費について事業に必要であるものとして、これを経費に含めることを認めたとしているが、委託料の積算にあたり検討が十分であったかについて疑義があるものと言わざるを得ない。

委託料積算においては十分な検討を行う必要がある。また、テーマを変更せざるを得ないのであれば、市はその変更による経費の内容をさらによく精査する必要がある、その検討過程も明らかにしておくべきであった。

【結果 19】 委託料の支払い方法について

県母連に対する委託料 4,121 千円の支払いについて、契約に基づき事業計画承認時に支払いを行っている。市が委託事業開始前に前払いを行う理由は概算払をしなければ事業の遂行に支障があるためということであるが、そのことを具体的に検討した文書は残されていない。本来、県母連が委託業務をきちんとやり終えたかを確認してから完了払とするのが本来の姿である。契約履行より前に公金を先に支出するのであれば、そのことに十分な合理性が必要であり、決裁行為にあってもそのことを明記しておくべきと思われる。

県母連の契約時における資金量と事業年度中の資金の使用時期等によっては、年 2 回払いにする等必ずしも契約時に全額支払う必要がないと判断しうる場合もあるであろう。県母連の財務状況や事業計画を事業年度毎に把握検討し、契約履行より前に支払いを行う必要があるのであれば、契約の都度その理由を明らかにし、決裁を得ておく必要がある。

【結果 20】 未実施に終わった事業に係る確認記録について

センター仕様書上実施が求められている「託児サービス」について、調剤薬局事務講習会の受講申込書に託児希望の記録があるにもかかわらず、実績報告には「託児の利用者はいなかった。」と記載されている。託児サービスが実施されなかった理由は、受講通知を出すにあたり本人に託児サービス実施について確認の電話を入れたところ、毎回の利用を希望しているわけではなく、必要となったときに依頼したいとのことであったため、託児が必要となったとき

には連絡をするよう依頼していたが、結局申し出が無かったことによる。しかし、そのような事実があった事についての記録はない。この業務は、センター仕様書に定められている業務である。取消に至った経緯等(理由、連絡日、連絡方法、連絡を受けた県母連の担当者等)は記録し残しておく必要がある。

【結果 21】実績報告とセンター仕様書等の整合性について

県母連から提出された実績報告に記載された事業とセンター仕様書等に記載された事業の関連付けが困難な業務がある。例えば、実績報告に旅費として記載されている「全国母子寡婦福祉団体協議会研修会(岡山)(以下この項で「岡山研修会」という。)」108 千円は、県母連がその「HP において開示している事業計画」では、一部委託事業と合同開催する事業として「母子及び寡婦等生活安定化研修事業(以下この項で安定化研修事業)」として記載されている。しかし、「県母連から提出された事業計画書」やセンター仕様書には、岡山研修会や安定化研修事業に関する記載は見当たらず、県母連の実績報告の記載内容がセンター仕様書で定められた事業内容に該当するのかわ不明瞭なものとなっている。市は岡山研修会に係る経費をセンター事業全体に関係するものであると評価し経費として認めているが、県母連にとって HP 上で他の事業と分けて記載する程の重要な事業である。少なくとも実績報告には明記するよう指導すべきであろう。

【結果 22】実績報告の検証について

県母連から提出された実績報告によれば、センター事業に係る経費(以下この項で「市のセンター事業費」という。)のうち、人件費以外の経費は見積書より 241 千円減少しているが人件費が同額増加しており、合計金額(4,121 千円)では委託料の金額と同額になっている。ここで県母連は、人件費以外の経費については個別に集計しているようであるが、人件費については行っている事業毎には把握しておらず、行っている事業全体の人件費を一定の基準により各事業に配賦しているようである。しかし、市はこの配賦基準について妥当性の検討を行っていない。ただし、県母連は市の他、青森県、青森市(以下この項で「各自治体」という。)からセンター業務の委託を受けており、各自治体の業務比率を算出している。市は、人件費だけの妥当性の検討は行っていないが、県母連事業費合計(人件費と人件費以外の経費の合計額)に対する市のセンター事業費の割合がこの業務比率以下であることの確認を行うことにより市のセンター事業費が妥当性なものであると判断している。なお、この業務比率は、各自治体のセンターに係る事業費についてのみ、各自治体の予算の割合に、各自治体の利用者数の割合を乗じて算出された比率であるが、市はこの業務割合の妥当性についての検討は行っていない。また、業務比率がセンター事業費の妥当性検討に使用されるほど信頼のおけるものであるならば、なぜ、この業務比率によって人件費が算出されないのかについての検討も行っていない。

市のセンター事業費のうち人件費が上記の記載のように県母連が行っている事業全体の人

件費を一定の基準により算出されとしても、全体事業のひとつであり市が業務委託を行って
いる「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の件費は別の方法で算出されている。県母連が
各自治体から委託されている事業費に含まれる件費の合計と県母連が自主事業として行う
事業に係る件費の合計が、県母連の事業費合計のうちの件費と一致していないということ
である。

現状では、市が県母連に委託している事業の件費が適正に算出されているか疑問があ
ると言わざるを得ない。市が委託している事業間の件費及び他の自治体から県母連が受託
している件費について適正な配賦が行われていない可能性がある。市は県母連への委託
事業のうち件費の算出方法を把握し、それが実態にあったものであるか検証する必要があ
る。

【意見 19】 県母連への業務委託（随意契約）について

センター事業は県母連に随意契約で業務委託を行っているものであり、委託業務の見積も
県母連からのみ徴している。市がこのような対応を行った理由は以下のとおりである。

県母連は、これまでも当該事業について青森県からの委託を受けて、八戸市で同
様の講習会などを開催したほか、就業情報提供や在宅就業推進に関して実績がある。
当市のひとり親家庭のニーズにあった支援を行うことができ、今後も同様のサービス提
供が可能な唯一の団体である。そのため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第
2 号の規定により随意契約とし、財務規則第 131 条の 3 但し書後段により 1 人から見
積書を徴するものである。

市は平成 29 年 1 月に中核市となりセンター事業を青森県から移管されているが、青森県で
は平成 28 年度からのこの委託業務について公募を行っており、その際は県母連からのみ企
画の提案であったということである。市が中核市になってから公募は行っていない。この業務
の特殊性に鑑みれば、受託可能な事業者は限られるものと思われる。しかし、「同様のサービ
ス提供が可能な唯一な団体」であるとする理由については疑問がある。県が公募するのであ
れば県庁所在地である青森市在住の事業者が中心になるであろうが、新幹線の移動時間を
考えた場合、青森市（青森駅）までの時間と隣県の県庁所在地である盛岡市（盛岡駅）までの
時間は殆ど同じである。実際、岩手県には母子寡婦福祉協会があり、青森県の県母連と同様
の業務を行っている。全国的にも、母子寡婦福祉協会（連合会）の他に、シルバー人材センタ
ー、社会福祉協議会、介護保険事業者等に委託を行っている例もある。この理由を随意契約
の根拠とするならば、市はあらためて公募を行ってみる必要があろう。市は委託先の選定にあ
たり、複数の事業者から見積を徴取する等も含め競争性の確保に努めるべきである。

【意見 20】実施に至らなかった事業について

センター事業のうち、就業支援講習会等事業で行われる講習会について、計画されていた調理師試験準備講習会の参加申し込みがなく、結果として実施されなかった。なお、計画ではこの講習会の定員 2 名で 2 日開催する予定であった。講習会のテーマについては、県母連が他の自治体の実施状況を参考にする、県内の近隣自治体で実施されたテーマの申し込み状況を参考にする及び講習会終了後に受講生等の希望を聴取するといった方法等で選定している。また、講習会の広報についても、県母連の HP(市の HP からのリンクあり)、市及び県母連の広報誌への掲載等種々努力を行っているようであるが、平成 30 年度においては残念な結果となったものである。なお、この講習会は、県母連が独自に開催するものではなく、食品衛生協会が実施する調理師試験準備講習会に受講希望者を参加してもらいその受講料を補助するものであり、参加がなくても直接的な経費は発生しない。しかし、参加者がいないということには問題がないと言えるものではない。事業の周知、利用者増に向けたさらなる努力が望まれる。

【意見 21】県母連に対する業務委託料の負担について

【結果 21】に記載した岡山研修会の経費 108 千円は、県母連において発生した経費を市と青森県で折半して負担しているものである。センター事業を委託している青森市において、市や県より委託内容が少ないとしても、岡山研修会はセンター事業全般に関係する経費ということであるならば青森市が負担すべき部分もあるものと思われる。また、業務の量も市と県では県にかかる事業量が多いのではないか。市の負担割合が適正なのか再検討すべきであろう。

No. 16-2 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

ひとり親家庭のより良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用や自立に向けた経済的な支援等を目的とする。

(2) 事業の内容

ひとり親家庭の親及び子どもの学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就職につなげていくため、高卒認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受験費用の軽減を図るため受講費用の一部を助成するものである。

助成対象者は以下の要件を全て満たすことが必要である。

- ① 母子・父子自立支援員へ事前相談を行っていること
- ② 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況等から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること
- ③ 児童扶養手当の支給を受けているかまたは同等の所得水準にあること
- ④ 過去に高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金を受給したことがないこと
- ⑤ 高等学校を卒業していないかまたは、大学入学資格検定・高卒認定試験などに合格しておらず、大学入学資格を取得していないこと

助成内容は以下のとおりである。

① 受講終了時給付金

受講のために支払った費用の 20%相当額。ただし、上限は 100 千円であり、4 千円を超えない場合には支給は行われない。

② 合格時給付金

受講終了時給付金の支給を受けた者が受講終了日から 2 年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に、受講費用の 40%相当額が支給される。ただし、受講終了時給付金と合計して 150 千円が限度である。

2. 事業の形態

国庫補助事業である。母子家庭等対策総合支援事業費補助金(3/4 が国庫負担)の対象

事業である。

3. 指標の推移

この事業は「ひとり親家庭への経済的支援事業（以下この項で「経済的支援事業」という。）」を構成する一つの事業である。経済的支援事業としての指標は「支給人数」「資格者数」が設けられており、この事業に該当する指標は「支給人数」ということになる。市では、当該指標について前年度比増を目標としており具体的な数値目標は設定していない。平成 29 年度、30 年度とも支給実績はない。

4. 事業費の予算と実績額

（1）当初予算額と実績額

（単位：千円）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	—	450	450	
実績	—	—	—	

この事業は、市が中核市に移行したことに伴い青森県から事業が移管され、平成 29 年度から開始された事業である。平成 29 年度、30 年度では実績は出ていないが、平成 30 年度から受講を開始し現在受講中の申請者が 1 名いる。

（2）平成 30 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	—	
合計	—	

5. 監査の結果及び意見

【結果 23】HP からのリンク切れについて

本件は、『「No. 15 母子家庭等自立支援教育訓練助成事業」【結果 17】』に記載した内容と同一であるため、詳細な記述は省略する。

【意見 22】潜在的な利用者に対する周知努力について

この事業は、市が中核市に移行したことに伴い青森県から事業が移管され、平成 29 年度から開始された事業であるが、平成 29 年度、30 年度とも利用実績はない。なお、平成 30 年度から受講を開始し現在受講中の申請者が 1 名いるが、これを含めても利用状況は芳しくない。

ここで、この事業の対象となるためには、高等学校を卒業していないか、または、大学入学資格検定・高卒認定試験などに合格しておらず、大学入学資格を取得していないことが要件とされており対象者は限られるのであるが、潜在的な利用者に対する事業の周知は必要である。

市も従前から、種々の局面においてこの事業の広報や申請者への相談対応等の努力を行っているものであるが、この事業が必要な市民のためにもさらなる努力が望まれる。

No.16-3 ひとり親家庭等日常生活支援事業

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

ひとり親家庭のより良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用や自立に向けた経済的な支援等を目的とする。

(2) 事業の内容

母子家庭または、父子家庭及び寡婦自立のための就学、疾病等の事由により、生活援助及び保育サービスが必要な場合または生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、無料で家庭生活支援員(以下この項で「支援員」という。)を派遣し、ひとり親家庭等の生活の安定を図るものである。この事業は公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会(以下この項で「県母連」という。)に業務委託(随意契約)を行っている。派遣状況は以下のとおりである。

	平成 29 年度	平成 30 年度
派遣件数	派遣実績なし	1 件
派遣延回数	同上	6 回
派遣時間	同上	39 時間

(出所:市資料より監査人作成)

2. 事業の形態

国庫補助事業である。母子家庭等対策総合支援事業費補助金(1/2 が国庫負担)の対象事業である。

3. 指標の推移

この事業は「ひとり親家庭への経済的支援事業(以下この項で「経済的支援事業」という。)」を構成する一つの事業である。経済的支援事業としての指標は「支給人数」「資格者数」が設けられているが、この事業に該当する指標はない。

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	183	654	652	
実績	156	550	612	

この事業は、市が中核市に移行したことに伴い青森県から事業が移管され、平成 29 年 1 月から開始された事業である。平成 28 年度の市による事業実施期間が 3 か月であったため、同年度の当初予算及び実績は平成 29 年度、30 年度より大幅に少なくなっている。

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
委託料	611	
通信運搬費	0	
合計	612	

5. 監査の結果及び意見

【結果 24】委託料の支払い方法について

本件は、『「No. 16-1 ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業」【結果 19】』に記載した内容と同一であるため、詳細な記述は省略する。

【結果 25】事業実績報告について

県母連は事業の実施にあたり予算内訳を市に提出しており、事業終了時に事業の実績報告である「委託料精算書」を提出しているが、同額の人件費が記載されている。ここで、「委託料精算書」の人件費は一定の単価に予算作成時の時間を乗じた金額を元に算出されたものであり、実際に要した人件費にはなっていない。県母連では、個別の事業毎に人件費が測定されているのではないとのことであり、例えば実際の人件費総額を一定の基準をもって各事業に配賦するという方法になるのではあろうが、実際の人件費の記載を求めるべきものとする。

【意見 23】県母連への業務委託（随意契約）について

本件は、『「No. 16-1 ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業」【意見 19】』に記載した内容と同一であるため、詳細な記述は省略する。

No. 16-4 ひとり親家庭等医療費助成事業

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

母子家庭、父子家庭等の健康の保持と福祉の増進を図るため医療費を助成する。

(2) 事業の内容

ひとり親家庭の父又は母、ひとり親家庭の児童及び父母のない児童が医療保各法に基づく療養の給付を受けた場合に医療費を給付し、もってひとり親家庭の父又は母等の健康の保持と福祉の増進を図るものである。

具体的には、市に住所を有し、①に該当する児童を養育しているひとり親家庭を対象(事前に受給資格認定が必要である。)に、児童が 18 歳に到達する最初の年度末まで医療費を助成する事業である。なお、請求者及び同居親族については所得制限が設けられている。

① 助成対象

助成対象は以下のとおりである。助成額は、父母の場合、保険医療機関ごとの 1 か月に支払った医療費(調剤薬局の場合は処方箋発行元の医療機関と合算する)から自己負担分 1,000 円を差し引いた額であるが、児童については、保険適用分全額が対象である。なお、高額療養費及び付加給付金は差し引かれて助成金が給付される。また、小児慢性等の他公費助成に該当する医療費は本助成の対象外である。

ア.父母が婚姻を解消し現に婚姻をしていない児童

イ.父又は母が死亡した児童

ウ.父又は母の生死が明らかでない児童

エ.父又は母から遺棄されている児童

オ.父又は母が 1 級程度の障がいの状態にある児童

カ.父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童

キ.父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童

ク.母が婚姻によらないで懐胎した児童

ケ.父母のない児童

② 助成方法

償還払いと現物給付の2通りがある。償還払いは、医療機関窓口で医療費を支払い、後日市に給付申請を行うことにより指定口座に振込みを行う方法である。現物給付は、医療機関、保険者、市の間で医療費の請求・支払いを行うものであり、助成対象者の医療機関窓口での負担はない。

父母の場合は償還払いのみであるが、児童は現物給付又は償還払いの方法によることができる。

③ 受給者及び給付件数

以下のとおりである。

	平成 29 年度	平成 30 年度
受給者数:	(人)	(人)
親	3,176	2,685
児童	4,600	4,459
計	7,776	7,144
給付実績:		
件数	69,553 件	69,110 件
金額	(千円)	(千円)
現物給付	100,136	103,760
償還払い	74,700	66,245
計	174,836	170,006

(出所:市資料より監査人作成)

2. 事業の形態

県補助事業である。青森県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金(1/2 が県負担)の対象事業である。

3. 指標の推移

指標はない。

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	189,516	200,762	197,238	
実績	191,582	183,981	181,169	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
報酬	3,087	嘱託職員分
共済費	1,916	非常勤職員共済費、保険料(アルバイト等)
賃金	3,064	アルバイト賃金
役務費	2,791	社会保険診療報酬支払基金審査支払事務 委託手数料 2,309 千円他
扶助費	170,006	給付金
その他	303	
合計	181,169	

5. 監査の結果及び意見

【意見 24】 返還金にかかる収納未済について

市が助成金を支払った後に、助成対象者が資格喪失(「1. (2) ①助成対象」に記載した助成対象に該当しなくなった場合)であった事が判明した場合、当該助成金は過払いということになる。過払いの状況は以下のとおりである。

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	件数(件)	金額 (千円)	件数(件)	金額 (千円)	件数(件)	金額 (千円)
調定額	14	672	15	664	10	548
収入済額	3	13	6	40	5	43
不能欠損額	—	—	1	77	1	24
収入未済額	12	659	9	546	5	480

(出所:市資料より監査人作成)

収入未済額の内訳は以下のとおりである。

(単位:千円)

	28 年度	29 年度				30 年度			
	未残	発生	返還	不能欠損	未残	発生	返還	不能欠損	未残
A氏	77	-	-	77	-	-	-	-	-
B氏	73	-	-	-	73	-	-	-	73
C氏	15	-	-	-	15	-	15	-	-
D氏	24	-	-	-	24	-	-	24	-
E氏	409	-	30	-	379	-	10	-	369
F氏	3	-	3	-	-	-	-	-	-
G氏	14	-	-	-	14	-	14	-	-
H氏	1	-	1	-	-	-	-	-	-
I氏	2	-	-	-	2	-	-	-	2
J氏	2	-	-	-	2	-	2	-	-
K氏	14	-	-	-	14	-	-	-	14
L氏	19	-	-	-	19	-	-	-	19
M氏	-	0	0	-	-	-	-	-	-
N氏	-	3	3	-	-	-	-	-	-
O氏	-	0	0	-	-	1	1	-	-
計	659	5	40	77	546	1	43	24	480

(出所:市資料より監査人作成)

上表より、収入未済額は件数、金額とも毎年度減少してきている。返還が行われているものがあることもあるが、新規発生が少なく、かつ早期に返還されていることが寄与している。ただし、不能欠損の発生による減少もあり、A氏、D氏の不能欠損はともに支払い期限より5年が経過し時効になったことによる。

市では過払いが発生した場合、医療費管理システム(平成30年1月から導入した)にメモ機能がありそれに収入未済者との交渉経過を記載している。督促の方法としては、市職員が居宅に直接訪問する、催告を行う等の方法を行っているが、訪問しても職探し等により本人留守の場合が多いようである。児童手当支給時(6,10,2月)に合わせて催告を行い、本人と連絡がついた場合には返還計画について相談にのっている。8月に児童扶養手当支給の資格更新があり、来庁した場合にはそのときに相談することもあるが、児童手当のみの場合、現況届郵送や代理申請でも可能であり、収入未済者全員の対面は難しいのが実情である。

収入未済に陥るのは生活苦が主要因と思われるが、同様の経済状況であっても返還を行っている市民は多くいる。平等性の観点からも、新たな収入未済者の発生を防ぐこと、B氏、I

氏、K氏、L氏については本人と面談し返還計画作成を行い(時効にかからない方策を講じる)少額でも返還を実行させること、E氏については返還額の増加を行うことに努められたい。

No.17 ファミリー・サポート・センター事業

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

市民が仕事と育児を両立できる環境を整備し、地域の子育て支援を行い、もって地域住民の福祉増進および児童の福祉の向上を図る。

(2) 事業の内容

育児の援助を必要とする者と育児を援助したい者を組織化し、育児に関する相互援助活動を行う。

登録会員数

依頼会員:408名、提供会員:260名、両方会員:8名(平成30年度末現在)

主な活動:保育所・幼稚園の迎え、学童クラブへの迎え、帰宅後の預り、保育所・学校等休みのときの援助、保護者等の買い物等外出の場合の援助

活動件数:657件(平成30年度)

2. 事業の形態

一部(一定額まで)が国及び県の補助事業である。

子ども・子育て支援交付金(国:1/3、県:1/3)

3. 指標の推移

【行動計画】

	H28年度	H29年度	H30年度
利用者数	732名(64名)	700名(66名)	676名(65名)

※()内はうち町村の会員数

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考
当初予算	6,000	6,300	6,300	
実績	5,999	6,289	6,289	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
委託料	6,289	八戸市社会福祉協議会への委託料
合計	6,289	

5. 監査の結果及び意見

【結果 26】 交付金の実績報告書に記載する対象経費の実支出額の誤りについて

本事業は、子ども・子育て支援交付金の対象事業であり、市は、国及び県に対し実績報告書を提出している。同報告書上「対象経費の実支出額」の金額を 5,940 千円としているが、実際の実支出額は委託料 6,289 千円である。差額は、市が委託先から提出を受けた実績報告書中の収支決算書に記載されている一般管理費 348 千円である。市は国及び県に対して提出した実績報告書上、誤ってこの一般管理費を除いた金額を実支出額としていた。

国及び県への報告額(5,940 千円)と実際の実支出額(6,289 千円)はいずれも国庫補助基準額 4,000 千円を超過しており、基準額以上の支出額は交付額の算定上切り捨てられるため、交付額への影響はない。しかし、実績報告書上の「対象経費の実支出額」の記載誤りを防止するため、市においては実績報告書の作成者とは別な者がチェックするなど、確認体制を強化することが必要である。

【意見 25】 成果指標の設定と実際に把握している指標の整合性について

行動計画における指標は「利用者数」とされているが、実際に市が把握している実績指標は「会員数」と「活動件数」がある。「会員数」は、育児の援助を依頼する「依頼会員」と援助する「提供会員」及び依頼と援助を両方する「両方会員」の登録数合計である。一方、「活動件数」は、活動 1 回あたりを 1 件とカウントするが、例えば送り迎えについては 1 回につき 1 回とカウントするため、ほぼ日常的に利用するヘビーユーザーの動向により、実績数が大きく変動する傾向にある。そのため市は「活動件数」はあくまで参考値として把握しているのみで、成果指標としては採用していない。

市は運用上「利用者数」＝「会員数」としているが、「利用者数」という文言から「会員数」を意味しているとは判断しにくい。厳密には異なるものであり、誤解を避ける意味でも行動計画における指標を「会員数」等へ変更することが望ましい。

No. 18 児童館運営事業

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

児童館は児童福祉法第 40 条による児童福祉施設であり、児童の健康を増進し情操を豊かにするための遊びの施設等を提供すること、健全な遊びを通し児童の集団的及び個別的な指導を行うこと等を目的とした施設である。市内には、15 の児童館があり(【表 市内児童館一覧】参照)、それぞれの施設に専門職員(児童厚生員)が配置され、地域福祉活動の拠点施設として、福祉的機能を発揮している。

【表 市内児童館一覧】

No	児童館名	区分(注)	住所	開設年月日
1	豊崎児童館	小型児童館	八戸市大字豊崎町字下永福寺4番地4	S41. 5 . 4
2	三条児童館	小型児童館	八戸市大字尻内町字下根市 25 番地2	S42. 4 . 1
3	是川児童館	小型児童館	八戸市大字是川字中居河原2番地 12	S43. 4 . 1
4	南浜児童館	小型児童館	八戸市大字鮫町字赤コウ 55 番地 208	S44. 4 . 1
5	高岩児童館	小型児童館	八戸市大字上野字山在家3番地7	S45. 4 . 1
6	松館児童館	小型児童館	八戸市大字松館字門前6番地2	S46. 4 . 1
7	中央児童会館	児童センター	八戸市内丸一丁目1番1号	S44. 7 . 1
8	湊児童館	児童センター	八戸市大字湊町字中道 27 番地3	S55. 4 . 1
9	小中野児童館	児童センター	八戸市小中野六丁目 14 番8号	S56. 4 . 1
10	吹上児童館	児童センター	八戸市類家二丁目7番 43 号	S57. 4 . 1
11	白銀児童館	児童センター	八戸市大字白銀町字小沼 12 番地4	S58. 4 . 1
12	大館児童館	児童センター	八戸市大字新井田字館平 16 番地4	S59. 4 . 1
13	鮫児童館	児童センター	八戸市大字鮫町字住吉町 38 番地4	S60. 4 . 1
14	八戸ニュータウン児童館	児童センター	八戸市東白山台三丁目 13 番 20 号	H 6. 4 . 1
15	江陽児童館	児童センター	八戸市江陽一丁目 21 番2号	H 9. 4 . 1

(出所:市ホームページより監査人作成)

(注)厚生労働事務次官、雇用均等・児童家庭局長通知等による区分であり詳細は以下のとおりである。

「小型児童館」・・・小地域を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し情操を豊かにするとともに、地域組織活動の育成助長を図る等児童の健全育成に関する総合的な機能を有する施設

「児童センター」・・・小型児童館の機能に加えて、遊び(運動を主とする)を通じての体力

増進を図ることを目的とする事業・設備のある施設

(2) 事業の形態

同施設は指定管理者制度を導入しており、その指定管理者は「社会福祉法人八戸市社会福祉協議会(以下、八戸市社協とする)」である。

2. 指定管理業務の概要

(1) 指定管理業務の内容

項目	八戸市児童館
指定管理者	八戸市社協
指定期間	5年(平成25年4月1日～平成30年3月31日)
指定管理者 選定方法	公募 (指定期間において3者の応募があり、選考の結果、八戸市社協に決定した)
指定管理料、 利用料金等	指定管理料
指定管理者が 行う業務の内容	＜八戸市児童館条例＞ 第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。 (1) 第3条に規定する事業の企画及び実施に関する業務 (2) 児童館の施設、設備等の維持管理に関する業務 (3) その他市長が必要と認める業務 第3条 児童館は次の業務を行う。 (1) 児童の健康を増進し、情操を豊かにするための遊びの施設等を提供すること。 (2) 健全な遊びを通し、児童の集団的及び個別的な指導を行うこと。 (3) 母親クラブ等地域組織活動の育成及び助長に関すること。 (4) その他市長が必要と認める業務 (監査人注)児童館の使用料は無料であり、指定管理者は使用料収受等の業務は行っていない。

(2) 施設利用状況

児童館利用者数の推移は以下【図表 児童館 利用者数推移】のとおりである。

【図表 児童館 利用者数推移】

(人)

児童館名		H26	H27	H28	H29	H30
小型児童館	豊崎	4,915	7,154	7,932	9,740	8,973
	三条	3,288	2,843	1,983	4,854	6,143
	是川	2,954	2,530	0	0	1,899
	南浜	4,236	3,607	1,727	1,841	2,336
	高岩	2,496	3,462	2,843	2,941	1,656
	松館	727	947	1,710	1,933	1,855
	小 計	18,616	20,543	16,195	21,309	22,862
児童センター	中央	19,121	19,336	18,894	24,016	21,462
	湊	19,449	19,703	21,136	18,935	22,529
	小中野	25,297	27,359	22,831	20,870	21,468
	吹上	23,952	30,685	32,195	29,298	29,868
	白銀	25,071	26,117	29,616	28,272	32,357
	大館	39,981	37,150	44,334	37,486	38,758
	鮫	22,646	24,258	23,203	23,459	28,509
	八戸ニュータウン	36,166	32,596	39,651	30,958	22,736
	江陽	20,818	24,671	26,580	27,129	25,698
	小 計	232,501	241,875	258,440	240,423	243,385
合 計		251,117	262,418	274,635	261,732	266,247

(出所:担当課提出資料より)

(3) 施設収支状況

指定管理者が市に提出した収支計算書によると、各年度の収支状況は下表のとおりである。
平成 28 年度、平成 29 年度の収入・支出が平成 30 年度と比して低い理由は、是川児童館、

南浜児童館及び高岩児童館が耐震工事のために休止した影響が主要因である。

【表 収支状況の推移】

(単位:千円)

区分	H28 年度	H29 年度	H30 年度
収入	112,425	113,263	125,645
八戸市支出 指定管理料	112,088	112,664	124,484
修繕費 繰越額(注)	337	598	1,161
支出計	101,679	105,970	123,529
人件費	87,760	92,488	107,957
その他	13,919	13,481	15,571

(注)指定管理者が実施する、緊急修繕予算として、年度毎に各施設に 1,030 千円が措置されており、その繰越分である。指定期間の最終年度に精算される。

3. 監査の対象

市役所および八戸市社協における書類監査の他に、児童館実地監査も実施した。実地監査対象は任意サンプリングにより「豊崎児童館」および「中央児童会館」を選定している。実地監査では、全般的な管理状況の視察、備品照合、現金預金実査、現地書類(児童登録関連の書類等)の閲覧等を実施した。

4. 監査の結果及び意見

【結果 27】施設、設備、備品の修繕にかかる市の事前承認の漏れについて

指定管理者が児童館の施設、設備、備品の修繕をする場合に、「八戸市児童館指定管理業務基準書(以下、基準書とする)」により市の事前承認を得る必要があるが(下記参照)市の事前承認が行われていなかった。

【基準書(抜粋)】

Ⅱ-1-(2)-ウ 施設、設備、備品の修繕

指定管理者が実施する修繕の範囲は、下表のとおりとする。なお、修繕は市の事前承認のもと実施することとし、指定修繕料の範囲内での執行とする。なお、年度末で残余が生じた場合、指定期間の最終年度を除き、次年度以降の修繕料として使用し、最終年度で精算を行う。

項目	修繕の範囲	指定修繕料
緊急修繕	① 施設設備その他器材等に係る簡易な修理及び建物等の簡易な補修(いわゆる小破修繕)に要する経費 ② OA機器に係る簡易な修理に要する経費	各年度(全館) ① 1,000 千円 ② 30 千円

指定管理者の行う緊急修繕のうち、平成 30 年度において事前承認を受けるべきであった案件は 14 館の児童館で 32 件、計 1,807 千円であり、全て事前承認を受けていない状況にあった。また、市が行う実地検査でも問題点として指摘がなされていない状況にある。

市が修繕の事前承認を求める趣旨は、市が施設の所有者・管理者であり、将来に向けた施設の管理運用を適切に行うため修繕内容を早期に把握することにあると思料される。現状、基準書に反する運用がなされており、市は指定管理者に対し、基準書に従い運用を行うよう適宜適切な指導を行うべきである。

【結果 28】苦情発生時の市への報告漏れについて

平成 30 年度中に児童館利用者より指定管理者へ 5 件の苦情が発生している。指定管理者は、苦情を受け付けた場合に「八戸市中央児童会館ほか 14 施設の管理に関する包括協定書(以下、協定書とする)」に基づき、次月 10 日までに苦情処理簿を記録し、市へ提出することが求められている。監査を実施したところ、四半期毎に発生した苦情件数の報告は指定管理者から市へなされているものの、協定書の要求する月次の詳細な報告は行われていなかった。

苦情が発生した場合、市は指定管理者より速やかに苦情を収集し、適時適切な対応を行う必要があり、そのためには協定書に定める運用を実施しなければならない。現状、協定書に反する運用がなされており、市は指定管理者に対し、協定書に則した業務運用を行うよう適宜適切な指導を行うべきである。

【結果 29】再委託の申請及び承認の漏れについて

児童館では、浄化槽の管理、消防設備の定期点検、ごみ収集、事務文書運搬、遊具点検、建築物等定期点検について指定管理者が別の事業者へ委託して実施している。一方、協定書には、以下のように規定されている。

【協定書(抜粋)】

(管理業務の一括委託禁止)

第 14 条 指定管理者は、管理業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、管理業務の主たる業務以外で、専門的知識又は技能を必要とし、自ら行うことが困難な業務については、あらかじめ八戸市に届け出た上で、第三者に委託することが出来る。

2 前項ただし書の規定により指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託する場合は、すべて指定管理者の責任及び費用において行うものとし、指定管理者が委託をする第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害等については、全て指定管理者が負担するものとする。

したがって、児童館における前述の管理業務につき、指定管理者は市への届け出、承認を毎年受ける必要があったが、この手続が行われていなかった。指定管理者制度における第三者委託の制限の規定は、管理業務に携わっていない事業者が別の事業者管理業務を任せることにより、事業費が実質的に水増しされてしまうことや管理業務にかかる責任関係が不明確になることなどを防止する意味合いがある。今後、承認手続を経てから第三者委託を実施する必要がある。

【意見 26】 指定管理専用口座を用いない判断の文書化について

指定管理者は、指定管理業務に係る収入及び支出を、指定管理業務以外の本来業務(以下、固有業務とする)に使用している銀行口座にて管理を行っており、固有業務の口座内に固有業務と指定管理業務の収支が混在している状況にある。一方、協定書の第 32 条第 1 項では以下のように、指定管理業務と固有業務で明確に口座区分をして管理することを求めており、現状の運用は協定書に反するよう見受けられる。

【協定書(抜粋)】

(経理の区分)

第 32 条 指定管理者は、指定管理者として行う管理業務に係る収入及び支出を専用の口座で管理するものとする。

2 指定管理者は、管理業務に係る経理と乙の固有業務及びその他公の施設の管理業務に係る経理を区分して整理しなければならない。

3 前 2 項の規定によりがたい場合は、甲乙協議し、これを決定するものとする。

協定書が専用口座での管理を求める趣旨は、指定管理業務の経理の透明性の向上や、市のモニタリングを適切に実施することにある。専用口座を使用しない理由をヒアリングしたところ、現状の運用において事務の効率化が図られているとともに、経理の透明性やモニタリングの

実効性は確保されているため、上記協定書第 32 条第 3 項の例外規定を利用し、専用口座を利用しないと決定したとのことであった。

確かに、八戸市社協は当施設の他にも多数の施設の指定管理業務を行っており、それぞれの専用口座で管理した場合に、事務が煩雑となる可能性が考えられる(例えば、コストを下げるために消耗品を一括発注した場合等において、請求書を指定管理業務毎に発行してもらい、指定管理業務毎の口座より出金する必要がある等)。また、八戸市社協には社会福祉法人会計基準が適用されるが、同基準は「拠点区分別・サービス区分別」の区分経理を求めている、当指定管理業務も会計基準に基づき単独の区分経理を行うこととなるため、現状であっても経理の透明性やモニタリングの実効性は一定程度確保されているとも考えられる。

以上より、現状の運用にも一定の合理性は認められるものと思料されるが、例外的な運用であり、行政事務として最も重視すべき事務透明性の水準を下げるような運用でもある。事務効率性と事務透明性の精緻な比較均衡分析の基に決定されて然るべき事案であるが、この経緯については何ら文書化はなされていない現状であり、責任区分が不明確であることや事後の説明責任の観点から問題である。今後、専用口座を用いない合理的な理由について、詳細な文書化を行い、年度協定書に綴る等の対応が必要である。

また、市が行った指定管理者のモニタリングの結果として「指定管理者年度総合評価表」が公表されており、確認ができる平成 28 年度～平成 30 年度の評価表における「口座管理」の記載欄に「指定管理業務に関する収支は専用口座で管理し、経理区分も整理されていた。」との評価コメントが付されているが、実際の運用とは異なる。適切なモニタリング結果の公表という観点から、専用口座を用いていない旨、その理由を記載すべきである。

No. 19 児童手当

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

児童手当法、児童手当法施行令、児童手当法施行規則等に基づき、児童手当を支給する事業である。子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としている。

(2) 事業の内容

児童手当の支給対象者、支給額、支給時期等は以下のとおりである。

・支給対象者	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護し、かつ生計を同じくする父母等。
・支給額	3歳未満:一律15,000円 3歳以上小学校修了前:10,000円(第3子以降は15,000円) 中学生:一律10,000円
・支給時期	毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給。
・所得制限	扶養親族等の数に応じて所得制限限度額が定められており、児童を養育している者の所得が所得制限限度額以上となった場合は、児童手当は支給されないが、法律の附則に基づく特例給付(児童一人当たり月額一律5,000円)が支給される。

2. 事業の形態

市の一般財源の他に国、県の財源も入っており、負担割合は以下のとおりである。

【図表 児童手当の国、県、市の負担割合】

区分	国	県	市
3歳未満(被用者(会社員など))	37/45	4/45	4/45
3歳未満(非被用者)	4/6	1/6	1/6
小学校修了前	4/6	1/6	1/6
中学生	4/6	1/6	1/6

(出所:子育て支援課作成資料に基づき監査人作成)

3. 指標の推移

当事業は法律に基づき手当を支給するという事業の性質上、目標とすべき指標は定められていないが、過去3年の児童手当支給額、支給者数、対象児童数の推移は以下のとおりである。

【図表 支給額、支給者数、対象児童数の推移】

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給額	3,353,060 千円	3,267,985 千円	3,184,400 千円
支給者数	16,021 人	15,631 人	15,165 人
対象児童数	25,774 人	25,147 人	24,435 人

(出所:子育て支援課まとめ)

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	3,416,543	3,359,727	3,312,567	
実績	3,368,096	3,314,520	3,217,612	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
報酬	1,524	
共済費	1,487	
賃金	3,900	アルバイトに対する賃金
需用費	1,120	
役務費	5,660	郵便料金
使用料及び賃借料	82	
扶助費	3,184,400	児童手当
償還金利子及び割引料	19,436	平成 29 年度児童手当交付金確定に伴う 国、県への返還金
合計	3,217,612	

5. 監査の結果及び意見

【結果 30】児童手当の返還金の債権管理について

児童手当の受給者が所得税の修正申告、市外への転出、公務員になったこと等により支給済みの児童手当が過去に遡って修正される場合がある。このことにより、児童手当の過払、すなわち返還金が生ずる。返還金は市の債権となり、児童手当の受給者は市に返還しなければならない。市としては返還金が発生した受給者ごとに児童手当返還金管理簿を作成し、受給者への電話連絡の履歴、郵便による連絡履歴、催告の履歴等の回収状況を記録している。平成 27 年度以降の各年度末の児童手当の返還金の収入未済額は 100 千円～250 千円の範囲内で推移しており、平成 30 年度末の収入未済額は 2 件、残高総額は 135 千円である。

既に述べたとおり、児童手当の返還金は市の債権であり、財務規則では債権管理に関して以下のように定めている。

財務規則(抜粋)

(債権の管理)

第 244 条 債権の管理事務は、その債権に係る事務を所掌する部長等が行う。

(債権管理票の備付け)

第 245 条 部長等は、その所掌する債権の管理状況を明らかにするため、債権管理票(別記第 115 号様式)を備え付けなければならない。

2 部長等は、債権が発生し、又は市に帰属したときは、遅滞なくこれを確認の上、債権管理票に記入しなければならない。当該確認に係る事項について変更があった場合も、また同様とする。

財務規則の第 245 条で定めている債権管理票は未納者ごとに作成されるものである。債権管理票の作成状況を所管課の担当者に確認したところ、債権管理票は作成されていなかった。児童手当の返還金債権の件数、金額が少ない現状においては、債権管理票が作成されていなくても、児童手当の返還金債権の総額はすぐ把握することが可能であろう。しかし、債権の件数が多い場合、長年にわたり債権管理を放置していた場合は、債権の発生、回収状況の把握に著しく時間を要することになるだろう。また、通常の事業会社においては、債権管理は当たり前に行われていることであり、組織形態が異なったとしても、債権管理は適切に行われるべきものである。財務規則に定められていること、及び、適切な債権管理の観点から債権管理票を作成しなければならない。

No. 20 子育て情報整備事業

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

子どもが身近な地域の人々との関わり合いの中で成長できるよう、また子育て家庭が孤立することのないよう、地域における子育て支援の充実を目的とする。そのため、子育て情報サイトの開設及びメールマガジンの配信を行い、子育て情報の充実を図る。

(2) 事業の内容

事業の内容は以下のとおりである。

① 子育て情報 Web サイト「はちすく」の公開

子育て情報に特化した Web サイト「はちすく」の公開を行っている。当該事業は株式会社アスコエパートナーズとの官民連携事業として実施され、経費は当該 Web サイトに掲載する広告収入により賄われ、市の負担はない。

② メールマガジン「はちすく通信」の配信

メールマガジンの配信により市内や近隣町村のイベントや行事の情報収集と発信を行う。メールマガジンは月に 30 回程度配信される。この他に、メールマガジンの配信に関する宣伝を年 2 回程度実施している。

2. 事業の形態

① 子育て情報 Web サイト「はちすく」の公開

市単独事業である。子育て情報 Web サイトは株式会社アスコエパートナーズと官民連携協定を締結し、当該事業者により運営されている。当該事業者は平成 27 年時点で約 80 の自治体に Web サービスを提供した実績があり、また Web サイトの構築・運用に係る経費は当該 Web サイトに掲載する広告収入により賄う仕組みであり市の負担はないことから、協定締結に至ったものである。

② メールマガジン「はちすく通信」の配信

市単独事業である。メールマガジンの配信は委託事業であり、子育てつどいの広場事業「こどもはっち」の運營業務受託者である特定非営利活動法人はちのへ未来ネットとの随意契約である。「こどもはっち」に子育て関連情報が集約される仕組みがあり、すでに「こどもはっち」関連のメールマガジンを配信しておりノウハウもあるため、随意契約とした。

3. 指標の推移

① 子育て情報 Web サイト「はちすく」の公開

HP 訪問者数及び HP 閲覧回数を指標としている。指標値の推移は下記のとおり。事業者は毎月実績値を市に報告し、検査を受けている。目標値は設定していない。

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	年間	月平均	年間	月平均	年間	月平均
HP 訪問者数(人)	20,502	1,709	18,145	1,512	16,086	1,341
HP 閲覧回数(回)	37,971	3,164	30,276	2,523	34,106	2,842

(出所:市資料より監査人作成)

② メールマガジン「はちすく通信」の配信

メールマガジンの配信回数及び登録者数を指標としている。指標値の推移は下記のとおり。事業者は毎月実績値を市に報告し、検査を受けている。目標値は前年比増としている。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録者数(人)	524	555	601
配信回数(回)	348	348	348

(出所:市資料より監査人作成)

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	500	500	500	
実績	494	494	494	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
委託料	494	メールマガジンの配信業務委託料
合計	494	

5. 監査の結果及び意見

【意見 27】 メールマガジン配信事業の所管課の変更について

メールマガジン配信の目的は子育て家庭に対する情報提供であり、配信内容はこども未来課の所管する「こどもはっち」や「子育てサロン」等に関する情報や、こども未来課が対象とする未就学児童に関する情報の通知が主な内容になっている。また、「**2. 事業の形態**」で記載のとおり、特定非営利活動法人はちのへ未来ネットを委託先として随意契約を締結した理由としては、こども未来課が所管する「こどもはっち」の運營業務受託者であるという要素が大きい。

少子高齢化が急速に進む状況にあつて、少子化対策として子育て支援を拡充する事業に取り組むことは重要である。しかし事業実施のための財源には制約があり、高い効果が見込める事業に予算を優先的に充当する必要がある、例えば明確な事業目標に基づく PDCA サイクルにより、事業の効果的・効率的な実施に努めることが求められる。この点、メールマガジンの配信業務はこども未来課が所管する業務に深く関連しており、事業の効果的・効率的な実施という観点から、配信内容に精通しているこども未来課にて本事業を実施することを検討しても良いのではないだろうか。

No. 21 読み聞かせキッズブック事業

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

市内に住所がある3歳児に対して書店で利用できる2,000円のブッククーポンを配付することにより、親(保護者)が絵本等の読み聞かせを行うきっかけづくりをし、親子のふれあいと本に親しみを持つことによる情操教育の充実が当事業の目的である。

(2) 事業の内容

① ブッククーポンの概要

平成30年度における、ブッククーポン事業の概要は以下のとおりである。

項目	内容
実施期間	平成30年9月1日～11月30日の3か月間
クーポン金額	児童一人あたり2,000円(500円×4枚)
対象図書	3歳児への読み聞かせに適した児童向け絵本または図鑑
参加書店	八戸市書店連盟加盟の市内13書店
配付対象	八戸市内に住所がある3歳児 ※ 転入により前年度未配付となった4歳児含む

(出所:担当課資料より監査人作成)

② 事業の実施状況

当事業は平成28年度より実施されており、平成28年度～平成30年度における事業実施状況は以下のとおりである。

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総発行枚数 (500円券)	7,108枚	7,164枚	7,148枚
クーポン利用実績 (500円券)	5,496枚	5,926枚	5,914枚
利用率	77.3%	82.7%	82.7%

(出所:担当課資料より監査人作成)

2. 事業の形態

平成28年度より開始された市単独事業である。事業実施財源は寄附金500千円の他は、一般財源による。事業実施期間としては平成30年度まで実施されていたが、令和元年度においては当事業を行っていない。

3. 指標の推移

個別の事業においてブッククーポンの利用率を一定の指標としている。平成 28 年度:77.3%、平成 29 年度:82.7%、平成 30 年度:82.7%と推移し、利用率は上昇・維持傾向にある。その他、平成 30 年度に実施したアンケート項目「クーポンで絵本を購入後、読み聞かせの機会はどうなったか」という質問に対して、増えたと回答したものが全体の 49.4%おり、一定の事業効果はあったものと推察される。

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	3,881	4,273	4,264	
実績	3,530	4,157	4,167	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
需用費	3,291	キッズブッククーポン支払額
役務費	876	ブッククーポン送付代
合計	4,167	

5. 監査の結果及び意見

【意見 28】ブッククーポンの配付方法について

市ではブッククーポンの配付方法として簡易書留を利用しており、平成 30 年度におけるクーポン送付代等として 717,826 円を支出している。確かに、簡易書留による発送は発送状況や受取状況が明確である点、受け取りのないものは市へ返送され、再送の対応ができることからその効果は認められるところである。一方で、簡易書留手数料は 1 件あたり 320 円発生しており、ブッククーポン額面 2,000 円と比較した場合において、その手数料の割合も相応なものとなっていることも事実である。また、当事業は、市民や担当課の要望はありつつも、令和元年度に廃止されている経緯からも、削減できるコストはできる限り削るべきである方向性にあるだろう。

このような観点から、今後も同様の事業を実施する際には、コスト削減が可能で、到達の確実性等を相応水準で担保できるブッククーポンの配送方法を検討すべきである。具体的には、市が実施している三歳児検診(対象者の受診率 99%)にて配付することを検討してもいいのではないだろうか。当初、市は三歳児検診での配付も検討はしたとのことであるが、年間十数回

ある検診の全てに子育て支援課の職員が保健所等を訪問、配付することは煩雑であり効率性が悪いこと、この場合にクーポン使用期間が現状の 3 か月であるのに対し通年となってしまうため、書店の負担増へ配慮したことから却下となっている。しかし、やり方として、三歳児検診の実施担当課と連携をすることにより、子育て支援課の職員が訪問せずとも検診時に配付する別資料と同時にクーポンを配る等の方法も実現可能であるし、下記「**【意見 30】利用率向上のための施策について**」にも記載したように通年における事業実施の方がそもそも事業効果は高いものと思料される。

また、別の方法として、ブッククーポン額面 2,000 円であることから、その額面金額との比較均衡により、手数料がかからない普通郵便による送付や、手数料が 160 円と簡易書留比較で安価である特定記録郵便等による送付も再考に値するものであると考える。

【意見 29】具体的な KPI の設定について

ブッククーポン利用率は、平成 28 年度:77.3%、平成 29 年度:82.7%、平成 30 年度:82.7%と推移しており、担当課としては、この利用率の向上を目標としている。しかし、担当課では、具体的な達成すべき目標(例えば 90%を達成目標にする等)は定めていない。あるべき事業手順として、達成するべき目標値を明確に定め、そのための計画を策定、実施し、事業実施後に評価を行い、未達の場合はその原因を分析し、次年度以降にフィードバックしていくこと(PDCA サイクル)が求められている。

市では平成 26 年度から実施している類似事業として、教育委員会所管の小学生向けブッククーポンともいえる「マイブック推進事業」が存在する。こちらのクーポン利用率は平成 30 年度において 96%と高位であった。このような類似事業の指標を参考とする等により、明確な目標値を設定することを求めたい。

【意見 30】利用率向上のための施策について

前述のとおり、当事業の目標はブッククーポン利用率の向上が目的である。利用率向上の観点から、以下二点の提言をしたい。

① ブッククーポンの分割について

現状のブッククーポンは 500 円券が 4 枚配付されており書店で使用した場合にお釣りは出ない運用となっている。この点、実際の利用者アンケートにも記載があったように、利便性向上のために 500 円券 3 枚と 100 円×5 枚等で少額クーポンも併せて配付することを検討すべきと考える。このような運用とした場合の主な追加コストは、書店がクーポンを台紙に貼り付け、市に提出する際の事務煩雑性が増してしまうとのことだが、当事業は、市内の書店にとってクーポン利用により直接的に売上が向上するとともに、市民が本に触れ合う機会が拡大されることによる潜在的・将来的な売上増加等のメリットも多分に認められるものと解されることから、書店の納得を得られやすいものと考えられる。

② 事業実施期間の拡大について

当事業の実施期間は「平成 30 年 9 月 1 日～11 月 30 日の 3 か月間」となっているが、児童の夏休み・冬休みを含む長期間とすることで利用率向上に寄与するものと考えられる。この方法を採用した場合の主なコストも、書店の事務負担増とのことであるが、前述したように書店にもメリットは認められることから、検討の余地はあるだろう。

No. 22 児童扶養手当支給事業

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

児童扶養手当法、児童扶養手当法施行令、児童扶養手当法施行規則等に基づき、児童扶養手当を支給する事業である。父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的としている。

(2) 事業の内容

平成 30 年度の児童扶養手当の支給対象者、支給額、支給時期等は以下のとおりである。

・支給対象者	市内に居住し、次のいずれかに該当する児童(18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある子ども、又は 20 歳未満で中度以上の障がいの状態にある者)を監護している母、監護し、かつ、生計を同じくする父、又は当該父母に代わってその児童を養育している者。 ① 父母が婚姻を解消した児童 ② 父又は母が死亡した児童 ③ 父又は母が政令に定める程度の障がいの状態にある児童 ④ 父又は母の生死が明らかでない児童 ⑤ 父又は母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童 ⑥ 父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童 ⑦ 父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童 ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童 ⑨ その他(棄児、孤児など)
・支給額	・全部支給の場合 児童 1 人 月額 42,500 円 児童 2 人 月額 52,540 円 児童 3 人以上 1 人増える毎に 6,020 円加算 ・一部支給の場合 受給者の所得に応じた額

・支給時期	毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月分までの手当を支給。
・所得制限	扶養親族等の数に応じて所得制限限度額が定められており、支給対象者、配偶者又は同居親族の所得が所得制限限度額以上となった場合は、手当の一部または全部が支給停止となる。

2. 事業の形態

市の一般財源の他に、国から児童扶養手当給付費国庫負担金が交付される。国の負担割合は1/3である。

3. 指標の推移

当事業は法律に基づき手当を支給するという事業の性質上、目標とすべき指標は定められていないが、過去3年の受給者数、児童数、支給実績の推移は以下のとおりである。

【図表 受給者数、児童数、支給実績の推移】

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受給者数	2,875 人	2,741 人	2,579 人
児童数	4,097 人	3,956 人	3,739 人
支給実績	1,435,595 千円	1,412,554 千円	1,346,739 千円

(受給者数、児童数は年度末時点のもの)

(出所:子育て支援課まとめ)

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考
当初予算	1,472,121	1,437,055	1,375,004	
実績	1,457,572	1,427,768	1,370,595	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
報酬	1,228	
共済費	1,150	
賃金	2,395	アルバイトに対する賃金
旅費	14	
需用費	756	
役務費	874	
委託料	15,914	システム改修に係る委託料、ハードウェア 及びソフトウェアに係る保守料
使用料及び賃借料	14	
扶助費	1,346,739	児童扶養手当
償還金利子及び割引料	1,505	平成 29 年度児童扶養手当給付費国庫負 担金の交付額確定による国への返還金
合計	1,370,595	

5. 監査の結果及び意見

【結果 31】児童扶養手当債権管理票の更新について

児童扶養手当の受給者が事実婚の状態にある場合、公的年金を受給する場合、所得税の更正や修正申告をした場合等により支給済みの児童扶養手当が過去に遡って修正される場合がある。このことにより、児童扶養手当の過払、すなわち、返還金が生ずる。返還金は市の債権となり、児童扶養手当の受給者は市に返還しなければならない。市としては返還金が発生した受給者ごとに児童扶養手当債権管理票(以下、「債権管理票」という。)を作成し、債権管理を行っている。平成 30 年度末時点における発生年度別の収入未済額の残高は以下のとおりである。

【表 平成 30 年度末時点における発生年度別の収入未済額の残高】

(単位:千円)

発生年度	収入未済額
平成 21 年度	82
平成 22 年度	622
平成 23 年度	1,188
平成 25 年度	318
平成 26 年度	1,077
平成 27 年度	1,688
平成 28 年度	80
平成 29 年度	4,488
平成 30 年度	3,624
合計	13,170

(出所:子育て支援課まとめ)

債権管理票はエクセルで作成されており、債権管理票に記載すべき事項が生じた場合にはエクセルに当該事項を入力し、随時紙で出力し、債権管理票綴に綴じている。債権管理票綴を閲覧したところ、一部の未納者の債権管理票について、平成 31 年 3 月に発生した事項がエクセルには記録されているものの、債権管理票綴には綴られていなかった。当事業の監査は令和元年 10 月に行われており、半年以上もの間、紙文書の更新が行われていなかったことになる。通常は、パソコンにてエクセルファイルを更新、確認するため、日常業務において支障はないかもしれないが、紙文書を正式な書類とする以上は、紙文書の網羅的な更新の観点から、担当者が随時、もしくは、定期的に印刷を行い、上席者が債権管理票綴を閲覧、確認することが必要である。

【意見 31】児童扶養手当の返還金の回収事務について

納期限が過ぎても返還されなかった児童扶養手当の返還金について、所管課ではマニュアルを作成し、以下のように対応している。

所管課作成「滞納者への対応マニュアル(児童扶養手当返還金)」より一部抜粋

① 督促状の発送

未納者へ納期限後 20 日以内に 10 日以内の期限を指定して督促状を発送する。

② 催告書の発送・電話催告(随時)

督促状の送付後も未納の場合、年に数回催告書を発送。また、電話にて催告を行い、自主的納付を促す。

③ 戸別・職場訪問(年数回)

納付状況をみながら、2 人体制で未納者宅を訪問し、自主的納付を促す。

債権管理票を閲覧したところ、催告書の送付、電話催告の実施日が記載されており、催告書の送付、電話催告は随時実施されている状況が見受けられた。しかし、戸別・職場訪問、すなわち、未納者への訪問に関して、滞納者への対応マニュアルでは年数回の実施と記載されているが、実際のところはほぼ年 1 回の実施であり、未納者への訪問頻度が、マニュアルで想定している訪問回数と実際の訪問回数との間で乖離が生じている。未納者に自主的な納付を強く促す観点からは年数回の訪問を実施すべきであるが、人的リソースの問題で年数回の訪問が難しいような場合は、実態に合わせてマニュアルの改訂を検討すべきであろう。

No. 23 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

母子家庭、父子家庭、寡婦に対し、貸付を行うことにより、経済的自立の女性と生活意欲の助長を図る。

(2) 事業の内容

- ・母子父子寡婦福祉法に基づき、母子家庭、父子家庭、寡婦に対し、12 種類の資金から貸付を行う。
- ・中核市移行により県から移譲され、平成 29 年 1 月より事業を実施している。

【図表 母子父子寡婦福祉資金貸付状況の推移】

(単位:千円)

資金種別	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額
修学	35	4,309	44	26,282	33	20,556
技能取得	4	675	5	3,660	2	1,632
修業	－	－	1	282	－	－
生活	2	450	－	－	1	1,100
就学支度	11	3,814	－	－	4	939
合計	52	9,248	50	30,224	40	24,227

(出所:市作成資料より監査人作成)

【図表 母子父子寡婦福祉資金収納状況の推移】

(単位:千円)

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
合 計	調 定 額 A	54,118	93,216	96,077
	収 入 済 額 B	12,983	49,694	52,815
	償 還 率 B/A	24.0%	53.3%	55.0%
過年度・現年度別内訳	過年度分	調 定 額 C	40,642	41,278
		収 入 済 額 D	776	2,835
		償 還 率 D/C	1.9%	6.9%
	現年度分	調 定 額 E	13,475	51,937
		収 入 済 額 F	12,206	46,858
		償 還 率 F/E	90.6%	90.2%

(出所:市作成資料より監査人作成)

【図表 母子父子寡婦福祉資金貸付金期末残高の推移】

(単位:千円)

	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末
母子父子寡婦福祉資金貸付金	422,065	400,852	371,624

(出所:「財産に関する調書」より監査人作成)

2. 事業の形態

母子及び父子並びに寡婦福祉法第 36 条に基づき、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計が設けられている。原資は、収入した償還金であり、貸付費に不足が生じた場合、市:国=1:2で事業費を負担する。

3. 指標の推移

指標は特にない。

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	—	74,000	84,000	
実績	13,828	42,429	44,632	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
需用費	562	消耗品費
役務費	204	通信運搬費 133 千円、手数料 71 千円
委託料	11,747	OA 機器保守委託料 2,999 千円 システム改修委託料 8,748 千円
使用料及び賃借料	7,890	OA 機器等借上料 7,616 千円 パソコンソフト使用料 259 千円
貸付金	23,639	母子福祉資金貸付金
貸付金	588	父子福祉資金貸付金
合計	44,632	

5. 監査の結果及び意見

【結果 32】 違約金請求事務について

市は中核市移行により県から事務移譲され、平成 29 年 1 月 1 日より事業を実施している。しかし、事業を開始して以来監査時点(令和元年 10 月)に至るまで、違約金に関する請求事務を行っていない。担当者の説明によると、県内すべての福祉事務所から抽出された対象契約に関連するデータ及び関係書類の量は膨大であり、書類の点検・確認等に時間を要したため、県からの引き継ぎが完了したのは平成 30 年 8 月だったとのことである。また、違約金が発生する貸付金について違約金の不徴収決定期間等を確認する文書をすべて確認する必要があり、監査時点(令和元年 10 月)においてはその作業が完了していないとのことであった。

違約金は、貸付を受けた者が支払期日に償還金を支払わなかった場合に、延滞元利金額につき年 5%の違約金支払いを求められるものである。なお、「災害その他やむを得ない理由」(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 17 条但書き)があると認められるときは、違約金不徴収申請書に当該事由を証する書面を添えて市長に提出し、市は不徴収の可否を決定することとされている。

元金が納入されないうちは違約金の金額は増額していくため、市においては、速やかに違

約金の請求・調定事務を行わなければならない。

【意見 32】 違約金不徴収とする判断基準について

違約金が不徴収とされるかどうかについては、借主から違約金不徴収申請書の提出を受けたのち、その内容を調査し可否を決定することとされている（「八戸市市母子父子寡婦福祉資金貸付事務取扱要領Ⅲ償還事務4違約金の取扱い(2)違約金の不徴収」より）。また、政令で規定されている違約金が不徴収とされる「その他やむを得ない理由」とは、次のいずれかに該当する場合とされている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 借主が災害、疾病等により償還金を支払うことが困難であると認められるとき。② 借主が失業、失職等により生計の維持が困難になり、償還金を支払うことが困難であると認められるとき。③ 借主が生活保護法の規定による扶助を受けているとき又はこれに相当するもの若しくはこれに準じる者（市県民税非課税世帯）であると認められるとき。④ 借主に係る世帯の生計を一にする親族の疾病等により償還金を支払うことが困難であると認められるとき。⑤ 納期限までに支払うことができない原因が納入義務者本人の責めに帰しないと認められるとき。⑥ 連帯借主、連帯保証人又は第三者が借主に代わって償還金を支払っている場合で、その者が前各号の何れかに該当するとき。⑦ 連帯借主、連帯保証人又は相続人等が未納となっていることを初めて知り得たと認められるとき。⑧ 裁判所の決定等に基づき、借主等が誠意をもって償還したとき。⑨ その他、市長が特に免除することが適当であると認められるとき。 |
|---|

（「八戸市市母子父子寡婦福祉資金貸付事務取扱要領Ⅲ償還事務4違約金の取扱い(2)違約金の不徴収」より抜粋）

この規定には「償還金を支払うことが困難であると認められるとき」等の表現があるが、何をもって「困難である」と認めるかは、その運用にゆだねられている面がある。

福祉の観点からは、支払期日に償還金を支払うことが困難な借主が、違約金を支払うのはさらに困難であることが予想されるため、借主に積極的に申請書提出を働きかけることにより、違約金を不徴収とするという運用もありうる。しかし、違約金を安易に不徴収とすると、経済的に困難な中支払期日に償還金を支払っている多くの借主との均衡が図れない。すなわち、支払期日に支払わないことについて実質的に罰則がないならば、支払期日までに償還する理由は失われ、結果として制度の崩壊を招く重大なリスクがあることに留意すべきである。

様々な不徴収の事由に柔軟に対応する観点からは、画一的な基準を設けることも現実的で

はない。そこで事由を証する書面等、可能な限り客観的な根拠に基づいて可否を判断する必要がある。また、複数の担当者によって不徴収の可否を討議するとともに、決裁文書において最終決裁者を明確にして、判断の責任の所在を明らかにすることが必要であるとする。

Ⅲ 障がい福祉課

No. 24 障がい児及びその家庭への適切な支援

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

障がい児及びその家庭への適切な支援は、主に障害児通所支援給付等事業と軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金・障害児福祉手当・重度障害児日常生活用具給付費・小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付費・身体障害児補装具費を給付する障害児通所支援給付等事業以外の事業がある。

① 障害児通所支援給付等事業

障害児通所支援給付等事業は、平成 24 年の児童福祉法改正により設けられた制度であり、障害のある子どもが住んでいる地域で療育や支援を受けやすくすることを目的とする。

② 障害児通所支援給付等事業以外

ア. 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金

18 歳未満の身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器の装用による言語の習得及びコミュニケーション能力の向上を促進することを目的とする。

イ. 障害児福祉手当

20 歳未満であって、重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物理的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。

ウ. 重度障害児日常生活用具給付費

18 歳未満の重度障害児に対し、スローマ用装具、入浴補助用具等を給付することにより、日常生活上の便宜を図ることを目的とする。

エ. 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付費

18 歳未満の障害者総合支援法等で給付を受けることができない在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

オ. 身体障害児補装具費

18 歳未満の身体障害児の欠損または身体機能を補完、代替するために用いる補装具費を支給することにより、将来、社会人として独立自活するための素地を育

成・助長すること等を目的として使用されるものである。

(2) 事業の内容

事業の内容は以下のとおりである。

① 障害児通所支援給付費

障害児通所支援給付等事業は、児童福祉法に基づき、18 歳未満の障がい児が障害児通所支援サービス等の利用を希望する場合に、要否等を決定し、利用に係る給付費を支払うものである。なお、事業所等への給付費の支払い等は国民健康保険団体連合会を通じて行うものである。

ア. 障害児通所支援給付費

児童発達支援事業所等の障害児通所支援サービス等の利用に係る給付費。

イ. 障害児支援利用計画作成費

障害児通所支援サービスを利用する場合の利用計画の作成・見直しに係る給付費。

ウ. 高額障害児通所給付費

障害児が複数のサービスを利用している場合や同一世帯に障害児が複数いる場合などに、月の利用者負担が利用者負担上限額を超えた部分について給付するもの。

② 障害児通所支援給付費等事業以外

ア. 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金

18歳未満の身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴児に対し補聴器の装用による言語の習得及びコミュニケーション能力の向上を促進するため、補聴器購入費の一部を助成するものである。

イ. 障害児福祉手当

20 歳未満であって、政令で定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とするような在宅重度障害児で、実施主体(福祉事務所長)の認定を受けた者に手当を支給するものである。

ウ. 重度障害児日常生活用具給付費

18 歳未満の重度障害児の日常生活上の便宜を図るため、スロープ用装具、入浴補助用具等を給付するものである。

エ. 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付費

18 歳未満の障害者総合支援法等で給付を受けることができない在宅の小児慢

性特定疾病児童の日常生活の便宜を図るための用具を給付するものである。

オ．身体障害児補装具費

18歳未満の身体障害児の欠損または身体機能を補完、代替するために用いる補装具費を支給するものである。

2. 事業の形態

(1) 障害児通所支援給付等事業

障害児通所支援給付等事業は児童福祉法に基づく事業であり、国の補助事業である。交付金は国が障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金、県が青森県障害児施設措置費(給付費等)負担金として、補助率は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1で負担しているものである。

(2) 障害児通所支援給付等事業以外

① 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金は県の補助事業であり、県が青森県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費補助金として補助し、補助率は県が2分の1、市が2分の1を負担しているものである。

② 障害児福祉手当

障害児福祉手当は国の補助事業であり、国が特別障害者手当等給付費国庫負担金として補助し、補助率は国が4分の3、市が4分の1を負担しているものである。

③ 重度障害児日常生活用具給付費

重度障害児日常生活用具給付費は国の補助事業であり、国が地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金、県が青森県地域生活支援事業費補助金として補助し、補助率は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担しているものである。

④ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付費

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付費は国の補助事業であり、国が小児慢性特定疾病対策国庫補助金として補助し、補助率は国が2分の1、市が2分の1を負担しているものである。

⑤ 身体障害児補装具費

身体障害児補装具費は国の補助事業であり、国が障害者自立支援給付費国庫負担金、県が青森県身体障害児・者補装具費負担金として補助し、補助率は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担しているものである。ただし、利用者負担額は原則1割であるが、そのうち3分の2を市が単独で補助している。

3. 指標の推移

行動計画において利用者数、受給者数を指標としており、実績推移は以下のとおりである。

(1) 障害児通所支援給付等事業

【図表 障害児通所支援給付等事業の実利用者の推移】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
障害児通所支援給付費			
児童発達支援	114 人	107 人	119 人
医療型児童発達支援	27 人	31 人	30 人
放課後等デイサービス	348 人	370 人	401 人
保育所等訪問支援	4 人	15 人	12 人
居宅訪問型児童発達支援	—	—	1 人
肢体不自由児通所医療費	27 人	31 人	21 人
障害児支援利用計画作成費	449 人	464 人	518 人
高額障害児通所給付費	0 人	4 人	7 人

(出所:障がい福祉課まとめ)

(2) 障害児通所支援給付等事業以外

【図表 障害児通所支援給付等事業以外の実績の推移】

種別		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
軽度・中等度難聴児 補聴器購入費助成金	個数	15 個	17 個	22 個
障害児福祉手当	延べ人数	2,117 人	2,154 人	2,136 人
重度障害児日常 生活用具給付費	件数	452 件	502 件	484 件
小児慢性特定疾病児童 日常生活用具給付費	件数	4 件	5 件	4 件
身体障害児補装具費	件数	143 件	136 件	139 件

(出所:障がい福祉課まとめ)

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

① 障害児通所支援給付等事業

(単位 : 千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	600,060	620,060	818,056	
実績	667,659	689,696	728,727	

② 障害児通所支援給付等事業以外

(単位: 千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	59,918	60,509	60,155	
実績	54,311	56,070	58,983	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位: 千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	586	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金
扶助費	787,125	障害児通所サービス費、障害児福祉手当、 障害児支援利用計画作成費、重度障害児 日常生活用具給付費
合計	787,711	

5. 監査の結果及び意見

【結果 33】 障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の実績報告の誤りについて

障害児通所支援給付等事業における国への実績報告である「平成 30 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の実績報告」の添付書類である「平成 30 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金支出済額内訳」の対象者延人員(人)について、下表の「実績報告」欄記載の人数で行っていたが、実際の対象者延人員は、同表の「正しい人員」欄記載の人数であった。

【図表 「平成 30 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金支出済額 内訳」の対象者延人員の実績報告との比較】

事 業 種 別	対 象 者 延 人 員 (人)	
	実績報告	正しい人員
障 害 児 入 所 給 付 費 等	金 国庫負担 設備置費 障害児施設 障害児施設給付費等 国庫負担金	やむを得ない事由による措置費
	障害児通所給付費	0
	障害児通所給付費	6,922
	特例障害児通所給付費	0
	高額障害児通所給付費	11
	計	6,933
	障害児相談支援給付費	1,161
	特例障害児相談支援給付費	0
	計	1,161
	小 計	8,094
障 害 児 入 所 医 療 費 等	負担金 療費 国庫負担 設備置費 障害児施設 障害児施設医療費 国庫負担金	やむを得ない事由による措置費
	肢体不自由児通所医療費	0
	肢体不自由児通所医療費	198
	小 計	198
合 計	8,292	8,277

(出所:市提出資料より監査人作成)

対象者延人員の実績報告の誤りが発生した理由は、高額障害児通所給付費については、青森県国民健康保険団体連合会からの「障害児給付費等(障害児給付費)払込請求書内訳」には含まれてなく、本人からの申請(令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書)により、所管課が把握するものであり、件数や実利用者数の把握が手集計となるものであり、実利用者数の集計表への転記を誤ったためであり、障害児通所給付費については、高額障害児通所給付費の 11 人を重複して加算したためである。

国への実績報告の際、件数の誤りについて、補助金額に影響はないものの、事業の実績を合理的に跡付ける公文書であるため、作成・提出の際、複数名での確認を実施し、報告書類に誤りがないようにすべきである。

【結果 34】青森県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費補助金精算額調書の申請件数等の区分項目の報告誤りについて

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業における県への実績報告である「青森県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業完了(廃止)実績報告書」の添付書類である「青森県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費補助金精算額調書」の新規購入分の申請件数、購入費用・基準額等について、「高度難聴用耳かけ型」で報告していたが、実際の区分は「軽度・中等度難聴用耳かけ型」であり、県への報告が誤っていた。

単なる記入誤りであり、県への実績報告の際、区分の誤りについて、補助金額に影響はないものの、事業の実績を合理的に跡付ける公文書であるため、作成・提出の際、複数名での確認を実施し、報告書類に誤りがないようにすべきである。

【意見 33】県との緊密な連絡・協議の必要性について

平成 30 年 9 月 11 日に青森県障害福祉課から「青森県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金【所要額調について】」の連絡があり、その本文で「他事業の「実施要領別表に定める基準額」につきまして、加算(2,000 円)が新設されたところですが、本事業については、今年度は当該加算部分は基準額に含めておりませんので、留意をお願いします。」との内容があった。しかし連絡を受けた時点で平成 30 年度の当事業による補助金交付申請は既に行われており、平成 30 年 9 月 11 日まででデジタル式補聴器調整加算の 2,000 円を加えた交付申請が 3 件(新規 2 件、更新 1 件)されていた。このデジタル式補聴器調整加算の金額分は、平成 30 年度では青森県の助成額対象外となっており、市が全額負担しなければならないこととなった。

現在の青森県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要領では、「※デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は 2,000 円を加算すること。※表に記載のないものについては、別途協議することとする。」との文言が追加されているが、平成 30 年度の実施要領ではこれらの文言はなく、協議もすることができず、市が全額負担することとなったものである。

障がい児福祉事業は多岐にわたり、それらの事業ごとの変更の有無等の詳細を把握することは非常に困難であるが、県との緊密な連絡・協議を行っていれば、事前に助成額対象外のままであったことを把握できた可能性もある。現状の実施要領では「表に記載のないものについては、別途協議することとする。」との文言が追加されたため、今後、他事業における補助対象の拡充等が行われた場合には、補助対象の可否について、県との緊密な連絡・協議を実施すべきである。

IV 総合保健センター推進室

No. 25 休日・夜間の救急医療体制の確保

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

市における一次救急医療体制(発熱や腹痛等の入院治療の必要がなく、外来で対処しうる帰宅可能な軽症患者に対応する救急医療体制)の確保を担うべく、昭和 60 年 11 月に開設された八戸市休日夜間急病診療所の管理・運営を目的とする事業である。

(2) 事業の形態

八戸市休日夜間急病診療所は、開設以降、平成 17 年度までは八戸市医師会への業務委託により運営し、平成 18 年度からは指定管理者制度を導入、八戸市医師会を管理者に指定し管理運営を行っている。八戸市医師会が会員である医師に協力要請を行い、当番制により救急診療にあたっている。

2. 施設の概要

八戸市休日夜間急病診療所の概要は以下のとおりである(平成 31 年 3 月 31 日時点)。

項目	八戸市休日夜間急病診療所
所在地	八戸市根城八丁目 8 番 39 号
設置根拠	八戸市休日夜間急病診療所条例
供用開始	昭和 60 年 11 月
建築工事費	155,527 千円
施設構造・面積	鉄筋コンクリート造 2 階建 449.26 m ²
診療科	内科・外科・小児科
診療時間	平日 午後 7:00～午後 11:00 日曜・祝日・12/31～1/3 正午～午後 11:00

3. 指定管理業務の概要

(1) 指定管理業務の内容

項目	八戸市休日夜間急病診療所
指定管理者	一般社団法人 八戸市医師会
指定期間	5 年(平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)
指定管理者 選定方法	非公募
指定管理料、 利用料金等	指定管理者が、市から一定の指定管理料を収受したうえで、 施設利用料金を収受する併用方式
指定管理者が行う業 務の内容	<八戸市休日夜間急病診療所条例> 第 4 条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。 (1) 診療所における医療の提供に関する業務 (2) 診療所の施設、設備等の維持管理に関する業務 (3) その他市長が必要と認める業務

(2) 施設利用状況

休日夜間診療所利用者数の推移は以下【図表 休日夜間診療所 利用者数推移】のとおりである。

【図表 休日夜間診療所 利用者数推移】

年度	利用患者数	診療別		
		内科	小児科	外科
平成 26 年度	19,286 人	8,282 人	8,554 人	2,450 人
平成 27 年度	18,050 人	7,237 人	8,236 人	2,577 人
平成 28 年度	18,159 人	7,451 人	8,403 人	2,305 人
平成 29 年度	17,662 人	7,365 人	8,113 人	2,184 人
平成 30 年度	16,736 人	6,949 人	7,494 人	2,293 人

(出所:担当課提出資料より)

(3) 施設収支状況

指定管理者が市に提出した収支計算書によると、各年度の収支状況は下表のとおりである。

【図表 各年度の収支状況の推移】

(単位:千円)

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
収益	250,300	234,910	239,601	238,991	226,427
八戸市支出 指定管理料	35,639	35,639	35,639	35,639	35,639
診療収益	214,660	199,271	203,961	203,351	190,787
雑収益	0	0	0	1	1
費用	208,116	197,214	191,813	190,774	186,359
人件費	182,717	172,633	166,210	166,467	160,292
医師報酬費	123,387	115,391	108,903	108,893	103,961
職員給料	33,959	34,788	33,391	34,950	31,800
職員手当	14,459	11,951	12,727	11,938	13,099
法定福利費等その他	10,912	10,503	11,189	10,686	11,432
その他経費	25,399	24,581	25,603	24,307	26,067
薬剤品費	7,088	6,826	7,411	7,825	7,393
その他の経費	18,311	17,755	18,192	16,482	18,674
収益 - 費用(利益)	42,184	37,696	47,788	48,217	40,068

(出所:指定管理者が市に提出した収支計算書)

4. 監査の結果及び意見

【意見 34】 休日夜間診療所の管理運営方法について

当施設の設置目的や性質を鑑みた場合、利用料金制を取りやめる等の管理運営方法の変更を検討する余地があると考えた。

当施設の管理運営方法として、指定管理料と利用料金制の併用制を採用している。平成30年度における休日夜間診療所の管理運営は、市負担の指定管理料 35 百万円及び施設利用者等が負担した利用料金である診療報酬 190 百万円にて行われており、指定管理業務により生じた利益 40 百万円は指定管理者に帰属している。このことは、当施設の運営から生じる利益を全額指定管理者が収受(損失の場合は負担)することを意味している。

当施設における財務上のポイントとして、経費は削減不可能な人件費等の固定費である一方で、診療報酬はインフルエンザ等の感染症流行により変動することが挙げられる(実際に、

ここ 5 年でも診療報酬は 190 百万円～214 百万円と変動している)。すなわち、指定管理者の手許に残る最終的な利益は、外部要因である感染症等の流行に大きく左右される。また、救急的な診療行為を行うという性質から再診患者等を望めず、特段自主事業を行うような施設でもないことから指定管理者は自らの経営努力により収益を獲得することは難しい状況にある。これより、指定管理者のインセンティブを高めることによる経営努力や、市にとって利用料金制導入のメリットの一つである指定管理料の低減が発揮されにくい状況にあると考える。

また、現状の併用制では、感染症等の発生が少ないと指定管理者が赤字になること(損失リスク)もあり得るが、市における救急医療体制を確実に担うためには、指定管理者には安定的な施設管理運営が求められており、外部要因による損失リスクは指定管理者ではなく市が本来的に被るべきものであると考える。

以上、当施設においては、利用料金制を採用するメリットは少ないと思料されること、損失リスクは本来的に市が被るべきであると考えられることから、利用料金制の取り止めや委託方式への変更を検討する余地があると考ええる。

【意見 35】 医師への期末手当支給の必要性および事前合意について

ここ 5 年の指定管理業務の利益水準を見ると(「前述 3.(3) 施設収支状況」を参照)、指定管理者は毎年度 40 百万円前後の安定的な利益を計上しているように見受けられるが、安定した利益計上ができている背景には、利益が発生した年度において、指定管理者の決定により報酬額の数%といった水準で医師に追加の期末手当を支給していることがあげられる。平成 30 年度においては報酬額の 24.4%、合計 20 百万円の医師への期末手当を支給しており、手当支給前の利益は 60 百万円であった。

追加の期末手当支給について、市と指定管理者で提携した協定書等には一切の記載なく、また、市の担当者としても把握はしていないようであった。事前決定されている医師の報酬単価については、平日の夜間で 50,000 円、ゴールデンウィークや年末年始の半日で 100,000 円となっているが、日常の診療を終えてから 23 時まで勤務のため拘束され、さらには翌日も自施設での通常勤務に対応しなければならないという出勤医の状況を鑑み、出勤医の救急に対する使命感を維持するためにも何らかの配慮が必要と考えるのであれば、今後は、市と指定管理者の間で、期末手当の水準を含め医師が受け取る報酬額・計算方法について、年度協定書等で事前合意することを求めたい。

また、期末手当支給により、本来的に市が負担すべき指定管理料水準がわかりにくくなってしまいう弊害がある。具体的には、期末手当がなかった場合に平成 30 年度における指定管理者の利益 60 百万円であり、市が指定管理料 35 百万円の支出を行わずとも、利益 25 百

万円が残るため施設運営は可能で、指定管理者へのインセンティブとしても十分とも思料されるが、現状では指定管理者から市に提出される収支計算書上からはそのことが読み取れないし、市の指定管理料の算定資料において期末手当については触れられていない状況にある。

「**【意見 34】 休日夜間診療所の管理運営方法について**」とも関連するが、利用料金制の取りやめや委託方式を検討した上で、市として、指定管理者が医師のアレンジメント等から受け取るべきインセンティブ(報酬)を算定し、指定管理者は事前に定めたそのインセンティブを享受し、変動的な利益又は損失は市が享受(負担)するといった仕組みを検討されたい。

【意見 36】 指定管理者の会計処理科目について

指定管理者の経理の適切性を検討したところ、職員の福利厚生を目的とする支出 24,778 円を「会議費」として処理している事案があった。会議実態はなく、福利厚生目的であることから「福利厚生費」として処理すべきである。

【意見 37】 アンケート原本の保存について

指定管理者は、目安箱を設置し、利用者アンケートを受け入れているが、アンケート原本を保存していない。市の事後検証等において、正当な苦情の詳細なニュアンスを理解するためにはアンケート原本の閲覧等は重要事項であるとともに、アンケート・苦情の網羅性担保という観点からも原本保存を求めたい。

V 健康づくり推進課

No. 26 妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発・相談支援の充実

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

妊娠・出産・育児の期間を通じての母子の健康確保や、親の役割を理解し不安解消を図るため、教室の開催や相談支援等を行う。

(2) 事業の内容

<健康教育>

○両親学級

内容: 出産を控える心の準備や親の役割について夫婦で共に学び考え、協力して子育てができるよう赤ちゃんの育て方等の講話・実技を実施。

対象者: 妊娠 16 週～31 週の妊婦(初産の方)と夫

○すくすく

内容: 離乳についての講話と調理実演見学

対象者: 生後 3～5 か月の乳児の保護者

○もぐもぐ

内容: 肥満・生活習慣病予防についての講話と個別相談

対象者: 1 歳 6 か月児・3 歳児健康診査受診者のうち肥満度 15%以上の児の家族

○各地区健康教室(子育てサロン他)

内容: 母子保健に関する講話(小・中学校での健康講話、思春期教室、パパママ体験教室、赤ちゃんふれあい体験学習を含む)。

対象者: 一般市民(小学生、中学生を含む)

<健康相談>

○マタニティ健康相談

内容: 妊娠中の健康不安や出産などの相談に応じ、安心して出産ができるよう保健指導する。

対象者: 妊婦

○療育相談

内容: 身体に障がいのある児童または機能障害を招来するおそれのある児童を早期に発見し、保護者の育児不安の軽減や安心して療育を行うことができるよう専門医が相談に応じる。

対象者:身体発育・運動発達等に心配のある乳幼児等

○赤ちゃん・よちよち健康相談

内容:身長・体重測定、保育・栄養の集団指導、個別相談

対象者:赤ちゃん健康相談(4か月以上の乳児)、よちより健康相談(1～2歳ころまでの幼児)

○2～3歳児発達相談

内容:心身の発達に遅れや問題のある幼児とその親に対し、育児不安の解消と発達に応じた適切な対応ができるように支援する。

対象者:1歳6か月児健康診査等において、運動・精神・言語の発達等問題が疑われる幼児とその保護者

○3～5歳児発達相談

内容:心身の発達に遅れや問題のある幼児とその親に対し、発達相談や助言を行うことにより、育児不安の解消と発達に応じた適切な対応ができるように支援する。

対象者:3歳児健康診査等において、精神、言語、社会性の発達や行動上に遅れや問題があり、継続した支援が必要な幼児とその保護者

○各地区健康相談(子育てサロン)

内容:健康や子育て等に関する個別の相談

対象者:一般市民(妊産婦及び乳幼児を保育している者等)

2. 事業の形態

国庫及び県の補助事業である。

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金(補助率:国:1/2)

子ども・子育て支援交付金(国:1/3、県:1/3)

3. 指標の推移

健康教育 実施回数【行動計画】

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
両親学級	12 回	12 回	12 回	12 回
すくすく離乳食教室	12 回	18 回	18 回	18 回
もぐもぐ幼児食教室	2 回	2 回	2 回	2 回
各地区健康教室	60 回	56 回	58 回	47 回
合計	86 回	88 回	90 回	79 回

健康相談 実施回数【行動計画】

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
マタニティ健康相談	245 回	249 回	249 回	249 回
療育相談		3 回	11 回	9 回
赤ちゃん・よちよち健康相談	36 回	36 回	36 回	36 回
2～3歳児発達相談	12 回	12 回	12 回	12 回
3～5歳児発達相談	12 回	12 回	12 回	12 回
各地区健康教室	41 回	26 回	39 回	26 回
合計	346 回	338 回	359 回	344 回

療育相談は中核市移譲事業であり、平成 29 年 1 月から実施している。

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	26,631	30,060	29,116	
実績	24,237	31,707	30,248	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
報酬	17,011	非常勤職員報酬(嘱託職員)
共済費	5,175	非常勤職員共済費
	1,448	保険料(アルバイト等)
賃金	4,380	アルバイト賃金
報償費	307	謝礼
旅費	347	費用弁償
	291	普通旅費
需用費	621	消耗品費
	0	食糧費
	283	印刷製本費

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
役務費	145 69	通信運搬費 手数料
使用料及び賃借料	46 13 12	機械器具等借上料 複写機使用料 会場借上料
負担金補助及び交付金	54	諸会議等出席負担金
償還金利子および割引料	38	返還金
合計	30,248	

5. 監査の結果及び意見

【意見 38】 成果指標について

市は、マタニティ健康相談の成果指標を相談日としており、結果として開庁日が実績とされている。マタニティ健康相談はそのほとんどが妊娠届出時に妊婦に対して行われており、1 日に数件が実施されているのが実態である。平成 28 年度から 30 年度まで 249 回とされているが、開庁日を実績としている限り、実態として相談件数がどのように変動しているのか不明である。市は、相談件数も把握しており、成果指標としては相談件数が望ましい。

No. 27 不妊治療費助成事業

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については、1 回の治療費が高額となり経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことをあきらめざるを得ない方も少なくないことから、その経済的負担の軽減を図るものである。

(2) 事業の内容

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。助成対象者等の要件は以下のとおりである。

・対象者	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)以外の治療法のほかに妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦(治療期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満である夫婦)
・対象治療法	体外受精及び顕微授精
・給付の内容	① 1 回 15 万円(初回の治療に限り 30 万円まで助成) ※凍結胚移植(採卵を伴わないもの)及び採卵をした卵が得られない等のため中止したものについては、1 回 7 万 5 千円 ② 男性不妊治療(精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術)を行った場合は 15 万円 (男性不妊治療については令和元年度から初回の治療に限り 30 万円に拡充された) 助成回数の上限は、初回治療開始時の妻の年齢が 39 歳までの場合は通算 6 回まで、40 歳以上 43 歳未満であるときは通算 3 回までとなっている。
・所得制限	730 万円(夫婦合算の所得)
・実施医療機関	指定医療機関(青森県内 6 カ所。県外の医療機関で、所在する都道府県、政令指定都市及び中核市が指定している医療機

	関も助成の対象となる)。
--	--------------

(出所:市提出資料より監査人作成)

2. 事業の形態

市の一般財源の他に、国の母子保健衛生費国庫補助金が財源となっている。補助率は、特定不妊治療に対する助成費、事務費の合計額の2分の1である。

3. 指標の推移

当事業では指標は定められていないが、助成金額と助成件数の推移は以下のとおりである。当事業は従来、青森県で実施されていたが、市が中核市に移行したことに伴い、事業が市に移管され、平成29年1月からは市で実施されている。そのため、平成28年度は平成29年1月から3月の3カ月分の実績である。

【図表 助成金額と件数の推移】

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
特定不妊	6,941,901 円/39 件	30,263,855 円/173 件	29,339,061 円/182 件
男性不妊	150,000 円/ 1 件	300,000 円/1 件(1)	なし
合 計	7,091,901 円/40 件	30,563,855 円/174 件(1)	29,339,061 円/182 件

※()は特定不妊治療を伴うもの

(出所:健康づくり推進課まとめ)

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考
当初予算	19,194	42,615	38,032	
実績	7,197	36,397	35,482	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
需用費	72	
役務費	15	
使用料及び賃借料	14	
負担金補助及び交付金	29,339	特定不妊治療費助成事業助成金
償還金利子及び割引料	6,041	平成 29 年度母子保健衛生費国庫補助金 に係る返還金
合計	35,482	

5. 監査の結果及び意見

【意見 39】事業の周知について

当事業は、各家庭に配布される市作成の健康カレンダー、医療機関備付用のチラシ、市のホームページで市民に周知されている。市のホームページの他に、市の子育て情報 web サイト「はちすく」があり、はちすくでは、妊娠、出産、子育てに関するお金のサポートに関する情報も掲載されているが、当事業について掲載されていない。不妊治療は子供が産まれる前段階ではあるものの、妊娠に関するものであるため、はちすくに掲載することに問題はないであろうし、掲載する媒体が増えることは、市民が当事業を知る手段、機会が増えることに繋がり、市民の利益にかなうものといえる。多くの市民に当事業を周知する機会を増やすという意味でも、はちすくに当事業を掲載することも検討に値すると考える。さらには、情報周知の媒体が多様化している中で、子育てや妊活の特集が組まれる回の地元の情報誌やフリーペーパーに掲載することも検討してみても良いのではないだろうか。

また、医療機関備付用のチラシについて、チラシの消化状況について医療機関に聞き取りを行なっているか所管課の担当者に確認したところ、聞き取りは行なっていないとの事であった。備付していても、受診者の手に渡らなければ備付の意味はなく、消化されなければ無駄に配布していることになる。当事業の周知具合の把握、さらには、次年度以降の備付用チラシの配布枚数の見直しの検討ためにも、チラシの消化状況を把握すべきであろう。

No. 28 女性健康支援センター事業

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

思春期から更年期に至る女性を対象とし、気軽に相談することのできる体制を確立し生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る。

(2) 事業の内容

思春期から更年期に至る女性からの女性特有の身体的・精神的悩みや健康状態等に関する相談に対し、助言や指導などを行う。

【取組内容】

- ① 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する個別指導(女性健康相談)

＜実績＞定期相談:0件、随時相談:225件

- ② 相談指導を行う相談員の研修養成

＜実績＞外部研修出席:5人

- ③ 不妊や妊娠に関する正しい知識の普及啓発

- ④ 女性の健康に関する学習会、健康教育等の開催

＜実績＞女性のための健康講座の実施:平成31年3月2日開催 参加者86人

2. 事業の形態

国庫の補助事業である。

補助率:国:1/2(母子保健衛生費補助)

中核市移譲事業であり、平成29年1月から実施している。

3. 指標の推移

指標は特にない。

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	備考
当初予算	202	3,606	
実績	165	833	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
報酬	406	非常勤職員報酬
共済費	143	非常勤職員社会保険料
報償費	15	健康講座講師謝礼
旅費	136	出張旅費
需用費	78	消耗品費
役務費	1	通信運搬費
使用料及び賃借料	6	複写機使用料、機械器具等借上料
負担金補助及び交付金	44	諸会議等出席負担金
合計	833	

5. 監査の結果及び意見

【意見 40】 定期相談実績 0 件について

本事業では、女性に対する個別相談を実施しているが、そのうち定期相談の実績 0 件だった。なお、電話や課の窓口で行う随時相談については 225 件であった。定期相談の実績がないことについて、原因はいろいろ考えられるが、端的に言う利用者にとっての使い勝手が悪いという事が考えられる。定期相談は、毎月第 2 金曜日に開催しており、利用者は事前に予約した上で来庁する方式である。一方、随時相談は、窓口での相談のほか、電話でも対応している。以上のことから、利用者にとっては、予約をしたうえで月に 1 日だけ開催される定期相談よりも、タイムリーに相談が可能な随時相談の方がより利用しやすい状況であることが推察される。

したがって、定期相談については、随時相談とサービスが重ならない休日・夜間対応を検討してもよいのではないだろうか。潜在的なニーズが存在する可能性が一定程度見込まれるのに加えて、国の補助金交付要綱でも休日夜間対応の場合の加算額が定められているところである。

No. 29 子育て世代包括支援センター

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点を整備し、専門職によるきめ細やかで切れ目のない支援を実施することにより地域における子育て世帯の安心感の醸成を図る。当事業は、子育て世代包括支援センター事業と妊娠出産包括支援事業から構成されている。

(2) 事業の内容

- ① 子育て世代包括支援センターの設置(平成 30 年 10 月より)
- ② 妊娠出産包括支援事業の産前産後サポート事業、産後ケア事業の実施

(3) 取組内容

- ① 平成 30 年 10 月 子育て世代包括支援センター(母子保健型)を設置。子育て世代包括支援センター事業として、保健師・助産師等による母子健康相談や支援プランの策定等を実施。
 - ・母子健康相談 236 件
 - ・支援プラン策定数 2,389 件
- ② 妊娠出産包括支援事業
 - ア. 産前産後サポート事業

妊娠 8～9 か月頃の妊婦に対し、助産師等が電話による相談支援を行い、妊婦の不安や悩みを傾聴し、必要な母子保健事業等の情報を提供する。

 - ・妊婦電話支援件数:574 件
 - イ. 産後ケア事業

産後 4 か月以内の産婦及び乳児のうち、支援者がおらず、身近に相談できるものがない産婦でかつ心身の体調不良により安定した養育が困難であり、支援が必要と認められる者、育児に不安があり保健指導等が必要な者に対し、母親自身のセルフケア能力を育むことにより、健やかな育児ができるように支援する。

 - ・市内助産院に事業委託
 - ・日中通所型。半日または 1 日コースでの利用。利用者負担額の徴収有り。
 - ・利用実績:1 組(半日コース 1 回利用)

2. 事業の形態

①子育て世代包括支援センター事業

国庫及び県の補助事業である。

補助率:国:1/3(子ども・子育て支援交付金)

県:1/3(子ども・子育て支援交付金)

②妊娠出産包括支援事業

平成 30 年度は国庫の補助事業である。

補助率:国:1/2(母子保健衛生費補助)

なお、平成 29 年度は国及び県の補助事業である。

補助率:国:1/3(子ども・子育て支援交付金)

県:1/3(子ども・子育て支援交付金)

県:1/2(ハイリスク妊産婦アクセス支援事業補助金)

3. 指標の推移

指標は特にない。

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

①子育て世代包括支援センター事業

(単位:千円)

	平成 30 年度	備考
当初予算	7,108	
実績	6,289	

②妊娠出産包括支援事業

(単位):千円

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	286	1,708	7,324	
実績	274	818	3,389	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

①子育て世代包括支援センター事業

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
報酬	2,033	非常勤職員報酬(嘱託職員)
共済費	593 527	非常勤職員共済費 保険料(アルバイト等)
賃金	1,574	アルバイト賃金
旅費	39 181	費用弁償 普通旅費
需用費	696 169	消耗品費 印刷製本費
役務費	12	通信運搬費、手数料
使用料及び賃借料	24	複写機使用料
備品購入費	384	庁用備品等購入費(資産外)
負担金補助及び交付金	54	諸会議等出席負担金
合計	6,289	

②妊娠出産包括支援事業

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
報酬	2,031	非常勤職員報酬(嘱託職員)
共済費	647	非常勤職員共済費
旅費	55 137	費用弁償 普通旅費
需用費	246	消耗品費
役務費	4	通信運搬費、手数料
委託料	5	産後ケア事業委託料
使用料及び賃借料	19	複写機使用料
備品購入費	210	庁用備品等購入費
負担金補助及び交付金	32	諸会議等出席負担金
合計	3,389	

5. 監査の結果及び意見

【意見 41】産後ケア事業の利用実績が低い件について

市は、取組の一つとして産後ケア事業を実施しているが、その利用実績は半年で 1 件と極端に低かった。この取組の財源の半分は国の補助金であり、市は事業の実施にあたり利用者や委託内容について国の補助金の実施要綱に従って条件を定めている。その結果、利用者の条件が厳しく自己負担も求めているほか、利用するための手続きが煩雑になり、想定している利用者にとって利用しにくくなっているという背景がある。また、取組が始まって間もないため周知が不足している懸念もある。さらに、国の定めた実施要綱が想定している事業内容を受託可能な医療機関(助産院含む)が地域にほとんどないという難しさを抱えている。

ただし、取組に対する潜在的なニーズが掘り起こせていない可能性はあり、心身の体調不良により安定した養育が困難であり、支援が必要と認められる者、育児に不安があり保健指導等が必要な者に対する支援は必要である。市においては、条件の緩和、手続きの緩和、PR によって、取組の利用を促進することを期待したい。また、国の定めた実施要綱にとらわれず、利用者目線に立ったサービスを提供することが望ましいと考える。

No. 30 不妊専門相談センター事業

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

不妊・不育症で悩む夫婦等に対し、専門的知識を有する医師等が不妊治療の知識や治療方法を紹介するなど相談に応じることにより、安心して子どもを授かるための環境を整備する。

(2) 事業の内容

- ① 専門の医師・保健師等による相談窓口を運営する(月 1 回)。
- ② 不妊症等の検査や、治療方法等に関する情報を提供する。
- ③ 【連携対象】不妊専門相談センターを住民に周知し、積極的な活用を促進する。
八戸圏域連携中枢都市圏構成市町村に住所を有する方を対象。(8 市町村)

(3) 実績

5 回実施(7 組 12 人)

2. 事業の形態

国庫の補助事業である。

補助率: 国: 1/2(母子保健衛生費補助)

3. 指標の推移

指標は特にない。

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位: 千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	846	545	571	
実績	849	365	304	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
旅費	102	普通旅費
需用費	85	消耗品費等
役務費	0	通信運搬費
委託料	95	不妊専門相談員委託料
使用料及び賃借料	19	機械器具等借上料、複写機使用料
合計	304	

5. 監査の結果及び意見

【意見 42】相談日の設定について

市では、月 1 回相談日を設定し相談の予約を受け付けているが、12 か月中 7 回は予約がなかった。そのうち 5 回は水曜開催で、残り 2 回は土曜開催であった。この実績及び相談者は夫婦で訪れることが多いことを勘案すると、土曜開催のニーズが高いことが伺える。さらに、この取組の財源の半分は国の補助金であるが、国の交付要綱でも休日対応の場合は補助額が加算されることが定められている。

以上を踏まえると、利用者のニーズに合わせた開催回数・曜日設定を引き続き検討することを期待したい。

VI 保健予防課

No. 31 各種予防接種事業

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

感染症のまん延防止等のため、予防接種法に基づき、乳幼児を対象とした予防接種を行うものである。

(2) 事業の内容

この事業は、市長の要請に応じて予防接種に協力する旨を承諾した医師が勤務する医療機関において個別接種により実施されるものである。実施状況の取りまとめは一般社団法人八戸市医師会(以下この項で「市医師会」という。)、公的病院(青森労災病院、八戸赤十字病院、国立病院機構八戸病院、八戸市立市民病院)、公益社団法人青森県医師会(以下この項で「県医師会」という。)に委託を行っている。八戸市受託医療機関で接種することが原則であるが、やむを得ない場合には市外で予防接種を受けることができる制度も設けられている。

受託医療機関数は以下のとおりである。

(単位:個所)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度
不活性ポリオ	30	26
BCG	16	16
麻しん風しん混合	41	39
四種混合※1	32	28
二種混合※2	38	39
日本脳炎	34	34
水痘	32	30
ヒブ	31	29
小児用肺炎球菌	31	29
B型肝炎	26	25
子宮頸がん	57	52

(出所:市資料より監査人作成)

※1:ジフテリア、百日せき、ポリオ、破傷風

※2:ジフテリア、破傷風

各予防接種の対象年齢は以下のとおりである。対象年齢に該当する八戸市民は無料である。なお、実施時期について２種混合は８月～１０月であるが、その他は通年となっている。

区分		対象年齢
不活化ポリオ	初回	生後３か月～９０か月（７歳６か月未満）
	追加	
BCG		生後１歳未満
麻しん風しん混合	１期	生後１歳～２歳未満
	２期	平成３１年４月に小学校に入学する市民
四種混合	１期初期	生後３か月～９０か月（７歳６か月）未満
	１期追加	
二種混合	２期	小学校６年生
日本脳炎	１期	生後３か月～９０か月
	２期	９歳～１３歳未満
水痘		生後１歳～３年未満
ヒブ		生後２か月～６０か月（５歳）未満
小児用肺炎球菌		生後２か月～６０か月（５歳）未満
Ｂ型肝炎		生後１歳未満
子宮頸がん		中学生等

（出所：市資料より監査人作成）

予防接種の実施状況は以下のとおりである。

区分		平成 29 年度			平成 30 年度		
		対象者 （人）	被接種者 （人）	接種率 （％）	対象者 （人）	被接種者 （人）	接種率 （％）
不 活 性 ポリオ	初回	62	42	67.7	36	19	52.8
	追加	211	62	29.4	51	14	27.5
	計	273	104	38.1	87	33	37.9
BCG		1,714	1,617	94.3	1,608	1,603	99.7

区分		平成 29 年度			平成 30 年度		
		対象者 (人)	被接種者 (人)	接種率 (%)	対象者 (人)	被接種者 (人)	接種率 (%)
麻疹 風しん 混合	1 期※1	1,714	1,735	101.2	1,625	1,523	93.7
	2 期	1,897	1,852	97.6	1,738	1,673	96.3
	計	3,611	3,587	99.3	3,363	3,196	95.0
四種混 合	1 期初 回	5,693	4,816	84.6	5,487	4,811	87.7
	1 期追 加	1,726	1,606	93.0	1,824	1,618	88.7
	計	7,419	6,422	86.6	7,311	6,429	87.9
二種混合		1,884	1,541	81.8	1,973	1,681	85.2
日本脳 炎	1 期	11,094	4,812	43.4	10,711	5,407	50.5
	2 期	4,784	988	20.7	5,069	2,076	41.0
	計	15,878	5,800	36.5	15,780	7,483	47.4
	特例※2		1,360			1,633	
水痘		5,240	3,333	63.6	4,926	3,107	63.1
ヒブ		7,136	6,481	90.8	6,766	6,328	93.5
小児用肺炎球菌		7,537	6,492	86.1	7,119	6,338	89.0
B型肝炎		5,184	4,951	95.5	4,824	4,744	98.3
子宮頸がん		15,389	7	0.05	15,102	44	0.3

(出所:市資料より監査人作成)

※1:平成 29 年度の接種率が 100%を超えているが、これは転入者により被接種者が増加したことによる。

※2:日本脳炎の予防接種は、ワクチンを接種した後に重傷ADEM(急性散在性脳脊髄炎)を発症した事例があったことから、厚生労働省からの通知により平成 17 年度から平成 21 年度まで接種の積極的勧奨が差し控えられていた。この勧奨が差し控えられた乳幼児(特例対象者:上記表では「特例」と記載)に対しては接種機会の確保がおこなわれており、この特例対象者の接種者数である。

2. 事業の形態

市単独事業である。なお、事業で発生する経費のうち、過年度に発生した予防接種健康被害者に支払っている障害年金及び介護加算額の4分の3については予防接種健康被害負担金として県が負担している。

3. 指標の推移

国は、早期に先天性風しん症候群の発生をなくすとともに、令和2年度までに風しんの排除を達成することを目標にあげており、風しんの定期接種(1歳児、小学校入学1年前の2回)の接種率をそれぞれ95%とすることとしている。市も国に従い、麻しん風しん混合ワクチン(2期)の接種率95%以上を指標にしている。平成29年度、30年度とも目標は達成している。

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考
当初予算	684,625	444,378	459,774	
実績	632,519	405,716	409,834	

(2) 平成30年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成30年度 決算額	主な内容
保険料	1,449	アルバイトに対するもの
賃金	4,246	同上
医薬材料費	112,896	ワクチン代金
委託料	284,287	予防接種委託料 282,062
負担金	4,670	予防接種被害者負担金 4,229
その他	2,283	通信運搬費 913、印刷製本費 837
合計	409,834	

5. 監査の結果及び意見

【意見43】ワクチン残高の差異分析について

ポリオ、BCG、麻しん風しん混合、四種混合、二種混合、日本脳炎、B型肝炎のワクチンに関して、市医師会で取りまとめられる医療機関で使用されるものについては市が購入し、ワクチン販売会社から各医療機関に納入する方法で供給している。また、公的病院、県医師会で

取りまとめられる医療機関及びこれ以外のワクチンについては、各医療機関が自ら調達し、市はワクチン代も含め委託料を支払っている。なお、委託料はワクチンの種別に接種した本数×単価によって算出される。単価は市医師会で取りまとめる医療機関、公的病院、県医師会で取りまとめる医療機関毎に設定されている。

市で購入するワクチンについては、市は毎月ワクチン毎に、受け払い本数を「在庫管理」という表に取りまとめ、医療機関毎にその状況がどうなっているのかについて把握している。なお、受け払い本数について、医療機関への納入数は医療機関の納品書(コピー:医療機関の受領印が押印されている)により、接種者数は市医師会により取りまとめられた委託料の請求書により、月末の破損数、実残数はワクチン販売会社からの報告書によって把握している。

例えば四種混合ワクチンの月毎の推移は以下のとおりである。

(単位:本)

					a	b	b-a
年/月	月初残	納入	接種者	破損	月末残	実残	差異
平成 30/4	89	501	456		134	89	△45
5	89	544	524		109	101	△8
6	101	581	538		144	104	△40
7	104	523	505		122	114	△8
8	114	521	527		108	88	△20
9	88	471	477		82	67	△15
10	67	661	587		141	95	△46
11	95	513	539		69	72	3
12	72	478	462	1	87	78	△9
平成 31/1	78	505	507		76	75	△1
2	75	439	449		65	56	△9
3	56	480	473	1	62	29	△33

(出所:市資料より監査人作成)

月末残と実残で差異が発生しているが、月ずれであり、月末に残っているものは翌月使用されるものであるとして、市は差の内容、発生原因の調査を行っていない。毎月作成される「残高報告」は月初残として前月末の実残が記載されており、この方法による差異は必ずしも大きくはないのかもしれない。しかし、年度で数値を集計仕直すと以下の結果になる。

(単位:本)

区分	前年 度末 残	納入	接種者	破 損	a	b	b-a	※(参考) 月平均納 入数
					年度末残	実残	差異	
ポリオ	12	34	34		12	11	△1	3
BCG	54	1,548	1,501	1	100	54	△46	129
麻しん風しん 混合	136	3,202	3,117	2	219	54	△165	267
四種混合	89	6,217	6,044	2	260	29	△231	518
二種混合	209	1,353	1,661		△99	49	148	451
日本脳炎	131	9,166	9,025	5	267	54	△213	764
B型肝炎	114	4,289	4,386	2	15	97	82	357

(出所:市資料より監査人作成)

※(参考)月平均納入数は、納入数を12月で除した本数である。ただし、二種混合ワクチンは接種期間が8月～10月の3か月であり、「在庫管理」の作成期間もこの期間のみであることから3か月で除している。

この方法では麻しん風しん混合ワクチンや四種混合ワクチンは月平均納入数の半月分の差異になっている等差異が大きなものになっている。「在庫管理」によって把握された「あるべき残高」と「実際の残高」の差の内容の分析を行い、期ずれなのか、記載誤りなのか、実残のカウント誤りなのか、それとも別の原因(接種者数の誤り、廃棄数の把握漏れ等)なのか把握すべきものと思われる。破損、実残との不足があった場合のワクチン代金は市の負担となっているが、接種数の報告誤り等が原因であった場合には事業費の額に関わる可能性もあることを認識すべきであろう。

Ⅶ 学校教育課

No. 32 幼稚園補助事業

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

幼児教育振興のため、市に設置されている学校法人が設置する私立幼稚園及び認定こども園に対して、教材・教育備品及び施設・設備の整備等に要する経費を助成するものである。

(2) 事業の内容

当事業の補助金の交付に関する詳細は、平成 30 年度私立幼稚園補助金交付要領(以下、「交付要領」という。)に定められており、補助対象経費、基準額、補助金の額は以下のとおりである。

① 補助対象経費

- ・事務に要する費用
- ・教材及び教育備品の整備に要する費用
- ・施設等の整備に要する費用
- ・保健衛生及び災害対策に要する費用

ただし、上記経費から寄付金その他の収入を控除した額とする。

② 基準額

基準額は基本割と園児割から構成される。

・基本割	1 園ごとに 300,000 円
・園児割	幼稚園の収容定員(当該年度 5 月 1 日現在に在籍している園児数(認定こども園については、1 号認定と 2 号認定の園児を合算した数)が、当該年度収容定員に満たない場合には、在園している園児数とする。)に 2,000 円を乗じて得た額

③ 補助金の額

補助金の額は、基準額の合計額(基本割＋園児割)と、補助対象経費の実支出額と比較して少ない方の額とする。

2. 事業の形態

市の単独事業である。

3. 指標の推移

当事業では補助金支給率が指標として設定されており、指標の推移は以下のとおりである。補助金支給率は、補助金を実際に交付した園を補助金交付対象園で除して求められる率である。

年度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
補助金支給率	95%	100%	100%

(出所:学校教育課まとめ)

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	10,820	10,120	9,660	
実績	9,358	9,330	9,142	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	9,142	私立幼稚園補助金
合計	9,142	

5. 監査の結果及び意見

【意見 44】 補助金関係綴について

補助金関係綴には、補助金交付案件ごとに補助金交付申請書、支出負担行為書、実績報告書等の一連の書類が綴じられている。補助金関係綴を閲覧したところ、全ての補助金交付案件ごとに交付要領、関連規則(以下、交付要領等という。)が綴じられていた。全ての補助金交付案件ごとに交付要領等が綴じられている理由について、所管課の担当者に確認したところ、補助金交付案件ごとに書類回付のタイミングが異なり、所管課以外の課も目を通すため、全ての補助金交付案件ごとに交付要領等を綴じているとの回答であった。しかし、全交付申請 20 件のうち、平成 30 年 6 月 20 日付で 12 件の補助金の交付決定の決裁が行われており、このような場合、わざわざ 12 部の交付要領等を印刷する必要はないであろう。また、補助金の確定の決裁は 9 月から 3 月にかけて不定期に行われるが、交付要領等を 2~3 部印刷しておき、必要に応じて利用すれば十分ではないだろうか。当該交付要領の添付の仕方について検

討されたい。

【意見 45】実績報告書に添付される決算書について

私立幼稚園補助金の交付を受ける学校法人は、補助金の交付を受けるために実績報告を行う必要があり、実績報告書とともに決算書を市に提出する必要がある旨が交付要領の第 9 に定められている。

○平成 30 年度私立幼稚園補助金交付要領(抜粋)

(実績報告)

第 9 規則第 12 条の実績報告は、実績報告書(別記第 5 号様式)によるものとし、平成 31 年 3 月 15 日までに報告するものとする。

2 規則第 12 条の規定により教育長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金交付を受けようとする事業に係る事業実績書(別記第 2 号様式)
- (2) 補助金交付を受けようとする事業に係る事業収支精算書(別記第 3 号様式)
- (3) 購入品又は施工状況が確認できる写真
- (4) 法人の決算書

3 前項第 4 号の決算書は、平成 31 年 6 月までに提出するものとする。

決算書の提出状況を確認したところ、補助金交付案件の半数以上が、学校法人会計基準に基づいて作成される計算書類一式を提出しているが、資金収支計算書(若しくは、資金収支内訳表)のみを提出している学校法人も散見された。提出される決算書が学校法人ごとに異なる理由を所管課の担当者に確認したところ、実績報告時に提出される事業収支精算書の支出金額と、決算書として提出される資金収支計算書の支出金額の整合性を確認するために決算書の提出をお願いしているとのことであり、目的が達成できれば、決算書の一部の入手だけとなっている場合もあるとのことである。

補助金交付に際して提出を求める書類について、統一性を持たせるべきであり、書類入手の目的やチェックする項目を明確にし、入手書類を限定するというのも一案であろうし、全ての学校法人の決算書一式、すなわち、計算書類一式を入手し、資金収支計算書だけでなく、固定資産明細表等との数字の整合性を確認するというのも一案であろうと考える。いずれにしても、書類入手の目的、提出を求める書類を明確にし、制度を運用すべきである。

Ⅷ 社会教育課

No. 33 家庭の教育力充実事業

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

家庭は全ての教育の出発点であり、基本的な生活習慣や生活能力、他人に対する思いやり、自立心、社会的なマナー等を、家族のふれ合いを通じて身につけていく上で、重要な役割を担っている。近年の家庭の状況については、核家族化やひとり親世帯の増加傾向、三世代世帯の減少といった変化がみられ、地域コミュニティの弱体化傾向がある中、家庭教育においては、子育ての悩みや多くの不安を抱えながらも、身近に相談できる相手がいないといった課題がある。

これらの課題を解決するため、第2期八戸市教育振興基本計画(平成30年2月策定)の取り組むべき施策の方向性のひとつとして「学校・家庭・地域の連携・協働の充実」を掲げ、学校が抱える複雑化・多様化する課題の解決に向け、学校・家庭・地域が連携・協働して対応するための取り組みの充実を図ることとし、その中の事業として『家庭の教育力充実事業』を展開していくこととしている。

(2) 事業の内容

八戸市教育振興基本計画では、『家庭における教育力向上に向け、保護者等を対象にした研修会等を開催』することとしており、具体的には、以下の事業を行っている。

① 家庭教育研修会の開催

教育関係者及び保護者を対象に、子どもの心身ともに健全な育成に関し重要な家庭教育について学習する機会を提供し、家庭の教育力の向上を図ることを目的とし、講演会を年3回程度開催する。うち2回は八戸市民大学講座と併催で開催し、1回は八戸市連合父母と教師の会(連合PTA)と共催で開催している。

	第1回	第2回	第3回
開催日等	7月15日開催 ※八戸市民大学講座 第8講義併催	10月31日開催 ※八戸市民大学講座 第18講義併催	2月1日開催 ※八戸市連合PTA共催
受講者数	896人	660人	227人
講師	大阪市立大空小学校 初代校長 木村泰子氏	料理研究家、フードプロデューサー 土井善晴氏	教育評論家 親野智可等

	第 1 回	第 2 回	第 3 回
演題	みんながつくる みんなの学校ー地域の学校にすべての子どもの居場所をー	やっぱり家の料理が一番	叱らなくても子どもは伸びる ～目から鱗の子育てと家庭教育～
備考	同氏が取り上げたドキュメンタリー映画「みんなの学校」上映会を同時開催		

(出所:市提出資料より監査人作成)

② 子育て・親育ち講座の実施

家庭教育・子育てに関する学習機会を提供し、保護者の関心や理解を深め、家庭の教育力の充実を図ることを目的とし、市内保育園・幼稚園・市内小中学校及び各校(園)の PTA 組織が実施する家庭教育に関する講座を支援している。支援内容は講師に対する報償費(謝礼)の支払い及び旅費の支払いである。

③ 幼稚園家庭教育学級委託事業

少子化・核家族化といった変化の激しい現代社会の中で、子どもが本来持っている「生きる力」を培うためには、親は何をすべきかを考える必要があることから子どもの教育や人格形成に一番大切な場である家庭における教育力の充実を支援することを目的として、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる時期である 3 歳から 6 歳の幼児をもつ保護者を対象に幼稚園家庭教育学級を開設している。事業の実施に当たっては、学校教育の一環として、幼児期の子どもを対象に、心身の発達を助長することを目的に、しつけや生活習慣などの幼児教育を行う市内全私立幼稚園及び認定子ども園が加盟する八戸市私立幼稚園協会に委託するものである。

④ 家庭教育支援基盤形成事業

家庭教育の振興のため、住民の立場から子育てを支援している地域人材を活用し、家庭の教育力の向上を図るとともに、地域で家庭を支える仕組みづくりを目指している。市内小学校区ごとに家庭教育支援チームを配置し、その構成員を「子育てコーディネーター」とし、次の項目について事業を行う。

- ・子育てにおける悩みや不安等を抱えている保護者が気軽に相談できる環境を整

備する

- ・地域の保護者を対象に家庭教育について学ぶ機会を提供する。
- ・保護者が地域で孤立しないよう、子どもを通して交流する場を提供する。
- ・家庭教育に対する支援策の検討及び必要な情報交換を関係機関及び学校と行う。
- ・その他、必要があると認めた家庭教育支援について実施する。

平成 30 年度現在は、市立城北小学校を拠点とし、事業を実施している。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
委嘱人数	3 名	3 名	3 名
拠点	市立城北小学校	市立城北小学校	市立城北小学校
委嘱期間	平成 28 年 4 月 12 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 4 月 11 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 4 月 10 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日

(出所:市提出資料より監査人作成)

2. 事業の形態

市単独事業である。家庭の教育力充実事業のうち、幼稚園家庭教育学級委託事業は、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約で、市内全私立幼稚園及び認定子ども園が加盟する八戸市私立幼稚園協会に委託している。

その委託内容は、八戸市私立幼稚園協会に加盟する市内の私立幼稚園及び認定子ども園において、個別に幼稚園家庭教育学級を 1 園あたり 1 回以上開催することと、市内の私立幼稚園及び認定子ども園関係者を対象に幼稚園家庭教育学級の全体研修会を 1 回以上実施することとなっている。

3. 指標の推移

行動計画において実施回数を指標としており、実施回数等の実績推移は以下のとおりである。

① 家庭教育研修会の開催

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数	3 回 (八戸市民大学講座 併催 2 回、八戸市連 合 PTA 共催 1 回)	3 回 (八戸市民大学講座 併催 2 回、八戸市連 合 PTA 共催 1 回)	3 回 (八戸市民大学講座 併催 2 回、八戸市連 合 PTA 共催 1 回)

(出所:社会教育課まとめ)

② 子育て・親育ち講座の実施

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数等	16 回 (小中学校 16 回)	16 回 (小中学校 11 回、保 育園 5 回)	19 回 (小中学校 16 回、 幼稚園 3 回)
総参加者数	3,737 人	3,614 人	4,439 人

(出所:社会教育課まとめ)

③ 幼稚園家庭教育学級委託事業

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
契約期間	平成 28 年 6 月 1 日～ 平成 29 年 2 月 28 日	平成 29 年 6 月 1 日～ 平成 30 年 2 月 28 日	平成 30 年 6 月 1 日～ 平成 31 年 2 月 28 日
委託実績	市内 21 園での家庭教 育学級の開催、全体 研修会の開催	市内 20 園での家庭教 育学級の開催、全体 研修会の開催	市内 20 園での家庭教 育学級の開催、全体 研修会の開催

(出所:社会教育課まとめ)

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	1,352	1,411	1,335	
実績	980	1,041	1,146	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
報償費	409	家庭教育研修会、子育て・親育ち講座講師謝礼
旅費	135	家庭教育研修会、子育て・親育ち講座講師旅費
需用費	57	消耗品費
役務費	26	通信運搬費
委託料	450	幼稚園家庭教育学級運営委託料

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
使用料及び賃借料	66	家庭教育研修会会場借上料
合計	1,146	

5. 監査の結果及び意見

【意見 46】家庭教育研修会のアンケートの活用について

八戸市連合 PTA 共催の家庭教育研修会(年 1 回開催)では、平成 29 年度までアンケートを実施していなかったが、平成 30 年度では初めて参加者へのアンケートを実施し、参加者数 227 人中、回収枚数は 183 枚と回収率は 8 割を超えていた。そのアンケートに基づいて、所管課担当者は「平成 30 年度第 3 回家庭教育研修会アンケート結果」として、集計結果やグラフも作成し、分析を実施している。

今後の家庭教育研修会でも引き続きアンケートを実施し、参加者の意見や要望等を聴取し、今後のテーマ選定や家庭教育研修会の周知・充実等に活用していくことが望ましい。

【意見 47】家庭教育支援基盤形成事業の今後の在り方検討について

家庭教育支援基盤形成事業は、3 名の子育て支援コーディネーターを委嘱し、城北小学校に家庭教育支援チームを配置している。城北小学校のみの実施であり、子育て支援コーディネーターは小学校の校長経験者や民生委員、児童委員の方々が担っており、学校から相談を受けた内容で、特に学校でも立ち入りにくいような家庭の事情、その他がある場合に子どもだけではなくて家庭を訪問して保護者と面談し、学校に来られないようなさまざまな子どもの現状を解決するために関係機関とも相談し、1 件 1 件の家庭の事情に即したような活動等を行っている。家庭教育支援基盤形成事業は、民生委員や、児童委員の方々等でなければ立ち入ることができないようなことにも相談を受けているため、市内全域に広げることは難しいということである。

スクールソーシャルワーカー事業と似通った部分があり、今後については、城北小学校での需要や活動状況を考慮して、家庭教育支援基盤形成事業の子育て支援コーディネーターについての在り方を検討すべきである。

IX こども支援センター

No. 34 心身の発達支援を必要とする子ども及びその家庭への総合的な支援

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

心身の発達に遅れ、障がいがある等により特別な支援が必要な子ども及びその保護者に対し、必要な相談支援、指導等を行うことにより健やかな育成を図り、子どもの福祉の増進に資することを目的として、八戸市こども支援センターを管理運営する事業である。

(2) 事業の内容

① こども支援センターの概要

こども支援センターの概要は以下のとおりである。

項目	内容										
設置根拠条例	八戸市こども支援センター条例										
設置年月日	平成 27 年 4 月 1 日										
住所	八戸市諏訪一丁目 2 の 41 (八戸市総合教育センター内)										
実施事業	・児童等の障がい等の早期発見に関すること。 ・児童等の心身の発達に係る相談に関すること。 ・児童等の療育、指導及び検査に関すること。 ・児童等の生活指導及び適応指導に関すること。 ・特別支援教育に係る教育環境の整備に関すること。 ・児童等及びその保護者への支援に必要な関係機関との連絡調整に関すること。 ・その他センターの設置目的を達成するために必要な事業										
相談受付時間	来所相談 月～金曜日 9:00～16:00 電話相談 月～金曜日 8:30～16:00 ※ 土日祝日・お盆(8/13～8/15)・年末年始(12/28～1/4)は休										
組織構成員	こども支援センターの組織構成員は下表のとおりである(平成 31 年度人員)。 <table border="1"> <tr> <th>職階</th><th>人数</th></tr> <tr> <td>所長</td><td>1 名</td></tr> <tr> <td>副所長</td><td>1 名</td></tr> <tr> <td>主幹等</td><td>2 名</td></tr> <tr> <td>グループリーダー</td><td>1 名</td></tr> </table>	職階	人数	所長	1 名	副所長	1 名	主幹等	2 名	グループリーダー	1 名
職階	人数										
所長	1 名										
副所長	1 名										
主幹等	2 名										
グループリーダー	1 名										

	主任指導主事等	3 名	
	教育相談員	8 名	
	適応指導教室指導員	4 名	
	専門相談員	5 名	
	未就学ことばの教室相談員	6 名	
	教育支援業務嘱託員	1 名	
	合計	32 名	

(出所:担当課資料より監査人作成)

② 事業の実施状況

こども支援センターは、幼児児童生徒に関わる相談窓口の一つであり、関係各課や関係機関と連携・協力し合い、子どもたちへのさまざまな支援をつなぐ「拠点」である。

具体的な活動内容としては、児童生徒・保護者・教職員からの子育て、教育、発達教育等に関する内容の相談への対応、学びにくさや対人関係の難しさなどを抱えている子どもの適切な支援のため巡回相談に応じながら学校や教職員、保護者への指導助言の実施、必要に応じて児童生徒への各種検査の実施、ペアレントトレーニング(子どもへのよりよい接し方についての学びの場)の実施、不登校状態にある児童生徒を対象とした適応指導教室・適応支援活動等の多様な活動を行っている。

こども支援センターにおける全相談件数の推移は下表のとおりである。市民の需要増加により相談員を増員する等した結果、相談体制の充実が図られ増加推移となっている。

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
全相談件数 年度経過	3,521 件	4,215 件	4,696 件

(出所:担当課資料より監査人作成)

2. 事業の形態

こども支援センターは、市が自ら運営している。事業財源としては社会保険料 4,742 千円が使用されているほかは全て一般財源である。

3. 指標の推移

相談件数の推移は「1. (2) ②事業の実施状況」のとおりである。

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

当監査においては、こども支援センターの主要事業である相談・指導・助言を実施する「教育相談・適応指導教室事業」と「こども支援センター運営業務」を監査対象とした。それぞれの予算実績額は以下のとおりである。

① 教育相談・適応指導教室事業

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	27,720	30,674	32,860	
実績	27,036	30,150	32,521	

② こども支援センター運営業務

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	14,584	15,462	15,686	
実績	13,961	14,459	14,703	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

① 教育相談・適応指導教室事業

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
報酬	23,704	教育相談員人件費等
共済費	6,551	教育相談員社会保険料
報償費	380	
旅費	1,008	
需用費	344	
役務費	77	
使用料及び賃借料	93	
備品購入費	263	
負担金補助及び交付金	98	
合計	32,521	

② こども支援センター運営業務

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
報酬	10,201	特別支援教育専門指導員人件費等
共済費	3,148	特別支援教育専門指導員社会保険料
報償費	190	
旅費	517	
需用費	255	
役務費	35	
備品購入費	275	
負担金補助及び交付金	78	
合計	14,703	

5. 監査の結果及び意見

【結果 35】 職員の社会保険料等の算定誤りについて

こども支援センターに所属している職員 5 名について、社会保険料に係る標準報酬月額（給与額に基づく社会保険上の等級であり、この等級に応じて労使が負担する保険料が決定される）の随時改定がなされなかった結果、職員給与から天引きされる社会保険料が過少となっていた。同時に、こども支援センターが折半にて負担する社会保険料（節：共済費）の支出額も過少となっていた。

算定誤りのあった 5 名の支援員は非常勤職員である。非常勤職員は、全国健康保険協会（協会けんぽ）の社会保険に加入している。5 名全員について、平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日（以下、平成 29 年度とする）の雇用契約の終了後に、平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（平成 30 年度とする）の雇用契約が締結されており、平成 29 年度の月額基本賃金は 131,700 円、社会保険上の標準報酬月額 134 千円であり、平成 30 年度契約では月額基本賃金が 146,100 円へと昇給している。この場合、本来であれば、平成 30 年 7 月に社会保険において求められる随時改定の三要件を満たすため（詳細は下記参照）改訂を実施し、標準報酬月額を 134 千円から 150 千円へと改定する必要があったが、市では行うべき随時改定を行っていなかった。結果、平成 30 年 7 月 8 月分社会保険料について旧来の低い標準報酬月額を適用してしまったことで、納めるべき社会保険料が概算額で 47 千円（職員負担分 23 千円、市負担分 23 千円）過少となっていた。この誤りについて、市は、八戸年金事務所と協議の上、令和元年 9 月 5 日に「健康保険被保険者報酬月額変更届」を提出し、本人負担分の不足額を 10 月分報酬（10 月 21 日支払）から徴収して、事業主負担分と合わせて 10 月 31 日に支払いを済ませているとのことであった。

今回の誤謬は、金額こそ 47 千円と多いわけではないが、そもそも給与計算事務は職員との

信頼関係や、社会保険料が公的制度に基づく納付であることに鑑みればミスが許されない領域である。今後は、システムで自動的に随時改定のフラグが立つような設計にする、複数人のチェック体制を設ける等の確認体制の強化を求めたい。

(随時改定とは)

被保険者の報酬が、昇(降)給等の固定的賃金の変動に伴って大幅に変わったときは、定時決定を待たずに標準報酬月額を改定します。これを随時改定といいます。随時改定は、次の3つの条件を全て満たす場合に行います。

- (1) 昇給又は降給等により固定的賃金に変動があった。
- (2) 変動月からの3か月間に支給された報酬(残業手当等の非固定的賃金を含む)の平均月額に該当する標準報酬月額とこれまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた。
- (3) 3か月とも支払基礎日数が17日(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日)以上である。

(出所:協会けんぽホームページ)

X 図書館

No. 35 親子の心ふれあう機会の提供

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

赤ちゃんと保護者に、絵本を開く楽しい体験と一緒に絵本を手渡し、赤ちゃんが、心ふれあう楽しいひとときを持つきっかけをつくる。

(2) 事業の内容

対象: 生後 90 日から 1 歳未満(誕生日の前日まで)の八戸市民とその保護者

会場: 八戸市総合健診センター 年間約 50 回(毎週水曜日に行われる先天性股関節脱臼検診受診後)

内容: 読み聞かせボランティアが絵本の読み聞かせを行い、その後に絵本 1 冊と図書館の利用案内、おすすめブックリスト等の入ったブックスタートパックを手渡す。

検診時以外の配付場所: 健康づくり推進課

2. 事業の形態

市の単独事業である。

3. 指標の推移

行動計画では「絵本配付率」を指標としている。

年度	対象者数	実施回数	配付数	配付率
平成 28 年度	1,846 人	49 回	1,748 個	94.7%
平成 29 年度	1,688 人	48 回	1,523 個	90.2%
平成 30 年度	1,654 人	50 回	1,579 個	95.5%

(出所: 市提出資料より監査人作成)

4. 事業費の予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位: 千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
当初予算	3,850	3,839	3,857	
実績	3,824	3,950	3,942	

(2) 平成 30 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 30 年度 決算額	主な内容
報酬	1,723	非常勤職員報酬(嘱託職員)
共済費	495	非常勤職員共済費
報償費	125	ボランティアに対する謝礼
旅費	22	嘱託職員通勤費
需用費	1,569	ブックスタートパック購入費(絵本、バック、ブックレット)等
役務費	7	嘱託職員健康診断手数料
合計	3,942	

5. 監査の結果及び意見

【結果 36】絵本の在庫管理について

市は、事業で配付する絵本について、購入数量と配付数量は把握しているが、在庫数を把握していない。具体的には、「ブックスタート実施記録簿」(以下、「記録簿」という。)として図書館及び健康づくり推進課が配付した数量を記録しているが、在庫として何冊残っていないかを確認しておらず、また年度末の棚卸も行っていない。記録簿によれば、平成 30 年度は 1,720 冊購入し、1,579 冊配付しており、その差し引きとして計算される平成 30 年度購入分の在庫は 141 冊であった。

そもそも購入数量と配付数量及び在庫数という 3 つの情報は、一体として管理するのが適切である。また在庫管理を行わない場合、紛失するリスクや誤った(余分な)発注をするリスクが高まる。在庫管理が行われていない現状においては、盗難があったとしても、その事実に気づきにくい状況にあり、さらに、絵本自体は高額な物品ではないかもしれないが、限られた予算を費やして購入した物品であることを勘案すると在庫管理は必須であると考ええる。

市においては、購入数量、配付数量及び在庫数量を合わせて記録・管理することが適切である。また、年度末に棚卸を実施し、帳簿上の在庫数量と実際の在庫数量に差があった場合は差異分析を行い、原因を特定することが必要である。